

(1) 出来形管理基準及び規格値

(1) 出来形管理基準及び規格値 目次

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第1編 共通編							
第2章 土工							
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			I - 1	
		2	掘削工 (面管理の場合)			I - 2	
		3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			I - 3	
	1-2-3-3	1	盛土工			I - 3	
		2	盛土工 (面管理の場合)			I - 4	
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土 (テールアルメ) 壁工法		I - 5	
			盛土補強工	多数アンカー式補強土工 法		I - 5	
			盛土補強工	ジオテキスタイルを用いた 補強土工法		I - 5	
	1-2-3-5		法面整形工			I - 5	
	1-2-3-6		堤防天端工	盛土部		I - 5	
	第4節 道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			I - 6
			2	掘削工 (面管理の場合)			I - 7
1-2-4-3		1	路体盛土工			I - 8	
		2	路体盛土工 (面管理の場合)			I - 9	
1-2-4-4		1	路床盛土工			I - 8	
		2	路床盛土工 (面管理の場合)			I - 9	
1-2-4-5		法面整形工	盛土部		I - 10		
第3章 無筋、鉄筋コンクリート							
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			I - 10	
第3編 土木工事共通編							
第2章 一般施工							
第3節 共通の工種	3-2-3-4		矢板工 (指定仮設・任意仮 設は除く)	鋼矢板		I - 11	
			矢板工 (指定仮設・任意仮 設は除く)	軽量鋼矢板		I - 11	
			矢板工 (指定仮設・任意仮 設は除く)	コンクリート矢板		I - 11	
			矢板工 (指定仮設・任意仮 設は除く)	広幅鋼矢板		I - 11	
			矢板工 (指定仮設・任意仮 設は除く)	可とう鋼矢板		I - 11	
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカーブ		I - 11	
	3-2-3-6		小型標識工			I - 11	
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		I - 12	
			防止柵工	転落 (横断) 防止柵		I - 12	
			防止柵工	車止めポスト		I - 12	
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		I - 12	
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		I - 13	
	3-2-3-9		区画線工			I - 13	
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		I - 13	
			道路付属物工	距離標		I - 13	
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			I - 14	
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工 (購入工)	けた橋		I - 14	
		2	プレテンション桁製作工 (購入工)	スラブ桁		I - 14	
	3-2-3-13	1	ポストテンション桁製作工			I - 15	
		2	プレキャストセグメント桁 製作工	(購入工)		I - 15	
	3-2-3-14		プレキャストセグメント主 桁組立工			I - 15	
	3-2-3-15		PCホロースラブ製作工			I - 16	
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			I - 17	
		2	PC押し箱桁製作工			I - 18	
	3-2-3-17		根固めブロック工			I - 19	
	3-2-3-18		沈床工			I - 19	
	3-2-3-19		捨石工			I - 20	
	3-2-3-22		階段工			I - 20	
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		I - 20	
		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイン ト		I - 21	
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		I - 21	
3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		I - 21		
	2	多自然型護岸工	かごマット		I - 22		
3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		I - 22		
	2	羽口工	ふとんかご、かご枠		I - 22		
3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		I - 23		
		プレキャストカルバート工	プレキャストパイプ工		I - 23		
3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		I - 23		
	1	側溝工	I型側溝工		I - 23		
	1	側溝工	自由勾配側溝		I - 23		
	1	側溝工	管渠		I - 23		
	2	側溝工	場所打水路工		I - 24		
3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工		I - 24		
3-2-3-30		集水枿工			I - 25		
3-2-3-31		現場塗装工			I - 25		

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		I - 25
			一般事項	砕石基礎工		I - 25
			一般事項	割ぐり石基礎工		I - 25
			一般事項	均しコンクリート		I - 25
	3-2-4-3	1	基礎工 (護岸)	現場打		I - 26
		2	基礎工 (護岸)	プレキャスト		I - 26
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		I - 26
		1	既製杭工	鋼管杭		I - 26
		1	既製杭工	H鋼杭		I - 26
		2	既製杭工	鋼管ソイルセメント杭		I - 27
	3-2-4-5		場所打杭工			I - 27
	3-2-4-6		深礎工			I - 27
	3-2-4-7		オープンケーソン基礎工			I - 28
	3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			I - 28
3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			I - 28	
第5節 石・ブロック積 (張) 工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		I - 29
		1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック張り		I - 29
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		I - 29
		3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		I - 30
	3-2-5-4		緑化ブロック工			I - 30
	3-2-5-5		石積 (張) 工			I - 30
	3-2-6-6	4	橋面防水工 (シート系床版防水層)			I - 31
第6節 一般舗装工	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		I - 32
		2	アスファルト舗装工	下層路盤工 (面管理の場合)		I - 33
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		I - 34
		4	アスファルト舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		I - 35
		5	アスファルト舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)		I - 36
		6	アスファルト舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工) (面管理の場合)		I - 37
		7	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I - 38
		8	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		I - 39
		9	アスファルト舗装工	基層工		I - 40
		10	アスファルト舗装工	基層工 (面管理の場合)		I - 41
		11	アスファルト舗装工	表層工		I - 42
		12	アスファルト舗装工	表層工 (面管理の場合)		I - 43
	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		I - 43
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工 (面管理の場合)		I - 44
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		I - 44
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		I - 45
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)		I - 46
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工) (面管理の場合)		I - 47
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I - 48
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		I - 49
		9	半たわみ性舗装工	基層工		I - 50
		10	半たわみ性舗装工	基層工 (面管理の場合)		I - 50
		11	半たわみ性舗装工	表層工		I - 51
		12	半たわみ性舗装工	表層工 (面管理の場合)		I - 52
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		I - 53
		2	排水性舗装工	下層路盤工 (面管理の場合)		I - 54
		3	排水性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		I - 55
		4	排水性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		I - 56
		5	排水性舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)		I - 57
		6	排水性舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工) (面管理の場合)		I - 58
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I - 59
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		I - 59
		9	排水性舗装工	基層工		I - 60
		10	排水性舗装工	基層工 (面管理の場合)		I - 61
		11	排水性舗装工	表層工		I - 62
		12	排水性舗装工	表層工 (面管理の場合)		I - 63

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		I - 64
		2	透水性舗装工	路盤工 (面管理の場合)		I - 65
		3	透水性舗装工	表層工		I - 66
		4	透水性舗装工	表層工 (面管理の場合)		I - 67
	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I - 68
		2	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		I - 69
		3	グースアスファルト舗装工	基層工		I - 70
		4	グースアスファルト舗装工	基層工 (面管理の場合)		I - 71
		5	グースアスファルト舗装工	表層工		I - 72
		6	グースアスファルト舗装工	表層工 (面管理の場合)		I - 73
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		I - 74
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工 (面管理の場合)		I - 75
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		I - 76
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工 (面管理の場合)		I - 77
		5	コンクリート舗装工	セメント (石灰・瀝青) 安定処理工		I - 78
		6	コンクリート舗装工	セメント (石灰・瀝青) 安定処理工 (面管理の場合)		I - 79
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		I - 80
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層 (面管理の場合)		I - 81
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		I - 82
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工 (面管理の場合)		I - 83
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (下層路盤工)		I - 84
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (下層路盤工) (面管理の場合)		I - 85
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工)		I - 86
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		I - 86
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工)		I - 87
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工) (面管理の場合)		I - 88
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層)		I - 89
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)		I - 90
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		I - 91
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (面管理の場合)		I - 92
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		I - 93
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		I - 93
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)		I - 94
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I - 95
		5	薄層カラー舗装工	基層工		I - 96
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		I - 96
		2	ブロック舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		I - 97
		3	ブロック舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)		I - 97
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I - 98
		5	ブロック舗装工	基層工		I - 99
3-2-6-15	1	路面切削工			I - 100	
	2	路面切削工	(面管理の場合)		I - 100	
3-2-6-16		舗装打換え工			I - 101	
3-2-6-17	1	オーバーレイ工			I - 101	
	2	オーバーレイ工	(面管理の場合)		I - 102	
第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			I - 103
	3-2-7-3		置換工			I - 103
	3-2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上		I - 104
		2	表層安定処理工	(ICT施工の場合)		I - 104
	3-2-7-5		バイルネット工			I - 104
	3-2-7-6		サンドマット工			I - 105
	3-2-7-7		バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		I - 105
			バーチカルドレーン工	ペーパードレーン工		I - 105
			バーチカルドレーン工	袋詰式サンドドレーン工		I - 105
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションバイル工		I - 105

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁		
	3-2-7-9	1	固結工	粉体噴射攪拌工		I - 106		
		1	固結工	高圧噴射攪拌工		I - 106		
		1	固結工	スラリー攪拌工		I - 106		
		1	固結工	生石灰パイル工		I - 106		
		2	固結工	スラリー攪拌工 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）」による管理の場合		I - 107		
第10節 仮設工	3-2-10-5	3	固結工	中層混合処理		I - 107		
		1	土留・仮締切工	H鋼杭		I - 108		
		1	土留・仮締切工	鋼矢板		I - 108		
		2	土留・仮締切工	アンカー工		I - 108		
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		I - 108		
	3-2-10-9	4	土留・仮締切工	締切盛土		I - 109		
		5	土留・仮締切工	中詰盛土		I - 109		
				地中連続壁工（壁式）		I - 109		
				地中連続壁工（柱列式）		I - 110		
				法面吹付工		I - 126		
3-2-10-22				3-2-14-3吹付工	I - 126			
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8		
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-1	1	一般事項	鋳造費（金属支承工）		I - 111		
		2	一般事項	鋳造費（大型ゴム支承工）		I - 112		
		3	一般事項	仮設材製作工		I - 113		
		4	一般事項	刃口金物製作工		I - 113		
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		I - 114		
		1	桁製作工	シミュレーション仮組立検査を行う場合		I - 115		
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		I - 116		
		3	桁製作工	鋼製堰堤製作工（仮組立時）		I - 117		
	3-2-12-4		検査路製作工			I - 119		
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			I - 119		
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			I - 119		
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			I - 120		
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			I - 120		
	3-2-12-9		プレバーム用桁製作工			I - 121		
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			I - 122		
	3-2-12-11		工場塗装工			I - 122		
	第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		I - 123	
			架設工（鋼橋）	ケーブルクレーン架設		I - 123		
			架設工（鋼橋）	ケーブルエレクション架設		I - 123		
			架設工（鋼橋）	架設桁架設		I - 123		
			架設工（鋼橋）	送出し架設		I - 123		
			架設工（鋼橋）	トラバラークレーン架設		I - 123		
			架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		I - 124		
			架設工（コンクリート橋）	架設桁架設		I - 124		
			架設工支保工	固定		I - 124		
			架設工支保工	移動		I - 124		
			架設桁架設	片持架設		I - 124		
			架設桁架設	押出し架設		I - 124		
第14節 法面工（共通）			3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		I - 124
				1	植生工	張芝工		I - 124
	1	植生工		筋芝工		I - 124		
	1	植生工		市松芝工		I - 124		
	1	植生工		植生シート工		I - 124		
	1	植生工		植生マット工		I - 124		
	1	植生工		植生筋工		I - 124		
	1	植生工		人工張芝工		I - 124		
	1	植生工		植生穴工		I - 124		
	2	植生工		植生基材吹付工		I - 125		
	3-2-14-3	2	植生工	客土吹付工		I - 125		
				吹付工	コンクリート		I - 126	
	3-2-14-4			吹付工	モルタル		I - 126	
		1	法粹工	現場打法粹工		I - 127		
		2	法粹工	現場吹付法粹工		I - 127		
	3-2-14-6		アンカー工	プレキャスト法粹工		I - 127		
	第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		I - 128	
3-2-15-2			プレキャスト擁壁工			I - 129		
3-2-15-3			補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		I - 129		
			補強土壁工	多数アンカー式補強土工法		I - 129		
			補強土壁工	ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I - 129		
3-2-15-4		井桁ブロック工			I - 130			
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		I - 131		
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船		I - 131		
		3	浚渫船運転工	バックホウ浚渫船（面管理の場合）		I - 132		
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工			I - 133		

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6編 河川編						
第1章 築堤・護岸						
第3節 軽量盛土工	6-1-3-1		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第4節 地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	I - 104
	6-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	I - 104
	6-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	I - 105
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I - 105
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	I - 106
	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I - 26
第5節 護岸基礎工	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3		筈コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I - 26
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29
	6-1-7-4		護岸付属物工			I - 133
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	I - 30
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29
	6-1-7-7		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I - 30
	6-1-7-8		法砕工		3-2-14-4法砕工	I - 127
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	I - 21
			多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	I - 21
			多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	I - 21
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	I - 126
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I - 5
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
			羽口工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
			羽口工	かご枠	3-2-3-27羽口工	I - 22
		羽口工	連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	I - 29	
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I - 129
第9節 根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I - 19
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I - 19
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 20
	6-1-9-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
		かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	I - 19
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 20
	6-1-10-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
	6-1-10-8		杭出し水制工			I - 134
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I - 32
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I - 74
	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I - 93
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I - 96
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	I - 23
	6-1-11-10		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	I - 25
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	I - 11
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	I - 13
	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I - 13
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	I - 11
	第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工		
6-1-13-4			ハンドホール工			I - 135
第2章 浚渫(川)						
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	6-2-3-2		浚渫船運転工(民船・官船)		3-2-16-3浚渫船運転工	I - 131
第3節 浚渫工(グラブ浚渫船)	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I - 131
第4節 浚渫工(バックホウ浚渫船)	6-2-5-2	1	浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I - 131
		2	浚渫船運転工(面管理の場合)		3-2-16-3浚渫船運転工	I - 131
第3章 樋門・樋管						
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第4節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	I - 106
第5節 樋門・樋管本体	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
	6-3-5-6	1	函渠工	本体工		I - 135
		2	函渠工	ヒューム管		I - 136
		2	函渠工	P C管		I - 136
		2	函渠工	コルゲートパイプ		I - 136
		2	函渠工	ダクタイル铸铁管		I - 136
			函渠工	P C函渠	3-2-3-28プレキャストカルバート工	I - 23
	6-3-5-7		翼壁工			I - 136
6-3-5-8		水叩工			I - 136	

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I - 19	
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I - 19	
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 20	
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
	6-3-7-4		集水樋工		3-2-3-29側溝工	I - 23	
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-30集水樋工	I - 25	
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-29暗渠工	I - 24	
第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-28プレキャストカ ルバート工	I - 23	
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-7防止柵工	I - 12	
第4章 水門							
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I - 114	
	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製 作工	I - 119	
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製 作工	I - 119	
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製 作工	I - 122	
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製 作工	I - 120	
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	I - 113	
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I - 122	
	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8	
	第5節 軽量盛土工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
		6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
第6節 水門本体工	6-4-6-6		矢板工 (遮水矢板)		3-2-3-4矢板工	I - 11	
	6-4-6-7		床版工			I - 136	
	6-4-6-8		堰柱工			I - 136	
	6-4-6-9		門柱工			I - 136	
	6-4-6-10		ゲート操作台工			I - 136	
	6-4-6-11		胸壁工			I - 136	
	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	I - 136	
	6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	I - 136	
	第7節 護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック 工	I - 19
		6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I - 19
		6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 20
		6-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
	第8節 付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
6-4-8-8			階段工		3-2-3-7防止柵工	I - 12	
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123	
	6-4-9-5		架設工 (ケーブルクレーン架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123	
	6-4-9-6		架設工 (ケーブルエレ クション架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123	
	6-4-9-7		架設工 (架設桁架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123	
	6-4-9-8		架設工 (送出し架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123	
	6-4-9-9		架設工 (トラベラークレーン架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123	
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179	
	第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 25
	第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	I - 133
	第12節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20
6-4-12-4			地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 180	
6-4-12-5			橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 180	
6-4-12-6			橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 180	
6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 181		
第14節 コンクリート管 理橋上部工 (PC橋)	6-4-14-2		プレテンション桁製作工 (購入工)		3-2-3-12プレテンション 桁製作工 (購入工)	I - 14	
第14節 コンクリート管 理橋上部工 (PC橋)	6-4-14-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンショ ン桁製作工	I - 15	
	6-4-14-4		プレキャストセグメント桁 製作工 (購入工)		3-2-3-13プレキャストセ グメント桁製作工 (購入工)	I - 15	
	6-4-14-5		プレキャストセグメント主 桁組立工		3-2-3-14プレキャストセ グメント主桁組立工	I - 15	
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179	
	6-4-14-7		架設工 (クレーン架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	I - 124	
	6-4-14-8		架設工 (架設桁架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	I - 124	
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I - 133	
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180	
	第15節 コンクリート管 理橋上部工 (PCホロースラブ橋)	6-4-15-2		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179
		6-4-15-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180
6-4-15-5			PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラ ブ製作工	I - 16	

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第16節 橋梁付属物工 (コンクリート管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20	
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 180	
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 180	
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 180	
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 181	
第18節 舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I - 32	
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	I - 43	
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	I - 53	
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	I - 64	
	6-4-18-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I - 68	
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I - 74	
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I - 93	
6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I - 96		
第5章 堰							
第3節 工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	I - 113	
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I - 114	
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I - 119	
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I - 119	
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I - 119	
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I - 122	
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	I - 121	
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I - 120	
	6-5-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I - 120	
	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	I - 113	
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I - 122	
	第5節 軽量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
	第6節 可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
		6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
6-5-6-5			オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I - 28	
6-5-6-6			ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I - 28	
6-5-6-7			矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11	
6-5-6-8			床版工		6-4-6-7床版工	I - 136	
6-5-6-9			堰柱工		6-4-6-8堰柱工	I - 136	
6-5-6-10			門柱工		6-4-6-9門柱工	I - 136	
6-5-6-11			ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	I - 136	
6-5-6-12			水叩工		6-3-5-8水叩工	I - 136	
6-5-6-13			開門工			I - 137	
6-5-6-14			土砂吐工			I - 137	
6-5-6-15			取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128	
第7節 固定堰本体工		6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
		6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
	6-5-7-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I - 28	
	6-5-7-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I - 28	
	6-5-7-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11	
	6-5-7-8		堰本体工			I - 137	
	6-5-7-9		水叩工			I - 137	
	6-5-7-10		土砂吐工			I - 137	
	6-5-7-11		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128	
	第8節 魚道工	6-5-8-3		魚道本体工			I - 137
	第9節 管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			I - 138
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I - 123	
	6-5-10-5		架設工 (ケーブルクレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I - 123	
	6-5-10-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I - 123	
	6-5-10-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I - 123	
	6-5-10-8		架設工(送出し架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I - 123	
	6-5-10-9		架設工(トラバラークレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I - 123	
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179	
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 25	
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	I - 133	
第13節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20	
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 180	
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 180	
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 180	
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 181	

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第15節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	6-5-15-2		プレテンション桁製作工 (購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工 (購入工)	I - 14
	6-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I - 15
	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	I - 15
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I - 15
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179
	6-5-15-7		架設工 (クレーン架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	I - 124
	6-5-15-8		架設工 (架設桁架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	I - 124
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I - 133
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180
	第16節 コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋)	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10支承工
6-5-16-4			落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180
6-5-16-5			PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I - 16
第17節 コンクリート管理橋上部工 (PC箱桁)	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179
	6-5-17-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	I - 17
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180
第18節 橋梁付属物工 (コンクリート管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 180
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 180
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 180
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 181
第20節 付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	I - 20
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第4節 機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
	6-6-4-6		本体工			I - 139
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			I - 139
	第5節 沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工
6-6-5-4			場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
6-6-5-5			矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
6-6-5-6			場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
6-6-5-7			コンクリート床版工			I - 140
6-6-5-8			ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック工	I - 19
6-6-5-9			場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 24
第6節 吐出水槽工		6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	I - 139
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第4節 床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工		I - 140
			本体工	植石張り	3-2-5-5石積 (張) 工	I - 30
			本体工	根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	I - 19
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
	6-7-4-8		水叩工			I - 141
			水叩工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	I - 21
		水叩工	根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	I - 19	
第5節 床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	I - 140
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	I - 140
	6-7-5-6		側壁工			I - 141
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	I - 141
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積 (張) 工	I - 30
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工 (護岸)	I - 26
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	I - 5
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I - 74
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I - 32
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12
第9節 付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	I - 13
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	I - 134
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	I - 135
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	I - 124

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第4節 腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I - 5
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124
第5節 側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	I - 22
			縁切工	連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	I - 29
			縁切工	コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29
			縁切工	石張工	3-2-5-5石積(張)工	I - 30
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積(張)工	I - 30
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29
第7節 管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I - 100
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I - 101
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I - 101
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	3-2-3-29側溝工	I - 23
			排水構造物工	集水樹工	3-2-3-30集水樹工	I - 25
	6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	I - 11
第8節 現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 25
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I - 14
第7編 河川海岸編						
第1章 堤防・護岸						
第3節 軽量盛土工	7-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第4節 地盤改良工	7-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	I - 104
	7-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	I - 104
	7-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	I - 105
	7-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I - 105
	7-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	I - 106
第5節 護岸基礎工	7-1-5-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 20
	7-1-5-5		場所打コンクリート工			I - 141
	7-1-5-6		海岸コンクリートブロック工			I - 142
	7-1-5-7		筥コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I - 26
	7-1-5-8		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I - 26
	7-1-5-9		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
第6節 護岸工	7-1-6-3		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I - 30
	7-1-6-4		海岸コンクリートブロック工			I - 142
	7-1-6-5		コンクリート被覆工			I - 143
第7節 擁壁工	7-1-7-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
第8節 天端被覆工	7-1-8-2		コンクリート被覆工			I - 143
第9節 波返工	7-1-9-3		波返工			I - 144
第10節 裏法被覆工	7-1-10-2		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I - 30
	7-1-10-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29
	7-1-10-4		コンクリート被覆工		7-1-6-5コンクリート被覆工	I - 143
	7-1-10-5		法枠工		3-2-14-4法枠工	I - 127
第11節 カルバート工	7-1-11-3		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I - 23
第12節 排水構造物工	7-1-12-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I - 23
	7-1-12-4		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	I - 25
	7-1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29暗渠工	I - 24
			管渠工	プレキャストボックス	3-2-3-29暗渠工	I - 24
			管渠工	コルゲートパイプ	3-2-3-29暗渠工	I - 24
			管渠工	ダクタイル铸铁管	3-2-3-29暗渠工	I - 24
	7-1-12-6		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 24
第13節 付属物設置工	7-1-13-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
	7-1-13-6		階段工		3-2-3-22階段工	I - 20
第14節 付帯道路工	7-1-14-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12
	7-1-14-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I - 32
	7-1-14-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I - 74
	7-1-14-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I - 93
	7-1-14-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	I - 23
	7-1-14-9		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	I - 25
	7-1-14-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	I - 11
第14節 付帯道路工	7-1-14-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	I - 13
第15節 付帯道路施設工	7-1-15-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I - 13
	7-1-15-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I - 11

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 突堤・人工岬							
第3節 軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8	
第4節 突堤基礎工	7-2-4-4		捨石工			I - 144	
	7-2-4-5		吸出し防止工			I - 145	
第5節 突堤本体工	7-2-5-2		捨石工			I - 145	
	7-2-5-5		海岸コンクリートブロック工			I - 145	
	7-2-5-6		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26	
	7-2-5-7		詰杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26	
	7-2-5-8		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11	
	7-2-5-9		石枠工			I - 146	
	7-2-5-10		場所打コンクリート工			I - 146	
	7-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作			I - 147
		2	ケーソン工	ケーソン工掘付			I - 147
	7-2-5-12	1	ケーソン工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリート ブロック)			I - 148
		2			セルラー工	セルラー工製作	
	7-2-5-12	2	セルラー工	セルラー工掘付			I - 148
3		セルラー工			突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリート ブロック)		I - 148
第6節 根固め工	7-2-6-2		捨石工			I - 149	
第7節 消波工	7-2-6-3		根固めブロック工			I - 149	
	7-2-7-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 20	
	7-2-7-3		消波ブロック工			I - 149	
第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)							
第3節 海域堤基礎工	7-3-3-3		捨石工			I - 150	
	7-3-3-4		吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	I - 145	
第4節 海域堤本体工	7-3-4-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 20	
	7-3-4-3		海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリート ブロック工	I - 145	
	7-3-4-4		ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	I - 147	
	7-3-4-5		セルラー工		7-2-5-12セルラー工	I - 148	
	7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打ちコンクリート工	I - 146	
第4章 浚渫(海岸)							
第3節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	7-4-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I - 131	
第4節 浚渫工(グラブ船)	7-4-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I - 131	
第5章 養浜							
第3節 軽量盛土工	7-5-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8	
第4節 砂止工	7-5-4-2		根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック	I - 149	
第8編 砂防編							
第1章 砂防堰堤							
第3節 工場製作工	8-1-3-3		鋼製堰堤製作工		3-2-12-3桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	I - 117	
		8-1-3-4	鋼製堰堤仮設材製作工			I - 150	
		8-1-3-5	工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I - 122	
第5節 軽量盛土工	8-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8	
第6節 法面工	8-1-6-2		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124	
	8-1-6-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I - 126	
	8-1-6-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I - 127	
	8-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I - 128	
	8-1-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
		かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22		
第8節 コンクリート堰堤工	8-1-8-4	1	コンクリート堰堤本体工			I - 151	
			コンクリート副堰堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤 本体工	I - 151	
			コンクリート側壁工			I - 151	
			水叩工			I - 152	
第9節 鋼製堰堤工	8-1-9-5	1	鋼製堰堤本体工	不透過型		I - 152	
		2	鋼製堰堤本体工	透過型		I - 153	
	8-1-9-6		鋼製側壁工			I - 155	
	8-1-9-7		コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側 壁工	I - 151	
	8-1-9-9		水叩工		8-1-8-8水叩工	I - 152	
8-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 25		
第10節 護床工・根固め工	8-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック 工	I - 19	
			沈床工		3-2-3-18沈床工	I - 19	
			かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
		かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22		
第11節 砂防堰堤付属物設置工	8-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12	
第12節 付帯道路工	8-1-12-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12	
			アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗 装工	I - 32	
			コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗 装工	I - 74	

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 付帯道路施設工	8-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I - 93
	8-1-12-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	I - 23
	8-1-12-9		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	I - 25
	8-1-12-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	I - 11
	8-1-12-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	I - 13
	8-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I - 13
	8-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I - 11
第2章 流路						
第3節 軽量盛土工	8-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第4節 流路護岸工	8-2-4-4		基礎工(護岸)		3-2-4-3基礎工(護岸)	I - 26
	8-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
第4節 流路護岸工	8-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29
	8-2-4-7		石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	I - 30
	8-2-4-8		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	I - 133
	8-2-4-9		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124
	8-2-5-4		床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I - 151
第5節 床固め工	8-2-5-5		垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I - 151
	8-2-5-6		側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	I - 151
	8-2-5-7		水叩工		8-1-8-8水叩工	I - 152
	8-2-5-8		魚道工			I - 155
第6節 根固め・水制工	8-2-6-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I - 19
	8-2-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 20
	8-2-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
第7節 流路付属物設置	8-2-7-2		階段工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	I - 21
	8-2-7-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
第3章 斜面对策						
第3節 軽量盛土工	8-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第4節 法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	I - 126
	8-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I - 127
	8-3-4-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
	8-3-4-6		アンカー工(プレキャストコンクリート板)		3-2-14-6アンカー工	I - 128
	8-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I - 128
第5節 擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I - 129
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	I - 129
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	I - 130
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	I - 163
	8-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 24
第6節 山腹水路工	8-3-6-4		山腹明暗渠工			I - 155
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	I - 24
	8-3-6-6		現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 24
	8-3-6-7		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	I - 25
第7節 地下水排除工	8-3-7-4		集排水ボーリング工			I - 156
	8-3-7-5		集水井工			I - 156
第8節 地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	I - 106
第8節 地下水遮断工	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
第9節 抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
	8-3-9-5		シャフト工(深礎工)		3-2-4-6深礎工	I - 27
	8-3-9-6		合成杭工			I - 156
第9編 ダム編						
第1章 コンクリートダム						
第4節 ダムコンクリート工	9-1-4		コンクリートダム工	本体		I - 157
			コンクリートダム工	水叩		I - 158
			コンクリートダム工	副ダム		I - 159
			コンクリートダム工	導流壁		I - 160
第2章 フィルダム						
第4節 盛立工	9-2-4-5		コアの盛立			I - 161
	9-2-4-6		フィルターの盛立			I - 161
	9-2-4-7		ロックの盛立			I - 161
	9-2		フィルダム(洪水吐)			I - 161
第3章 基礎グラウチング						
第3節 ボーリング工	9-3-3		ボーリング工			I - 162
第10編 道路編						
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工			I - 162
			遮音壁支柱製作工	工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	I - 122
第4節 地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	I - 103
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	I - 103
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	I - 105
	10-1-4-5		パーチカルドレーン工		3-2-7-7パーチカルドレーン工	I - 105

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第5節 法面工	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I - 105	
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	I - 106	
	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124	
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I - 126	
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I - 127	
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I - 128	
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
第6節 軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8	
第7節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26	
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27	
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128	
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I - 129	
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土 (テールアルメ) 壁工法	3-2-15-3補強土壁工	I - 129	
			補強土壁工	多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	I - 129	
			補強土壁工	ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	I - 129	
10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	I - 130		
第8節 石・ブロック積工 (張) 工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29	
	10-1-8-4		石積 (張) 工		3-2-5-5石積 (張) 工	I - 30	
第9節 カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26	
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27	
	10-1-9-6		場所打函渠工			I - 162	
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I - 23	
第10節 排水構造物工 (小型水路工)	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I - 23	
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I - 23	
	10-1-10-5		集水樹・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	I - 25	
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I - 24	
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 24	
	10-1-10-8		排水工 (小段排水・縦排水)		3-2-3-29側溝工	I - 23	
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			I - 162	
	10-1-11-5		落石防護柵工			I - 163	
	10-1-11-6		防雪柵工			I - 163	
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			I - 163	
第12節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			I - 164	
	10-1-12-5		遮音壁本体工			I - 164	
第2章 舗装							
第3節 地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	I - 103	
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	I - 103	
第4節 舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I - 32	
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	I - 43	
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	I - 53	
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	I - 64	
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I - 68	
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I - 74	
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I - 93	
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I - 96	
	10-2-4			歩道路盤工			I - 165
				取合舗装路盤工			I - 165
				路肩舗装路盤工			I - 165
			歩道舗装工			I - 166	
			取合舗装工			I - 166	
			路肩舗装工			I - 166	
			表層工			I - 166	
第5節 排水構造物工	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I - 23	
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I - 23	
	10-2-5-5		集水樹 (街渠樹)・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	I - 25	
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I - 24	
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 24	
	10-2-5-8		排水工 (小段排水・縦排水)		3-2-3-29側溝工	I - 23	
	10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			I - 167	
第6節 縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	I - 11	
第7節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		I - 167	
			踏掛版工	ラバーシュー		I - 167	
			踏掛版工	アンカーボルト		I - 167	
第8節 防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12	
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12	
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12	
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I - 12	
第9節 標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I - 11	
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		I - 167	
		2	大型標識工	標識柱工		I - 168	
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	I - 13	

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I - 13	
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			I - 168	
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		I - 168	
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		I - 169	
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20	
第3章 橋梁下部							
第3節 工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	I - 113	
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			I - 170	
	10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I - 120	
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I - 122	
第5節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8	
第6節 橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26	
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27	
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I - 27	
	10-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I - 28	
	10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I - 28	
	10-3-6-8		橋台躯体工			I - 171	
	第7節 RC橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
		10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
		10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I - 27
		10-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I - 28
10-3-7-7			ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I - 28	
10-3-7-8			鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	I - 28	
10-3-7-9		1	橋脚躯体工	張出式		I - 173	
		1	橋脚躯体工	重力式		I - 173	
		1	橋脚躯体工	半重力式		I - 173	
		2	橋脚躯体工	ラーメン式		I - 175	
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26	
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27	
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I - 27	
	10-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I - 28	
	10-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I - 28	
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	I - 28	
	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		I - 177	
		2	橋脚フーチング工	門型		I - 177	
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		I - 177	
		2	橋脚架設工	門型		I - 178	
	10-3-8-11		現場継手工			I - 178	
	10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 25	
	第9節 護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I - 26
10-3-9-4			矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11	
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I - 26	
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11	
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29	
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	I - 133	
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	I - 30	
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29	
	10-3-11-6		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I - 30	
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	I - 127	
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	I - 21	
			多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	I - 21	
			多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	I - 21	
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	I - 126	
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124	
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I - 5	
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
			羽口工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
			羽口工	かご枠	3-2-3-27羽口工	I - 22	
		羽口工	連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	I - 29		
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128	
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I - 129	
第4章 鋼橋上部							
第3節 工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I - 114	
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I - 119	
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I - 119	
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I - 119	
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I - 122	
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I - 120	
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			I - 178	
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	I - 114	

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 鋼橋架設工	10-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I - 120
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I - 122
	10-4-5-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123
	10-4-5-5		架設工 (ケーブルクレーン架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123
	10-4-5-6		架設工 (ケーブルエレクション架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123
	10-4-5-7		架設工 (架設桁架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123
	10-4-5-8		架設工 (送出し架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123
	10-4-5-9		架設工 (トラバラークレーン架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		I - 179
		2	支承工	ゴム支承		I - 179
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 25
第7節 床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	I - 133
第8節 橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20
	10-4-8-3		落橋防止装置工			I - 180
	10-4-8-5		地覆工			I - 180
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			I - 180
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			I - 180
	10-4-8-8		検査路工			I - 181
	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27	
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	10-3-8-9橋脚フーチング工	I - 177
			橋脚フーチング工	T型	10-3-8-9橋脚フーチング工	I - 177
	10-4-9-6		歩道橋 (側道橋) 架設工		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 25
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	I - 121
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I - 120
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I - 119
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I - 119
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I - 122
	第5節 PC橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工 (購入工)	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工 (購入工)
			プレテンション桁製作工 (購入工)	スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工 (購入工)	I - 14
10-5-5-3			ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I - 15
10-5-5-4			プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	I - 15
10-5-5-5			プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I - 15
10-5-5-6			支承工		10-4-5-10支承工	I - 179
10-5-5-7			架設工 (クレーン架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	I - 124
10-5-5-8			架設工 (架設桁架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	I - 124
10-5-5-9			床版・横組工		3-2-18-2床版工	I - 133
10-5-5-10			落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180
第6節 プレビーム桁橋	10-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		I - 181
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179
	10-5-6-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123
	10-5-6-5		架設工 (架設桁架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I - 133
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180
第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179
	10-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I - 16
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180
第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179
	10-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I - 16
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I - 16
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	I - 17
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	I - 17
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179
	10-5-11-4		架設工 (片持架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	I - 124
第12節 PC押出し箱桁橋工	10-5-12-2		PC押出し箱桁製作工		3-2-3-16PC押出し箱桁製作工	I - 18
	10-5-12-3		架設工 (押出し架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	I - 124

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 180
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 180
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 180
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 181
第6章 トンネル (NATM)						
第4節 支保工	10-6-4-3		吹付工			I - 181
	10-6-4-4		ロックボルト工			I - 182
第5節 覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			I - 183
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	I - 183
	10-6-5-5		床版コンクリート工			I - 184
第6節 インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			I - 184
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I - 24
第8節 坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			I - 184
第8節 坑門工	10-6-8-5		明り巻工			I - 185
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I - 122
第6節 現場打構築工	10-11-6-2		現場打躯体工			I - 185
	10-11-6-4		カラー継手工			I - 186
	10-11-6-5	1	防水工	防水		I - 186
		2	防水工	防水保護工		I - 186
3	防水工	防水壁		I - 186		
第7節 プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト躯体工			I - 187
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		I - 187
	10-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		I - 187
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	10-11-6-2現場打躯体工	I - 185
第6節 付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			I - 188
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2管路工 (管路部)	I - 187
第4節 付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール	I - 188
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I - 100
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I - 101
	10-14-4-5	1	切削オーバーレイ工			I - 189
		2	切削オーバーレイ工	面管理の場合		I - 189
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I - 101
	10-14-4-7		路上再生工			I - 190
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I - 93
	第5節 排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工
10-14-5-4			管渠工		3-2-3-29側溝工	I - 23
10-14-5-5			集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	I - 25
10-14-5-6			地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I - 24
10-14-5-7			場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 24
10-14-5-8			排水工		3-2-3-29側溝工	I - 23
第6節 防護柵工	10-14-6-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12
	10-14-6-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
第7節 標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I - 11
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	I - 167
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I - 13
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管	I - 168
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	I - 169
第9節 軽量盛土工	10-14-9-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I - 129
第11節 石・ブロック積(張)工	10-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29
	10-14-11-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I - 30
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	I - 162
	10-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I - 23
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I - 126
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I - 127
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I - 128
	10-14-13-7		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工
		かご工	ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I - 22
第15節 橋梁付属物工	10-14-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20
	10-14-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 180
	10-14-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 180
	10-14-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 180
	10-14-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 181
第17節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I - 14
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			I - 191
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I - 119

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I - 100
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I - 101
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	I - 189
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I - 101
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	I - 190
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I - 93
第6節 排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I - 23
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I - 23
	10-16-6-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	I - 25
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I - 24
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 24
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	I - 23
第7節 緑石工	10-16-7-3		緑石工		3-2-3-5緑石工	I - 11
第8節 防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12
第9節 標識工	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I - 11
第10節 区画線工	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	I - 167
	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	I - 13
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I - 13
第12節 道路付属施設工	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管	I - 168
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	I - 169
第13節 軽量盛土工	10-16-13-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I - 129
第15節 石・ブロック積(張)工	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29
	10-16-15-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I - 30
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	I - 162
	10-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I - 23
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I - 126
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I - 127
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I - 128
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
第18節 落石雪害防止工	10-16-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	I - 162
	10-16-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	I - 163
	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	I - 163
	10-16-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	I - 163
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作	I - 191
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	I - 179
	10-16-21-4		P C橋支承工		10-4-5-10支承工	I - 179
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 180
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 180
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 180
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 181
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 25
	10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I - 14

【第11編 港湾・漁港・漁場編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第4章 一般施工				
第5節 海上地盤改良工	4-5-2	床掘工		I-192
	4-5-6	置換工		I-192
	4-5-7	敷砂・砕石マット		I-192
		載荷土砂		I-193
	4-5-8	サンドコンパクションパイル		I-193
4-5-9	深層混合処理杭		I-193	
第6節 基礎工	4-6-3	アスファルトマット		I-194
		繊維系マット 合成樹脂系マット		
	4-6-4	本均し		I-194
荒均し			I-194	
第7節 本体工（ケーソン式）	4-7-2	ケーソン製作工		I-195
	4-7-3	ケーソン進水据付工		I-195
	4-7-4	中詰		I-196
	4-7-5	蓋コンクリート（現場打）		I-196
		蓋コンクリート（プレキャスト）		I-196
第8節 本体工（ブロック式）	4-8-2	ブロック製作 L型ブロック セルラーブロック 直立消波ブロック 方塊ブロック		I-197
		ブロック製作 （本体ブロック） L型ブロック セルラーブロック 直立消波ブロック 方塊ブロック		I-197
第11節 本体工（鋼矢板式）	4-11-2	鋼矢板		I-198
		鋼管矢板		I-198
第13節 本体工（鋼杭式）	4-13-2	鋼杭		I-198
第14節 本体工（コンクリート杭式）	4-14-2	コンクリート杭		I-199
第15節 被覆・根固工	4-15-2	被覆石均し		I-199
第16節 上部工	4-16-2	防波堤		I-199
		岸壁		I-200
第17節 付属工	4-17-2	係船柱		I-200
	4-17-3	防舷材		I-200
	4-17-4	車止め・縁金物工		I-201
	4-17-5	防食（電防陽極）		I-201
	4-17-7	滑り材		I-201
第19節 裏込・裏埋工	4-19-2	裏込		I-201
第24節 魚礁工	4-24-2	単体魚礁製作工		I-202
	4-24-3	コンクリート部材		I-202
		鋼製部材		I-202
		化学系・FRP		I-202
		重錘コンクリート		I-203
4-24-4	魚礁沈設工		I-203	
第25節 増殖場工	4-25-2	着定基質製作工		I-204
	4-25-3	着定基質組立工		I-204
	4-25-4	着定基質設置工		I-204
	4-25-5	石材投入工		I-204
第3章 航路、泊地、船だまり、用地				
第3節 浚渫工		浚渫		I-205

【第12編 土地改良編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第2章 ほ場整備工事				
第3節 整地工	12-2-3-1 整地工	表土扱い		I-206
		基盤整地		〃
		表土整地		〃
		畦畔工		〃
	12-2-3-4 暗渠排水工	吸水渠		〃
		集水渠（支線）		〃
		導水渠（幹線）		〃
第4節 用水路工（開水路）	12-2-4-1 土水路			I-207
	12-2-4-4 用水路工	プレキャストU型側溝	第3編3-2-3-29側溝工	I-23
集水柵工		第3編3-2-3-30集水柵工	I-25	
第5節 用水路工（管水路）	12-2-5-1 管水路工	管渠	第3編3-2-3-29側溝工	I-23
第6節 排水路工	12-2-6-4 排水路工		第12編12-2-4-4用水路工	
第7節 道路工	12-2-7-11 道路工（砂利道）			I-207
第3章 農用地造成工事				
第3節 基盤工	12-3-3-2 造成土工	耕起深耕		I-207
		テラス（階段畑）		〃
		道路工（耕作道）		I-208
		土壌改良		〃
		改良山成		〃
第4章 農道工事				
第3節 土工	12-4-3-1 掘削工		第1編1-2-4-2掘削工	I-6
	12-4-3-2 盛土工		第1編1-2-3-3盛土工	I-3
	12-4-3-3 路体盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	I-8
	12-4-3-4 路床盛土工		第1編1-2-4-4路床盛土工	〃
	12-4-3-5 整形仕上げ工		第1編1-2-4-5法面整形工	I-10
第4節 地盤改良工	12-4-4-1 路床安定処理工		第3編3-2-7-2路床安定処理工	I-103
	12-4-4-2 サンドマット工		第3編3-2-7-6サンドマット工	I-104
	12-4-4-3 パーチカルドレーン工		第3編3-2-7-7パーチカルドレーン工	I-105
	12-4-4-4 締固め改良工		第3編3-2-7-8締固め改良工	〃
	12-4-4-5 固結工		第3編3-2-7-9固結工	I-106
第5節 法面工	12-4-5-2 植生工		第3編3-2-14-2植生工	I-124
	12-4-5-3 法面吹付工		第3編3-2-14-3吹付工	I-126
	12-4-5-4 法枠工		第3編3-2-14-4法枠工	I-127
	12-4-5-5 アンカー工（プレキャストコンクリート板）		第3編3-2-14-4法枠工	〃
	12-4-5-6 抑止アンカー工		第3編3-2-14-6アンカー工	I-128
	12-4-5-7 かご工		第3編3-2-3-27羽口工	I-22
	第6節 擁壁工	12-4-6-2 既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工
12-4-6-3 場所打杭工			第3編3-2-4-5場所打杭工	I-27
12-4-6-4 場所打擁壁工			第3編3-2-15-1（一般事項）場所打擁壁工	I-128
12-4-6-5 プレキャスト擁壁工			第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-129
12-4-6-6 補強土壁工			第3編3-2-15-3補強土壁工	〃
12-4-6-7 井桁ブロック工			第3編3-2-15-4井桁ブロック工	I-130
第7節 石・ブロック積（張）工		12-4-7-2 コンクリートブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工
	12-4-7-3 緑化ブロック工		第3編3-2-5-4緑化ブロック工	I-30
	12-4-7-4 石積（張）工		第3編3-2-5-5石積（張）工	〃
第8節 カルバート工	12-4-8-4 場所打カルバート工		第10編10-1-9-6場所打雨渠工	I-162
第9節 小型水路工	12-4-8-5 プレキャストカルバート工		第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-23
	12-4-9-2 側溝工		第12編12-2-4-4用水路工	
	12-4-9-3 管渠工		第12編12-2-5-1管水路工	
	12-4-9-4 集水柵工		第12編12-2-4-4用水路工	
	12-4-9-5 地下排水工		第3編3-2-3-29側溝工	I-23
第10節 落石防護工	12-4-10-2 落石防止網工		第10編10-1-11-4落石防止網工	I-162
	12-4-10-3 落石防止柵工		第10編10-1-11-5落石防護柵工	I-163
第12節 舗装工	12-4-12-2 アスファルト舗装工		第3編3-2-6-7アスファルト舗装工	I-32
	12-4-12-3 コンクリート舗装工		第3編3-2-6-12コンクリート舗装工	I-74
	12-4-12-4 砂利舗装工			I-208
	第14節 付帯施設工	12-4-14-2 防護柵工		第3編3-2-3-7防止柵工、 第3編3-2-3-8路側防護柵工
12-4-14-3 標識工			第3編3-2-3-6小型標識工、 第10編10-2-9-4大型標識工	I-11 I-167
12-4-14-4 区画線工			第3編3-2-3-9区画線工	I-13
12-4-14-5 縁石工			第3編3-2-3-5縁石工	I-11
12-4-14-7 付属物工			第3編3-2-3-10道路付属物工	I-13

【第12編 土地改良編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第5章 水路トンネル工事					
第5節 トンネル工	12-5-5-1 トンネル掘削工	支保工		I-208	
	12-5-5-2 覆工	コンクリート覆工		I-209	
第6章 水路工事					
第6節 開渠工	12-6-6-2 現場打ち開渠工		第3編3-2-3-29側溝工	I-23	
	12-6-6-3 プレキャスト開渠工	コンクリート二次製品 (大型フリューム水路)	第3編3-2-3-29側溝工	〃	
コンクリート二次製品 (鉄筋コンクリートL型水路)				I-209	
第7節 暗渠工	12-6-7-2 現場打ち暗渠工		第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-23	
	12-6-7-3 プレキャスト暗渠工		第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工	〃	
第7章 排水路工事、河川工事					
第5節 矢板護岸工	12-7-5-2 笠コンクリート工		第3編3-2-4-3基礎工(護岸)	I-26	
	12-7-5-3 矢板工		第3編3-2-3-4矢板工	I-11	
第6節 法覆護岸工	12-7-6-4 多自然型護岸工		第3編3-2-3-26多自然護岸工	I-21	
第7節 根固め工	12-7-7-2 根固めブロック工		第3編3-2-3-17根固めブロック工	I-19	
	12-7-7-3 捨石工		第3編3-2-3-19捨石工	I-20	
	12-7-7-4 沈床工		第3編3-2-3-18沈床工	I-19	
第8章 管水路工事					
第5節 管体基礎工	12-8-5-1 砂基礎工			I-209	
	12-8-5-2 砕石基礎工			〃	
	12-8-5-3 コンクリート基礎工			〃	
第6節 管体工	12-8-6-1 硬質ポリ塩化ビニル管布設工	中心線を設定した場合		I-210	
		それ以外	第4編6-3-5-6函渠工	I-136	
	12-8-6-2 強化プラスチック複合管布設工	中心線を設定した場合		I-210	
		それ以外	第4編6-3-5-6函渠工	I-136	
	12-8-6-3 ダクタイル鋳鉄管布設工	中心線を設定した場合		I-210	
		それ以外	第4編6-3-5-6函渠工	I-136	
12-8-6-4 鋼管布設工	中心線を設定した場合	第15編1章 開削管渠工			
	それ以外	第4編6-3-5-6函渠工	I-136		
第9章 畑かん施設工事					
第9節 末端工	12-9-9-2 散水管設置工			I-210	
第10章 ため池改修工事					
第3節 堤体工	12-10-3-10 堤体盛立工		第1編1-2-3-3盛土工	I-3	
	12-10-3-12 腰ブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工	I-29	
	12-10-3-13 ドレーン工		第3編3-2-3-29側溝工	I-23	
第5節 洪水吐工	12-10-5-1 洪水吐工		第3編3-2-3-29側溝工	〃	
第6節 取水施設工	12-10-6-1 取水施設工		第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工	〃	
第11章 フィルダム工事			第9編 ダム編		
第12章 コンクリートダム工事			第9編 ダム編		
第13章 PC橋工事					
第3節 コンクリート橋架設工	12-13-3-1 架設工		第3編3-2-13架設工(コンクリート橋)	I-123	
	12-13-3-2 横組工		第3編3-2-18-2床版工	I-133	
	12-13-3-3 支承工		第10編10-4-5-10支承工	I-179	
第4節 橋梁付属物工	12-13-4-1 伸縮装置工		第3編3-2-3-24伸縮装置工	I-20	
	12-13-4-2 落橋防止工		第10編10-4-8-3落橋防止装置工	I-180	
	12-13-4-4 地覆工		第10編10-4-8-5地覆工	〃	
	12-13-4-5 橋梁用防護柵工		第10編10-4-8-6橋梁用防護柵工、 第10編10-4-8-7橋梁用高欄工	〃	
	12-13-4-6 橋梁用高欄工		第10編10-4-8-6橋梁用防護柵工、 第10編10-4-8-7橋梁用高欄工	〃	
	12-13-4-8 現場塗装工		第3編3-2-3-31現場塗装工	I-25	
第14章 橋梁下部工事					
第4節 橋脚・橋台工	12-14-4-7 躯体工		第10編10-3-6-8橋台躯体工、 第10編10-3-7-9橋脚躯体工	I-171 I-173	
第15章 頭首工事					
第4節 可動堰本体工	12-15-4-4 オープンケーソン基礎工		第3編3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-28	
	12-15-4-5 ニューマチックケーソン基礎工		第3編3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	〃	
	12-15-4-6 止水矢板工		第3編3-2-3-4矢板工	I-11	
	12-15-4-7 床版(堰体)工		第6編6-4-6-7床版工	I-136	
	12-15-4-8 堰柱工		第6編6-4-6-8堰柱工	〃	
	12-15-4-9 門柱工		第6編6-4-6-9門柱工	〃	
	12-15-4-10 ゲート操作台工		第6編6-4-6-10ゲート操作台工	〃	
	12-15-4-11 水叩(エプロン)工		第6編6-3-5-8水叩工	〃	
	12-15-4-13 土砂吐工		第6編6-5-7-10土砂吐工	I-137	
	第5節 固定堰本体工	12-15-5-7 堰体工		第6編6-5-7-8堰本体工	〃
	第7節 魚道工	12-15-7-2 魚道本体工		第6編6-5-8-3魚道本体工	〃

【第12編 土地改良編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第16章 機場下部工事				
第4節 機場本體工	12-16-4-5 本體工		第6編6-6-4-6本體工	I-139
	12-16-4-6 燃料貯油槽工		第6編6-6-4-7燃料貯油槽工	〃
第5節 遊水池工	12-16-5-6 コンクリート床版工		第6編6-6-5-7コンクリート床版工	I-140
第17章 地すべり防止工事				
第6節 水抜きボーリング工	12-17-6-1 水抜きボーリング工		第8編8-3-7-4集排水ボーリング工	I-156
第7節 集水井設置工	12-17-7-2 集水井工		第8編8-3-7-5集水井工	〃
	12-17-7-3 集水ボーリング工		第8編8-3-7-4集排水ボーリング工	〃
	12-17-7-4 排水ボーリング工		第8編8-3-7-4集排水ボーリング工	〃
	12-17-8-2 抑止杭工		第8編第3章第9節 抑止杭工	
第8節 抑止杭工	12-17-8-2 抑止杭工		第8編第3章第9節 抑止杭工	
第10節 暗渠工 堰堤工	12-17-10-1 明暗渠工		第8編8-3-6-4山腹明暗渠工	I-155
			第8編第1章 砂防堰堤	
第18章 PCタンク工事			第1編第3章 無筋、鉄筋コンクリート	
第19章 推進工事			第15編 下水道編	
鋼橋工事			第10編第4章 鋼橋上部	
海岸工事			第7編 河川海岸編	
施設機械製作据付工事				I-210

【第13編 森林土木編】

第3部 森林土木工事共通編

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土工						
第1節 適用	3-2-1-6		掘削工			I-1
	3-2-1-7		盛土工			I-3
	3-2-1-8		盛土補強工	補強土(テールアルメ)壁工法		I-5
				多数アンカー式補強土工法		I-5
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I-5
	3-2-1-9		法面整形工	盛土部		I-5
	3-2-1-10		堤防天端工			I-5
	3-2-1-11		残土処理工			I-214
	3-2-1-12		路体盛土工			I-8
	3-2-1-13		路床盛土工			I-8
3-2-1-14		作業土工(床掘り・埋戻し)		3-2-1-6掘削工、3-2-1-7盛土工	I-1~3	
第3章 無筋・鉄筋コンクリート						
第6節 鉄筋工	3-3-6-4		組立			I-10

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第4章 一般施工							
第3節 共通の工種							
第3節 共通の工種	3-4-3-4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	鋼矢板		I-11	
				軽量鋼矢板		I-11	
				コンクリート矢板		I-11	
				広幅鋼矢板		I-11	
				可とう鋼矢板		I-11	
	3-4-3-5		縁石工	縁石・アスカープ		I-11	
	3-4-3-6		小型標識工			I-11	
	3-4-3-7	1		路側防護柵工	ガードレール		I-12
				路側防護柵工	ガードケーブル		I-13
	3-4-3-8		区画線工			I-13	
	3-4-3-9			道路付属物工	視線誘導標		I-13
					距離標		I-13
	3-4-3-10	1		プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋		I-14
					2	プレテンション桁製作工(購入工)	スラブ桁
	3-4-3-11	1		ポストテンション桁製作工			I-15
					2	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	
	3-4-3-12			プレキャストセグメント主桁組立工		I-15	
	3-4-3-13			PCホロースラブ製作工		I-16	
	3-4-3-14	1		PC箱桁製作工			I-17
					2	PC押出し箱桁製作工	
	3-4-3-15			根固めブロック工		I-19	
	3-4-3-16			沈床工		I-19	
	3-4-3-17			捨石工		I-20	
	3-4-3-19			階段工		I-20	
	3-4-3-21	1		伸縮装置工	ゴムジョイント		I-20
					鋼製フィンガージョイント		I-21
	3-4-3-23	1		環境配慮型護岸工	巨石張り、巨石積み		I-21
					かごマット		I-22
	3-4-3-24	1		羽口工	じゃかご		I-22
					ふとんかご、かご枠		I-22
	3-4-3-25			プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		I-23
プレキャストパイプ工						I-23	
3-4-3-26	1		側溝工	プレキャストU型側溝		I-23	
				L型側溝工		I-23	
				自由勾配側溝		I-23	
				管渠		I-23	
				2	側溝工	場所打水路工	
3	側溝工	暗渠工		I-24			
3-4-3-27			集水樹工		I-25		
3-4-3-28			現場塗装工		I-25		

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁		
第4章 一般施工								
第4節 基礎工	3-4-4-1		一般事項	切込砂利		I-25		
				砕石基礎工				
				割ぐり石基礎工				
				均しコンクリート				
	3-4-4-3	1	基礎工(護岸)	現場打		I-26		
				2	基礎工(護岸)	プレキャスト		I-26
	3-4-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		I-26		
				鋼管杭				
				H鋼杭				
	3-4-4-4	2	既製杭工	鋼管ソイルセメント杭		I-27		
				3-4-4-5		場所打杭工		I-27
3-4-4-6		深礎工		I-27				
3-4-4-7		オープンケーソン基礎工		I-28				
3-4-4-8		ニューマチックケーソン基礎工		I-28				
3-4-4-9		鋼管矢板基礎工		I-28				
第5節 石・ブロック積(張)工	3-4-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		I-29		
				コンクリートブロック張り				
				2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		I-29
	3-4-5-3	3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		I-30		
				3-4-5-4		緑化ブロック工		I-30
	3-4-5-5		石積(張)工		I-30			
第6節 一般舗装工	3-4-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		I-33		
				2	アスファルト舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		I-34
				3	アスファルト舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		I-36
				4	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-38
				5	アスファルト舗装工	基層工		I-40
				6	アスファルト舗装工	表層工		I-42
	3-4-6-8	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		I-74		
				2	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		I-76
				3	コンクリート舗装工	セメント(石灰・瀝青)安定処理工		I-78
				4	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		I-80
				5	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		I-82

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	3-4-6-9		路面切削工			I-100
	3-4-6-10		舗装打換え工			I-101
	3-4-6-11		オーバーレイ工			I-101
	3-4-6-14		砂利路盤工			I-215
第7節 地盤改良工	3-4-7-2		路床安定処理工			I-103
	3-4-7-3		置換工			I-103
	3-4-7-4		表層安定処理工	サンドマット海上		I-104
	3-4-7-5		パイルネット工			I-104
	3-4-7-6		サンドマット工			I-105
	3-4-7-7		パーチカルドレーン工	サンドドレーン工		I-105
				ペーパードレーン工		I-105
				袋詰式サンドドレーン工		I-105
	3-4-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		I-105
	3-4-7-9		固結工	粉末噴射攪拌工		I-106
				高圧噴射攪拌工		I-106
				スラリー攪拌工		I-106
				生石灰パイル工		I-106
第10節 仮設工	3-4-10-5	1	仮設土留・仮締切工	H鋼杭 鋼矢板		I-108
		2	仮設土留・仮締切工	アンカー工		I-108
		3	仮設土留・仮締切工	連節ブロック張り工		I-108
		4	仮設土留・仮締切工	締切盛土		I-109
		5	仮設土留・仮締切工	中詰盛土		I-109
	3-4-10-18		法面吹付工		3-4-14-3吹付工	I-126
第11節 軽量盛土工	3-4-11-2		軽量盛土工		3-2-1-12 路体盛土工	I-8
第12節 工場製作工 (共通)	3-4-12-1	1	一般事項	鑄造費(金属支承工)		I-111
		2	一般事項	鑄造費(大型ゴム支承工)		I-112
		3	一般事項	仮設材製作工		I-113
		4	一般事項	刃口金物製作工		I-113
	3-4-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合 シミュレーション仮組検査を実施する場合		I-114 I-115
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		I-116
		3	桁製作工	鋼製ダム製作工 (仮組立時)		I-117
	3-4-12-4		検査路製作工			I-119

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁		
第12節 工場製作工	3-4-12-5		鋼製伸縮継手製作工			I-119		
	3-4-12-6		落橋防止装置製作工			I-119		
	3-4-12-7		橋梁用防護柵製作工			I-120		
	3-4-12-8		アンカーフレーム製作工			I-120		
	3-4-12-9		プレビーム用桁製作工			I-121		
	3-4-12-10		鋼製排水管製作工			I-122		
	3-4-12-11		工場塗装工			I-122		
第13節 橋梁架設工	3-4-13		架設工(鋼橋)	クレーン架設		I-123		
				ケーブルクレーン架設		I-123		
				ケーブルエレクション架設		I-123		
				架設桁架設		I-123		
				送出し架設		I-123		
				トラベラークレーン架設		I-123		
	3-4-13		架設工(コンクリート橋)	クレーン架設		I-124		
				架設桁架設		I-124		
				架設工支保工	固定	I-124		
				移動	I-124			
		架設桁架設	片持架設		I-124			
			押出し架設		I-124			
第14節 法面工 (共通)	3-4-14-2	1	植生工	種子散布工		I-124		
				張芝工		I-124		
				筋芝工		I-124		
				植生シート工		I-124		
				植生マット工		I-124		
		植生筋工			I-124			
		2		植生基材吹付工		I-125		
				客土吹付工		I-125		
		3-4-14-3			吹付工(仮設を含む)	コンクリート		I-126
						モルタル		I-126
	3-4-14-4	1	法砕工	現場打法砕工		I-127		
				現場吹付法砕工		I-127		
	3-4-14-5	2	法砕工	プレキャスト法砕工		I-127		
アンカー工					I-128			
第15節 擁壁工(共通)	3-4-15-1		一般事項	場所打擁壁工		I-128		
	3-4-15-2		プレキャスト擁壁工			I-129		
	3-4-15-3		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法		I-129		
				多数アンカー式補強土工法		I-129		
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I-129		
3-4-15-4		井桁ブロック工			I-130			
第16節 床版工	3-4-16-2		床版工			I-131		

第4部 治山・防潮工

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 築堤・護岸						
第3節 矢板護岸工	4-1-3-3		笠コンクリート工		3-4-4-3基礎工(護岸)	I-26
	4-1-3-4		矢板工		3-4-3-4矢板工	I-11
第2章 堤防・護岸						
第3節 地盤改良工	4-2-3-2		表層安定処理工		3-4-7-4表層安定処理工	I-104
	4-2-3-3		パイルネット工		3-4-7-5パイルネット工	I-104
	4-2-3-4		パーチカルドレーン工		3-4-7-7パーチカルドレーン工法	I-105
	4-2-3-5		締固め改良工		3-4-7-8締固め改良工	I-105
	4-2-3-6		固結工		3-4-7-9固結工	I-105
第4節 護岸基礎工	4-2-4-4		捨石工		3-4-3-17捨石工	I-20
	4-2-4-5		場所打コンクリート工			I-146
	4-2-4-6		海岸コンクリートブロック工			I-145
	4-2-4-7		笠コンクリート工		3-4-4-3基礎工(護岸)	I-26
	4-2-4-8		基礎工		3-4-4-3基礎工(護岸)	I-26
	4-2-4-9		矢板工		3-4-3-4矢板工	I-11
第5節 護岸工	4-2-5-3		石積(張)工		3-4-5-5石積(張)工	I-30
	4-2-5-4		海岸コンクリートブロック工			I-145
	4-2-5-5		コンクリート被覆工			I-143
第6節 擁壁工	4-2-6-3		場所打擁壁工		3-4-15-1場所打擁壁工	I-128
第7節 天端被覆工	4-2-7-2		コンクリート被覆工			I-143
第8節 波返工	4-2-8-3		波返工			I-144
第9節 裏法被覆工	4-2-9-2		石積(張)工		3-4-5-5石積(張)工	I-30
	4-2-9-3		コンクリートブロック工		3-4-5-3コンクリートブロック工	I-29
	4-2-9-4		コンクリート被覆工		4-2-7-2 コンクリート被覆工	I-143
	4-2-9-5		法粹工		3-4-14-4法粹工	I-127
第10節 カルバート工	4-2-10-3		プレキャストカルバート工		3-4-3-25プレキャストカルバート工	I-23
第11節 排水構造物工	4-2-11-3		側溝工		3-4-3-26側溝工	I-23
	4-2-11-4		集水樹工		3-4-3-27集水樹工	I-25
	4-2-11-5		管渠工	プレキャストパイプ	5-5-9 暗渠工	I-155
				プレキャストボックス		
		コルゲートパイプ				
		タグタイル鑄鉄管				
4-2-11-6		場所打水路工		3-4-3-26-2場所打水路工	I-24	
第12節 付属物設置工	4-2-12-4		階段工		3-4-3-19階段工	I-20
第13節 付帯道路工	4-2-13-3		路側防護柵工		3-4-3-7路側防護柵工	I-12
	4-2-13-5		アスファルト舗装工		3-4-6-7アスファルト舗装工	I-33
	4-2-13-6		コンクリート舗装工		3-4-6-8コンクリート舗装工	I-74
	4-2-13-7		側溝工		3-4-3-26側溝工	I-23

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第13節 付帯道路工	4-2-13-8		集水樹工		3-4-3-27集水樹工	I-25	
	4-2-13-9		縁石工		3-4-3-5縁石工	I-11	
	4-2-13-10		区画線工		3-4-3-8区画線工	I-13	
第15節 付帯道路施設工	4-2-14-3		道路付属物工		3-4-3-9道路付属物工	I-13	
	4-2-14-4		小型標識工		3-4-3-6小型標識工	I-11	
第3章 突堤							
第3節 突堤基礎工	4-3-3-4		捨石工			I-144	
	4-3-3-5		吸出し防止工			I-145	
第4節 突堤本体工	4-3-4-2		捨石工			I-145	
	4-3-4-5		海岸コンクリートブロック工			I-145	
	4-3-4-6		既製杭工		3-4-4-4既製杭工	I-26	
	4-3-4-7		詰杭工		3-4-4-4既製杭工	I-26	
	4-3-4-8		矢板工		3-4-3-4矢板工	I-11	
	4-3-4-9		石砕工			I-146	
	4-3-4-10		場所打コンクリート工			I-146	
	4-3-4-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作			I-148
		2	ケーソン工	ケーソン工据付			
		3	ケーソン工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)			
	4-3-4-12	1	セルラー工	セルラー工製作			I-148
2		セルラー工	セルラー工据付				
3		セルラー工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)				
第5節 根固め工	4-3-5-2		捨石工			I-149	
	4-3-5-3		根固めブロック工			I-149	
第6節 消波工	4-3-6-2		捨石工		3-4-3-17捨石工	I-20	
	4-3-6-3		消波ブロック工			I-149	
第4章 離岸堤、潜堤							
第3節 海域堤基礎工	4-4-3-3		捨石工			I-150	
	4-4-3-4		吸出し防止工		4-3-3-5吸出し防止工	I-145	
第4節 海域堤本体工	4-4-4-2		捨石工		3-4-3-17捨石工	I-20	
	4-4-4-3		海岸コンクリートブロック工		4-3-4-5海岸コンクリートブロック工	I-145	
	4-4-4-4		ケーソン工		4-3-4-11ケーソン工	I-148	
	4-4-4-5		セルラー工		4-3-4-12セルラー工	I-148	
	4-4-4-6		場所打コンクリート工		4-3-4-10場所打ちコンクリート工	I-146	
	第5章 砂丘造成						
第4節 森林造成	4-5-4-1		生育基盤盛土工			I-215	

第5部 溪間・山腹工

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第3章 溪間工							
第3節 法面工	5-3-3-2		植生工		3-4-14-2植生工	I-124	
	5-3-3-3		法面吹付工		3-4-14-3吹付工	I-126	
	5-3-3-4		法枠工		3-4-14-4法枠工	I-127	
	5-3-3-5		アンカー工		3-4-14-5アンカー工	I-128	
	5-3-3-6		かご工	じゃかご			I-216
				ふとんかご			I-216
第5節 コンクリート治山ダム工	5-3-5-4		コンクリート治山ダム本體工			I-151	
	5-3-5-5		コンクリート副ダム工等		5-3-5-4コンクリート治山ダム本體工	I-151	
	5-3-5-6		コンクリート側壁工			I-151	
	5-3-5-8		水叩工			I-152	
第6節 鋼製治山ダム工	5-3-6-5	1	鋼製ダム本體工	不透過型		I-152	
		2		透過型		I-153	
	5-3-6-6		鋼製側壁工			I-155	
	5-3-6-7		コンクリート側壁工		5-3-5-6コンクリート側壁工	I-151	
	5-3-6-9		水叩工		5-3-5-8水叩工	I-152	
	5-3-6-10		現場塗装工		3-4-3-28現場塗装工	I-25	
第7節 木製治山ダム工	5-3-7-6		木製治山ダム本體工			I-216	
	5-3-7-7		木製側壁工		5-3-7-6木製治山ダム本體工	I-216	
	5-3-7-9		木製水叩工		5-3-7-6木製治山ダム本體工	I-216	
第8節 根固工	5-3-8-4		根固ブロック工		3-4-3-15根固ブロック工	I-19	
	5-3-8-6		沈床工		3-4-3-16沈床工	I-19	
	5-3-8-7		かご工	じゃかご		5-3-3-6 かご工	I-216
				ふとんかご		5-3-3-6 かご工	I-216
第10節 付帯道路工	5-3-10-3		路側防護柵工		3-4-3-7路側防護柵工	I-12	
	5-3-10-5		アスファルト舗装工		3-4-6-7アスファルト舗装工	I-33	
	5-3-10-6		コンクリート舗装工		3-4-6-8コンクリート舗装工	I-74	
	5-3-10-7		側溝工		3-4-3-26側溝工	I-23	
	5-3-10-8		集水樹工		3-4-3-27集水樹工	I-25	
	5-3-10-9		縁石工(アスカーブ)		3-4-3-5縁石工	I-11	
	5-3-10-10		区画線工		3-4-3-8区画線工	I-13	
第11節 付帯道路施設工	5-3-11-3		道路付属物工		3-4-3-9道路付属物工	I-13	
	5-3-11-4		小型標識工		3-4-3-6小型標識工	I-11	
第4章 流路工							
第3節 護岸工	5-4-3-4		基礎工(護岸)		3-4-4-3基礎工(護岸)	I-26	
	5-4-3-5		コンクリート護岸工		5-5-6-3コンクリート土留工	I-216	

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 護岸工	5-4-3-6		ブロック積護岸工		3-4-5-3コンクリートブロック工	I-29
	5-4-3-7		石積護岸工		3-4-5-5石積(張)工	I-30
	5-4-3-8		護岸付属物工	横帯コンクリート	3-4-14-4法枠工	I-127
	5-4-3-9		植生工		3-4-14-2植生工	I-124
第4節 床固工	5-4-4-4		床固本体工		5-3-5-4コンクリート治山ダム本体工	I-151
	5-4-4-5		垂直壁工		5-3-5-4コンクリート治山ダム本体工	I-151
	5-4-4-6		側壁工		5-3-5-6コンクリート側壁工	I-151
	5-4-4-7		水叩工		5-3-5-8水叩工	I-152
	5-4-4-8		魚道工			I-155
第5節 根固め・水制工	5-4-5-4		根固めブロック工		3-4-3-15根固ブロック工	I-19
	5-4-5-6		捨石工		3-4-3-17捨石工	I-20
	5-4-5-7		かご工	じゃかご	5-3-3-6 かご工	I-216
				ふとんかご	5-3-3-6 かご工	I-216
かごマット				3-4-3-23環境配慮型護岸工	I-21	
第6節 流路付属物設置工	5-4-6-2		階段工		3-4-3-19階段工	I-20
第5章 山腹工						
第5節 軽量盛土工	5-5-5-2		軽量盛土工		3-2-1-12 路体盛土工	I-8
第6節 土留工	5-5-6-3		コンクリート土留工			I-216
	5-5-6-4		鉄筋コンクリート土留工		5-5-6-3コンクリート土留工	I-216
	5-5-6-5		石積及びコンクリートブロック積土留工			I-216
	5-5-6-6		丸太積土留工		5-3-7-6木製治山ダム本体工	I-216
	5-5-6-7		コンクリート板土留工		5-5-6-5石積及びコンクリートブロック積土留工	I-216
	5-5-6-8		鋼製枠土留工		5-3-6-5-1鋼製ダム本体工	I-152
	5-5-6-9		土のう積土留工		6-1-7-13土のう積工	I-219
	5-5-6-10		既製杭工		3-4-4-4既製杭工	I-26
	5-5-6-11		プレキャスト土留工		3-4-15-2プレキャスト擁壁工	I-129
	5-5-6-12		補強土壁工		3-4-15-3補強土壁工	I-129
	5-5-6-13		井桁ブロック工		3-4-15-4井桁ブロック工	I-130
第7節 埋設工	5-5-7-1		埋設工		5-5-6 土留工	-
第8節 落石防護工	5-5-8-3		鋼製落石防止壁工			I-62
	5-5-8-4		落石防護柵工		5-5-8-3鋼製落石防止壁工	I-62
	5-5-8-5		落石防護網工		6-1-11-4落石防止網工	I-68
	5-5-8-6		落石防護土留工		5-5-6 土留工	-
	5-5-8-7		固定工(ロープ伏工)		6-1-11-4落石防止網工	I-68

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9節 暗渠工	5-5-9-2		礫暗渠工			I-155
	5-5-9-3		鉄線籠暗渠工		5-5-9-2礫暗渠工	I-155
	5-5-9-4		その他二次製品を用いた暗渠工		5-5-9-2礫暗渠工	I-155
	5-5-9-5		ポーリング暗渠工			I-217
第10節 山腹水路工	5-5-10-3		水路工			I-217
	5-5-10-4		暗渠併用水路工		5-5-9-2礫暗渠工	I-155
	5-5-10-5		暗渠工		5-5-9-2礫暗渠工	I-155
	5-5-10-6		現場打水路工		3-4-3-26-2場所打水路工	I-24
	5-5-10-7		集水樹工		3-4-3-27集水樹工	I-25
	5-5-10-8		練石張水路工		5-5-10-3水路工	I-217
	5-5-10-9		植生土のう水路工		5-5-10-3水路工	I-217
	5-5-10-10		張芝水路工		5-5-10-3水路工	I-217
第11節 柵工	5-5-11-2		編柵工		5-5-12筋工	I-217
	5-5-11-3		木柵及び丸太柵工		5-5-12筋工	I-217
	5-5-11-4		コンクリート板柵工		5-5-12筋工	I-217
	5-5-11-5		鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工		5-5-12筋工	I-217
第12節 筋工	5-5-12-2		石筋工			I-217
	5-5-12-3		萱筋工			I-217
	5-5-12-4		丸太筋工			I-217
	5-5-12-5		その他緑化二次製品を用いた筋工			I-217
第13節 伏工	5-5-13-2		わら伏工			I-217
	5-5-13-3		むしろ伏工			I-217
	5-5-13-4		網状工			I-217
	5-5-13-5		その他二次製品を用いた伏工			I-217
第14節 実播工	5-5-14-2		筋実播工		5-5-13 伏工	I-217
	5-5-14-3		斜面実播工		5-5-13 伏工	I-217
	5-5-14-4		航空実播工		5-5-13 伏工	I-217
第15節 吹付工	5-5-15-2		種子吹付工A		5-5-13 伏工	I-217
	5-5-15-3		種子吹付工B		5-5-13 伏工	I-217
	5-5-15-4		植生基材吹付工(客土及び厚層基材)		5-5-13 伏工	I-217
	5-5-15-5		特殊吹付工		5-5-13 伏工	I-217
第16節 法砕工	5-5-16-2		軽量法砕工		3-4-14-4-1法砕工	I-127
	5-5-16-3		プレキャストブロック法砕工		3-4-14-4-2法砕工	I-127
	5-5-16-4		現場打及び現場吹付法砕工		3-4-14-4-1法砕工	I-127

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第17節 植栽工	5-5-17-2		植栽		第5章 山腹工	I-218
第18節 山腹工付属物設置工	5-5-18-2		点検施設工		第5章 山腹工	—
第6章 地すべり防止工						
第3節 暗渠工	5-6-3-2		礫暗渠工		5-5-9-2礫暗渠工	I-155
	5-6-3-3		鉄線籠暗渠工		5-5-9-2礫暗渠工	I-155
	5-6-3-4		その他二次製品を用いた暗渠工		5-5-9-2礫暗渠工	I-155
	5-6-3-5		ポーリング暗渠工		5-5-9-5ポーリング暗渠工	I-217
第4節 集水井工	5-6-4-3		施工(集水井)			I-64
第5節 排水トンネル工	5-6-5-2		掘削		第6編 林道 第7章 トンネル	—
	5-6-5-3		支保工一般			
	5-6-5-4		鋼製支保工			
	5-6-5-5		覆工			
第6節 排土工及び押し盛土工	5-6-6-2		排土工		3-2-1-6掘削工	I-1
	5-6-6-3		押し盛土工		3-2-1-7盛土工	I-3
第7節 杭工	5-6-7-2		鋼管杭及び合成杭			I-218
	5-6-7-3		場所打杭工			I-218
第8節 シャフト工(深礎工)	5-6-8-1		深礎工		5-6-7 杭工	I-218
第9節 アンカー工	5-6-9-2		施工		3-4-14-5アンカー工	I-128
第7章 なだれ防止林造成						
第4節 雪び予防工	5-7-4-1		吹きだめ柵、吹き払い柵		5-5-8-3鋼製落石防止壁工	I-62
第5節 なだれ予防工	5-7-5-1		階段工		3-2-1-6掘削工	I-1
	5-7-5-2		予防柵、防止柵		5-5-8-3鋼製落石防止壁工	I-62
	5-7-5-3		吊柵、吊枠		5-5-8-3鋼製落石防止壁工	I-62
第6節 誘導工	5-7-6-1		誘導堤		3-2-1-7盛土工	I-3
	5-7-6-2		誘導擁壁		5-5-6-3コンクリート土留工	I-216
	5-7-6-3		誘導柵		5-5-8-3鋼製落石防止壁工	I-62
第7節 減勢工	5-7-7-1		減勢杭、減勢枠組		5-3-6-5-2鋼製ダム本体工	I-153
第8節 防護工	5-7-8-1		防護擁壁		5-5-6-3コンクリート土留工	I-216
	5-7-8-2		防護柵		5-3-6-5-2鋼製ダム本体工	I-153
第6節 グライド防止工	5-7-9-1		木柵階段工		5-3-7-6木製治山ダム本体工	I-216
第8章 森林整備						
第4節 歩道整備	5-8-4-1		歩道作設			I-218

第6部 林道

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 林道						
第1節 適用	6-1-1		路線・縦断			I-219
第3節 工場製作工	6-1-3-1		一般製作工	一般制作工	3-4-12 工場製作工(共通)	I-119~122
				工場塗装工	3-4-12-11 工場塗装工	I-122
第3節 地盤改良工	6-1-4-2		路床安定処理工		3-4-7-2 路床安定処理工	I-103
	6-1-4-3		置換工		3-4-7-3 置換工	I-103
	6-1-4-4		サンドマット工		3-4-7-6 サンドマット工	I-105
	6-1-4-5		パーチカルドレーン工法		3-4-7-7 パーチカルドレーン工法	I-105
	6-1-4-6		締固め改良工		3-4-7-8 締固め改良工	I-105
	6-1-4-7		固結工		3-4-7-9 固結工	I-105
第5節 法面工	6-1-5-2		植生工		3-4-14-2 植生工	I-124
	6-1-5-3		吹付工		3-4-14-3 吹付工	I-126
	6-1-5-4		法粹工		3-4-14-4 法粹工	I-127
	6-1-5-5		アンカー工		3-4-14-5 アンカー工	I-128
	6-1-5-6		かご工	じゃかご	3-4-3-24 羽口工	I-22
				ふとんかご	3-4-3-24 羽口工	I-22
	6-1-5-7		柵工			I-219
第6節 軽量盛土工	6-1-6-2		軽量盛土工		3-2-1-12 路体盛土工	I-8
第7節 擁壁工	6-1-7-3		既製杭工		3-4-4-4 既製杭工	I-26
	6-1-7-4		場所打杭工		3-4-4-5 場所打杭工	I-27
	6-1-7-5		場所打擁壁工		4-2-6-3 場所打擁壁工	I-128
	6-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-4-15-2 プレキャスト擁壁工	I-129
	6-1-7-7		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法	3-4-15-3 補強土壁工	I-129
				多数アンカー式補強土工法	3-4-15-3 補強土壁工	
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-4-15-3 補強土壁工	
	6-1-7-8		井桁ブロック工		3-4-15-4 井桁ブロック工	I-130
	6-1-7-10		鋼製擁壁工		5-3-6-5-1 鋼製ダム本体工	I-152
	6-1-7-11		簡易鋼製擁壁工		5-3-6-5-1 鋼製ダム本体工	I-152
	6-1-7-12		木製土留・擁壁工			I-219
	6-1-7-13		土のう積工			I-219

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 石・ブロック積(張)工	6-1-8-3		コンクリートブロック工		3-4-5-3コンクリートブロック工	I-29
	6-1-8-4		石積(張)工		3-4-5-5石積(張)工	I-30
第9節カルバート工	6-1-9-4		既製杭工		3-4-4-4既製杭工	I-26
	6-1-9-5		場所打杭工		3-4-4-5場所打杭工	I-27
	6-1-9-6		場所打函渠工			I-66
	6-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-4-3-25プレキャストカルバート工	I-23
第10節 排水施設工	6-1-10-3		側溝工	素掘り		I-219
				プレキャストU型側溝等	3-4-3-26側溝工	I-23
	6-1-10-4		横断工	開渠		I-220
	6-1-10-5		コルゲートパイプ工			I-220
	6-1-10-6		コルゲートフリューム工			I-220
	6-1-10-7		洗越工			I-220
	6-1-10-8		呑口工及び吐口工		6-1-10-11流末工	I-220
	6-1-10-9		集水ます工		3-4-3-27集水樹工	I-25
	6-1-10-10		流木除け工及び土砂止め工		6-1-10-11流末工	I-220
	6-1-10-11		流末工			I-220
	6-1-10-12		地下排水工		3-4-3-26-3暗渠工	I-24
	6-1-10-13		法面排水工(小段排水・縦排水工)		3-4-3-26側溝工	I-23
	6-1-10-14		管渠工		3-4-3-26-1管渠	I-23
	6-1-10-15		場所打水路工		3-4-3-26-2場所打水路工	I-24
第11節 落石雪害防止工	6-1-11-4		落石防止網工			I-221
	6-1-11-5		落石防護柵工			I-221
	6-1-11-6		防雪柵工			I-163
	6-1-11-7		雪崩予防柵工			I-163
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	6-2-3-2		路床安定処理工		3-4-7-2路床安定処理工	I-103
	6-2-3-3		置換工		3-4-7-3置換工	I-103
第4節 舗装工	6-2-4-5		アスファルト舗装工		3-4-6-7アスファルト舗装工	I-33
	6-2-4-6		コンクリート舗装工		3-4-6-8コンクリート舗装工	I-74
	6-2-4-7		砂利路盤工		3-4-6-14砂利路盤工	I-215

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 排水施設工	6-2-5-3		側溝工		3-4-3-26側溝工	I-23
	6-2-5-4		横断工		6-1-10-4横断工	I-220
	6-2-5-5		コルゲートパイプ工		6-1-10-5コルゲートパイプ工	I-220
	6-2-5-6		コルゲートフリューム工		6-1-10-6コルゲートフリューム工	I-220
	6-2-5-7		洗越工		6-1-10-7洗越工	I-220
	6-2-5-8		呑口工及び吐口工		6-1-10-11流末工	I-220
	6-2-5-9		集水ます工		3-4-3-27集水樹工	I-25
	6-2-5-10		流木除け工及び土砂止め工		6-1-10-11流末工	I-220
	6-2-5-11		流末工		6-1-10-11流末工	I-220
	6-2-5-12		地下排水工		3-4-3-26-3暗渠工	I-24
	6-2-5-13		法面排水工(小段排水・縦排水工)		3-4-3-26側溝工	I-23
	6-2-5-14		管渠工		3-4-3-26-1管渠	I-23
	6-2-5-15		場所打水路工		3-4-3-26-2現場打水路工	I-24
	第6節 踏掛版工	6-2-6-4		踏掛版工	コンクリート工	
ラバーシュー						I-167
アンカーボルト						I-167
第7節 防護施設工	6-2-7-3		路側防護柵工		3-4-3-7路側防護柵工	I-12
	6-2-7-4		ボックスビーム工		3-4-3-7路側防護柵工	I-12
	6-2-7-5		車止めポスト工			I-12
第8節 区画線工	6-2-8-2		区画線工		3-4-3-8区画線工	I-13
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	6-3-3-2		刃口金物製作工		3-4-12-1-4刃口金物製作工	I-113
	6-3-3-3		鋼製橋脚製作工			I-170
	6-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-4-12-8アンカーフレーム製作工	I-120
	6-3-3-5		工場塗装工		3-4-12-11工場塗装工	I-122
第5節 軽量盛土工	6-3-5-2		軽量盛土工		3-2-1-12 路体盛土工	I-8
第6節 橋台工	6-3-6-3		既製杭工		3-4-4-4既製杭工	I-26
	6-3-6-4		場所打杭工		3-4-4-5場所打杭工	I-27
	6-3-6-5		深礎工		3-4-4-6深礎工	I-27
	6-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-4-4-7オープンケーソン基礎工	I-28
	6-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-4-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-28
	6-3-6-8		橋台躯体工			I-171

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第7節 RC橋脚工	6-3-7-3		既製杭工		3-4-4-4既製杭工	I-26	
	6-3-7-4		場所打杭工		3-4-4-5場所打杭工	I-27	
	6-3-7-5		深礎工		3-4-4-6深礎工	I-27	
	6-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-4-4-7オープンケーソン基礎工	I-28	
	6-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-4-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-28	
	6-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-4-4-9鋼管矢板基礎工	I-28	
	6-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式			I-173
				重力式			I-173
				半重力式			I-173
2	橋脚躯体工	ラーメン式			I-175		
第8節 鋼製橋脚工	6-3-8-3		既製杭工		3-4-4-4既製杭工	I-26	
	6-3-8-4		場所打杭工		3-4-4-5場所打杭工	I-27	
	6-3-8-5		深礎工		3-4-4-6深礎工	I-27	
	6-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-4-4-7オープンケーソン基礎工	I-28	
	6-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-4-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-28	
	6-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-4-4-9鋼管矢板基礎工	I-28	
	6-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型			I-177
		2	橋脚フーチング工	門型			I-177
	6-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型			I-177
		2	橋脚架設工	門型			I-178
	6-3-8-11		現場継手工				I-178
	6-3-8-12		現場塗装工			3-4-3-28現場塗装工	I-25
	第9節 護岸基礎工	6-3-9-3		基礎工		3-4-4-3基礎工(護岸)	I-26
6-3-9-4			矢板工		3-4-3-4矢板工	I-11	
第10節 矢板護岸工	6-3-10-3		笠コンクリート工		3-4-4-3基礎工(護岸)	I-26	
	6-3-10-4		矢板工		3-4-3-4矢板工	I-11	
第11節 法覆護岸工	6-3-11-2		コンクリートブロック工		3-4-5-3コンクリートブロック工	I-29	
	6-3-11-3		護岸付属物工	小口止矢板	3-4-3-4矢板工	I-11	
	6-3-11-4		緑化ブロック工		3-4-5-4緑化ブロック工	I-30	
	6-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-4-5-3コンクリートブロック工	I-29	
	6-3-11-6		石積(張)工		3-4-5-5石積(張)工	I-30	
	6-3-11-7		法粹工		3-4-14-4法粹工	I-127	

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第11節 法覆護岸工	6-3-11-8		環境配慮型護岸工	巨石張り	3-4-3-23環境配慮型護岸工	I-21	
			環境配慮型護岸工	巨石積み	3-4-3-23環境配慮型護岸工	I-21	
			環境配慮型護岸工	かごマット	3-4-3-23環境配慮型護岸工	I-21	
	6-3-11-9			吹付工	3-4-14-3吹付工	I-126	
	6-3-11-10			植生工	3-4-14-2植生工	I-124	
	6-3-11-11			覆土工	3-2-1-14法面整形工	I-1~3	
	6-3-11-12			羽口工	じゃかご	3-4-3-24羽口工	I-22
					ふとんかご	3-4-3-24羽口工	
					かご枠	3-4-3-24羽口工	
					連節ブロック張り	3-4-5-3-2連節ブロック張り	I-21
第12節 法覆護岸工	6-3-12-3		場所打擁壁工		3-4-15-1場所打擁壁工	I-128	
	6-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-4-15-2プレキャスト擁壁工	I-129	
第4章 鋼橋上部							
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-4-12-3桁製作工	I-114~117	
	6-4-3-4		検査路製作工		3-4-12-4検査路製作工	I-119	
	6-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-4-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-119	
	6-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-4-12-6落橋防止装置製作工	I-119	
	6-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-4-12-10鋼製排水管製作工	I-122	
	6-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-4-12-7橋梁用防護柵製作工	I-120	
	6-4-3-9		橋梁用高欄製作工			I-178	
	6-4-3-11		アンカーフレーム製作工		3-4-12-8アンカーフレーム製作工	I-120	
	6-4-3-12		工場塗装工		3-4-12-11工場塗装工	I-122	
第5節 橋梁架設工	6-4-5-4		架設工(クレーン架設)		3-4-13 架設工(鋼橋)	I-123	
	6-4-5-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-4-13 架設工(鋼橋)	I-123	
	6-4-5-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-4-13 架設工(鋼橋)	I-123	
	6-4-5-7		架設工(架設桁架設)		3-4-13 架設工(鋼橋)	I-123	
	6-4-5-8		架設工(送出し架設)		3-4-13 架設工(鋼橋)	I-123	
	6-4-5-9		架設工(トラベラークレーン架設)		3-4-13 架設工(鋼橋)	I-123	
	6-4-5-10	1	支承工	鋼製支承			I-179
		2	支承工	ゴム支承			I-179

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 橋梁現場塗装工	6-4-6-3		現場塗装工		3-4-3-28現場塗装工	I-25
第7節 床版工	6-4-7-2		床版工		3-4-16-2床版工	I-131
第8節 橋梁付属物工	6-4-8-2		伸縮装置工		3-4-3-21伸縮装置工	I-20
	6-4-8-3		落橋防止装置工			I-180
	6-4-8-5		地覆工			I-180
	6-4-8-6		橋梁用防護柵工			I-180
	6-4-8-7		橋梁用高欄工			I-180
	6-4-8-8		検査路工			I-180
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	6-5-3-2		プレベーム用桁製作工		3-4-12-9プレベーム用桁製作工	I-121
	6-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-4-12-7橋梁用防護柵製作工	I-120
	6-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-4-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-119
	6-5-3-5		検査路製作工		3-4-12-4検査路製作工	I-119
	6-5-3-6		工場塗装工		3-4-12-11工場塗装工	I-122
第5節 PC橋工	6-5-5-2		プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	3-4-3-10プレテンション桁製作工(購入工)	I-14
				スラブ橋	3-4-3-10プレテンション桁製作工(購入工)	I-14
	6-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-4-3-11-1ポストテンション桁製作工	I-15
	6-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-4-3-11-2プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	I-15
	6-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-4-3-12プレキャストセグメント主桁組立工	I-15
	6-5-5-6		支承工		6-4-5-10支承工	I-179
	6-5-5-7		架設工(クレーン架設)		3-4-13 架設工(コンクリート橋)	I-124
	6-5-5-8		架設工(架設桁架設)		3-4-13 架設工(コンクリート橋)	I-124
	6-5-5-9		床版・横組工		3-4-16-2床版工	I-131
	6-5-5-10		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	I-180
第6節 プレベーム橋工	6-5-6-2		プレベーム桁製作工	現場		I-181
	6-5-6-3		支承工		6-4-5-10支承工	I-179
	6-5-6-4		架設工(クレーン架設)		3-4-13 架設工(鋼橋)	I-123
	6-5-6-5		架設工(架設桁架設)		3-4-13 架設工(鋼橋)	I-123
	6-5-6-6		床版・横組工		3-4-16-2床版工	I-131
6-5-6-9		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	I-180	

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 PCホロースラブ橋工	6-5-7-3		支承工		6-4-5-10支承工	I-179
	6-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-4-3-13PCホロースラブ製作工	I-16
	6-5-7-5		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	I-180
第8節 RCホロースラブ橋工	6-5-8-3		支承工		6-4-5-10支承工	I-179
	6-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-4-3-13PCホロースラブ製作工	I-16
	6-5-8-5		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	I-180
第9節 PC版桁橋工	6-5-9-2		PC版桁製作工		3-4-3-13PCホロースラブ製作工	I-16
第10節 PC箱桁橋工	6-5-10-3		支承工		6-4-5-10支承工	I-179
	6-5-10-4		PC箱桁製作工		3-4-3-14-1PC箱桁製作工	I-17
	6-5-10-5		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	I-180
第11節 PC片持箱桁橋工	6-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-4-3-14-1PC箱桁製作工	I-17
	6-5-11-3		支承工		6-4-5-10支承工	I-179
	6-5-11-4		架設工(片持架設)		3-4-13 架設工(コンクリート橋)	I-124
第12節 PC押し箱桁橋工	6-5-12-2		PC押し箱桁製作工		3-4-3-14-2PC押し箱桁製作工	I-17
	6-5-12-3		架設工(押し架設)		3-4-13 架設工(コンクリート橋)	I-124
第13節 橋梁付属物工	6-5-13-2		伸縮装置工		3-4-3-21伸縮装置工	I-20
	6-5-13-4		地覆工		6-4-8-5地覆工	I-180
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		6-4-8-6橋梁用防護柵工	I-180
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		6-4-8-7橋梁用高欄工	I-180
	6-5-13-7		検査路工		6-4-8-8検査路工	I-180
第6章 木造橋上部						
第3節 木造橋上部	6-6-3-3		木桁	木造橋(上下部構造)		I-221
第7章 トンネル(NATM)						
第4節 支保工	6-7-4-3		吹付工			I-181
	6-7-4-4		ロックボルト工			I-182
第5節 覆工	6-7-5-3		覆工コンクリート工			I-183
	6-7-5-4		側壁コンクリート工		6-7-5-3覆工コンクリート工	I-183
	6-7-5-5		床版コンクリート工			I-184
第6節 インバート工	6-7-6-4		インバート本体工			I-184
第7節 坑内付帯工	6-7-7-5		地下排水工		3-4-3-26-3暗渠工	I-24
第8節 坑門工	6-7-8-4		坑門本体工			I-184
	6-7-8-5		明り巻工			I-185

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第8章 道路維持							
第3節 舗装工	6-8-3-3		路面切削工		3-4-6-9路面切削工	I-100	
	6-8-3-4		舗装打換え工		3-4-6-10舗装打換え工	I-101	
	6-8-3-5		切削オーバーレイ工			I-189	
	6-8-3-6		オーバーレイ工		3-4-6-11オーバーレイ工	I-101	
	6-8-3-7		路上再生工			I-190	
	6-8-3-8		コンクリート舗装補修工		3-4-6-8コンクリート舗装工	I-74	
	6-8-3-9		アスファルト舗装補修工		3-4-6-7アスファルト舗装工	I-33	
	6-8-3-10		砂利路盤工		3-4-6-14砂利路盤工	I-215	
	第4節 排水構造物工	6-8-4-3		側溝工		3-4-3-26側溝工	I-23
		6-8-4-4		横断工		6-1-10-4横断工	I-220
6-8-4-5			コレゲートパイプ工		6-1-10-5コレゲートパイプ工	I-220	
6-8-4-6			コレゲートフリューム工		6-1-10-6コレゲートフリューム工	I-220	
6-8-4-7			洗越工		6-1-10-7洗越工	I-220	
6-8-4-8			呑口工及び吐口工		6-1-10-11流末工	I-220	
6-8-4-9			集水ます工		3-4-3-27集水樹工	I-25	
6-8-4-10			流木除け工及び土砂止め工		6-1-10-11流末工	I-220	
6-8-4-11			流末工		6-1-10-11流末工	I-220	
6-8-4-12			地下排水工		3-4-3-26-3暗渠工	I-24	
6-8-4-13			法面排水工(小段排水・縦排水工)		3-4-3-26側溝工	I-23	
6-8-4-14			管渠工		3-4-3-26-1管渠	I-23	
6-8-4-15			場所打水路工		3-4-3-26-2場所打水路工	I-24	
第5節 防護柵工		6-8-5-3		路側防護柵工		3-4-3-7路側防護柵工	I-12
	6-8-5-4		ボックスビーム工		3-4-3-7路側防護柵工	I-12	
	6-8-5-5		車止めポスト工		6-2-7-5車止めポスト工	I-12	
第6節 標識工	6-8-6-3		小型標識工		3-4-3-6小型標識工	I-11	
第7節 軽量盛土工	6-8-7-2		軽量盛土工		3-2-1-12 路体盛土工	I-8	
第8節 擁壁工	6-8-8-5		場所打擁壁工		3-4-15-1場所打擁壁工	I-128	
	6-8-8-6		プレキャスト擁壁工		3-4-15-2プレキャスト擁壁工	I-129	
第9節 石・ブロック積工	6-8-9-3		コンクリートブロック工		3-4-5-3コンクリートブロック工	I-29	
	6-8-9-4		石積(張)工		3-4-5-5石積(張)工	I-30	

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 カルパート工	6-8-10-6		場所打函渠工		6-1-9-6場所打函渠工	I-66
	6-8-10-7		プレキャストカルパート工		3-4-3-25プレキャストカルパート工	I-23
第11節 法面工	6-8-11-2		植生工		3-4-14-2植生工	I-124
	6-8-11-3		吹付工		3-4-14-3吹付工	I-126
	6-8-11-4		法枠工		3-4-14-4法枠工	I-127
	6-8-11-5		アンカー工		3-4-14-5アンカー工	I-128
	6-8-11-6		かご工	じゃかご	3-4-3-24羽口工	I-22
			ふとんかご	3-4-3-24羽口工		
第13節 橋梁付属物工	6-8-13-2		伸縮継手工		3-4-3-21伸縮装置工	I-20
	6-8-13-4		地覆工		6-4-8-5地覆工	I-180
	6-8-13-5		橋梁用防護柵工		6-4-8-6橋梁用防護柵工	I-180
	6-8-13-6		橋梁用高欄工		6-4-8-7橋梁用高欄工	I-180
	6-8-13-7		検査路工		6-4-8-8検査路工	I-180
第14節 現場塗装工	6-8-14-3		橋梁塗装工		3-4-3-28現場塗装工	I-25
第10章 道路修繕						
第3節 工場製作工	6-10-3-4		桁補強材製作工			I-191
	6-10-3-5		落橋防止装置製作工		3-4-12-6落橋防止装置製作工	I-119
第5節 舗装工	6-10-5-3		路面切削工		3-4-6-9路面切削工	I-100
	6-10-5-4		舗装打換え工		3-4-6-10舗装打換え工	I-101
	6-10-5-5		切削オーバーレイ工		6-8-3-5切削オーバーレイ工	I-189
	6-10-5-6		オーバーレイ工		3-4-6-11オーバーレイ工	I-101
	6-10-5-7		路上再生工		6-8-3-7路上再生工	I-190
	6-10-5-8		砂利路盤工		3-4-6-14砂利路盤工	I-215
第6節 排水構造物工	6-10-6-3		側溝工		3-4-3-26側溝工	I-23
	6-10-6-4		管渠工		3-4-3-26-1管渠	I-23
	6-10-6-5		集水ます工		3-4-3-27集水樹工	I-25
	6-10-6-6		地下排水工		3-4-3-26-3暗渠工	I-24
	6-10-6-7		場所打水路工		3-4-3-26-2場所打水路工	I-24
	6-10-6-8		排水工		3-4-3-26側溝工	I-23
第7節 縁石工	6-10-7-3		縁石工		3-4-3-5縁石工	I-11
第8節 防護柵工	6-10-8-3		路側防護柵工		3-4-3-7路側防護柵工	I-12
	6-10-8-4		ボックスビーム工		3-4-3-7路側防護柵工	I-12
	6-10-8-5		車止めポスト工		6-2-7-5車止めポスト工	I-12
第9節 標識工	6-10-9-3		小型標識工		3-4-3-6小型標識工	I-11
第10節 区画線工	6-10-10-2		区画線工		3-4-3-8区画線工	I-13

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 軽量盛土工	6-10-11-2		軽量盛土工		3-2-1-12 路体盛土工	I-8
第12節 擁壁工	6-10-12-5		場所打擁壁工		3-4-15-1 場所打擁壁工	I-128
	6-10-12-6		プレキャスト擁壁工		3-4-15-2 プレキャスト擁壁工	I-129
第13節 石・ブロック積工	6-10-13-3		コンクリートブロック工		3-4-5-3 コンクリートブロック工	I-29
	6-10-13-4		石積(張)工		3-4-5-5 石積(張)工	I-30
第14節 カルバート工	6-10-14-6		場所打函渠工		6-1-9-6 場所打函渠工	I-66
	6-10-14-7		プレキャストカルバート工		3-4-3-25 プレキャストカルバート工	I-23
第15節 法面工	6-10-15-2		植生工		3-4-14-2 植生工	I-124
	6-10-15-3		吹付工		3-4-14-3 吹付工	I-126
	6-10-15-4		法枠工		3-4-14-4 法枠工	I-127
	6-10-15-5		アンカー工		3-4-14-5 アンカー工	I-128
	6-10-15-6		かご工	じゃかご	3-4-3-24 羽口工	I-22
				ふとんかご	3-4-3-24 羽口工	I-22
第16節 落石雪害防止工	6-10-16-4		落石防止網工		6-1-11-4 落石防止網工	I-221
	6-10-16-5		落石防護柵工		6-1-11-5 落石防護柵工	I-221
	6-10-16-6		防雪柵工		6-1-11-6 防雪柵工	I-163
	6-10-16-7		雪崩予防柵工		6-1-11-7 雪崩予防柵工	I-163
第18節 鋼桁工	6-10-18-3		鋼桁補強工		6-10-3-4 桁補強材製作工	I-191
第19節 鋼橋支承工	6-10-19-3		鋼橋支承工		6-4-5-10 支承工	I-179
	6-10-19-4		PC橋支承工		6-4-5-10 支承工	I-179
第20節 橋梁付属物工	6-10-20-3		伸縮継手工		3-4-3-21 伸縮装置工	I-20
	6-10-20-4		落橋防止装置工		6-4-8-3 落橋防止装置工	I-180
	6-10-20-6		地覆工		6-4-8-5 地覆工	I-180
	6-10-20-7		橋梁用防護柵工		6-4-8-6 橋梁用防護柵工	I-180
	6-10-20-8		橋梁用高欄工		6-4-8-7 橋梁用高欄工	I-180
	6-10-20-9		検査路工		6-4-8-8 検査路工	I-180
第22節 現場塗装工	6-10-22-3		橋梁塗装工		3-4-3-28 現場塗装工	I-25

【第14編 水道編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第2章 管路				
第2節 掘削及び埋戻し	2-2-1 掘削工	管土工		1-222
第6節 管に附帯する構造物	2-6-1 施工	管防護工 (スラストコンクリート等)		1-223
		基礎工 (栗石・クラッシュラン) (均しコンクリート)		
		人孔・弁室等		
第8節 管弁類及び伸縮可壊管の据付け	2-8-1 管の据付け	管布設工		1-224

【第15編 下水道編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 下水道				
		開削管渠工		I-225
		函渠工		I-226
第7節 築造工	1-7-1 マンホール、ます等の築造	標準人孔築造工		I-226
		特殊人孔築造工		I-226
第9節 推進工	1-9-6 調査及び測定	推進管渠工		I-225
第10節 シールド工	1-10-3 調査及び測定	シールド工		I-225
ポンプ場・終末処理場				
		池・槽の主構造部		I-227
		基礎杭（既製杭）		I-227
		池・槽の付属構造物		I-227
		開口部		I-228
		越流とい		I-228
		越流せき		I-228

(1) 出来形管理基準及び規格値

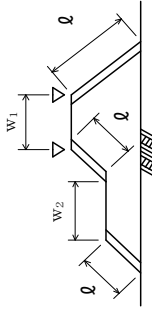
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1	2	3	2	1	掘削工		基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合 50m）につき1ヶ所、延長40m（または 50m）以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領（案）」の規定により測 点による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎。基準高は、掘削部の両端で 測定。		1-2-3-2	
							法長φ	φ < 5m				-200
								φ ≥ 5m				法長-4%

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1	共通編	2	土工	2	掘削工 (面管理の場合)	平場	平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面の標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは親格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		
						法面 (小段含む)	±50	±150			
						標高較差	±50	±150			
						水平または 標高較差	±70	±160			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1	共通編	2	土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平場	平均値 ±50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。			
							法面 (小段含む)	±70				個々の計測値 ±300
							標高較差	±300				
1	共通編	2	土工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は各法肩で測定。		1-2-3-3	
							法長 ϕ	$\phi < 5m$				-100
								$\phi \geq 5m$				法長-2%
							幅 w_1, w_2	-100				

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
1	2	3	3	2	盛土工 (面管理の場合)	天端 法面 4割く勾配 法面 4割く勾配 (小段含む) ※ただし、 この勾配は、鉛直 方向の長さ 1に対する、 水平方向の 長さXをX割と したものを	平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面の標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		1-2-3-3	
							標高較差	-50				-150
							標高較差	-50				-170
							標高較差	-60				-170

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	共通編	2	3	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-4
							厚さ t	-50			
							控え長さ	設計値以上			
1	共通編	2	3	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-5
							幅 w	-100			
1	共通編	2	3	6		堤防天端工	厚さ t	-25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6
							厚さ t	-50			
							幅 w	-100			

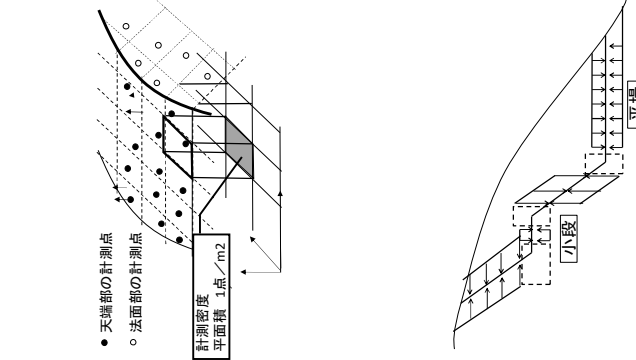
単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	4	2	1	掘削工		基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合 50m）につき1ヶ所、延長40m（または 50m）以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領（案）」の規定により測 点による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎。基準高は、道路中心線及び 端部で測定。		1-2-4-2
							法長φ	-200			
							幅w	法長-4%			
								-100			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)		個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で計測と標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは親格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>			
						平場	平均値				
						法面 (小段含む)	標高較差				±50
						法面 (軟岩I) (小段含む)	水平または 標高較差				±150
						水平または 標高較差	±160				
						水平または 標高較差	±330				

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

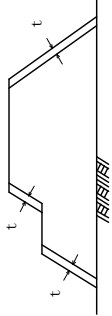
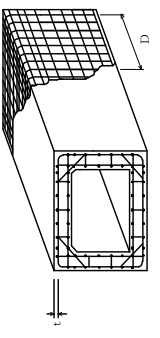
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1	2	4	3	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎。基準高は、道路中心線及び 端部で測定。</p>		<p>1-2-4-3 1-2-4-4</p>	
						法長φ	φ < 5m				-100
							φ ≥ 5m				法長-2%
						幅w ₁ , w ₂	-100				

(1) 出来形管理基準及び規格値

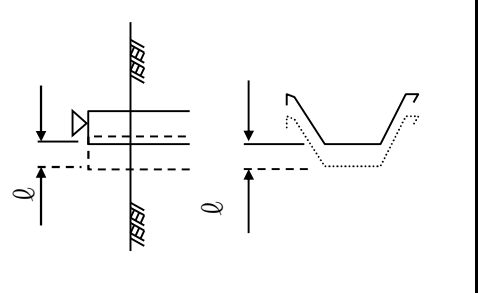
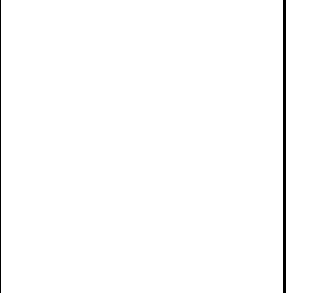
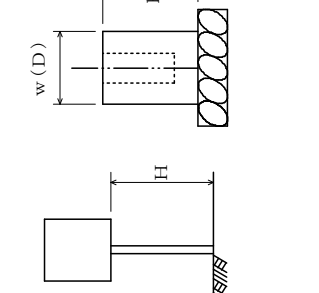
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3	2	路体盛土工 (面管理の場合)	天端	平均値 ±50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		
						法面 (小段含む)	±80	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面の標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
			4		路床盛土工 (面管理の場合)	標高較差	±150			
						標高較差	±190			

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

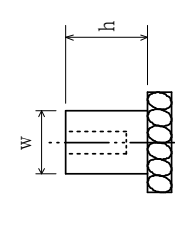
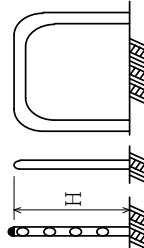
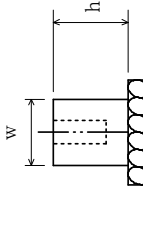
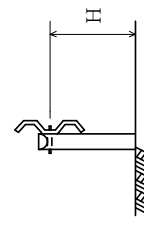
編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	共通編	2	4	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
							平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D : n 本間の延長 n : 10本程度とする φ : 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編 2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲ)コンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋は全配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4
1	共通編	3	7	4		組立て	かぶり t	±φかつ 最小かぶり以上			

(1) 出来形管理基準及び規格値

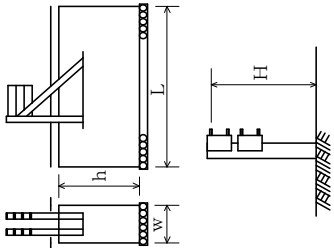
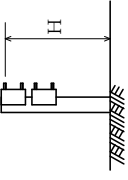
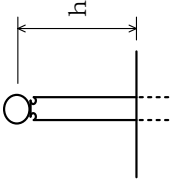
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	4			矢板工 (指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合) は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m (測点間隔25mの場合) は25m) につき1ヶ所、延長20m (または25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができ		3-2-3-4	
							根入長	設計値以上				
							変位 ϕ	100				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	5			縁石工 (縁石・アスカープ)	延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	6			小型標識工	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基礎 基礎1基礎毎		3-2-3-6	
							基礎	幅w (D)				-30
								高さh				-30
							根入れ長	設計値以上				

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

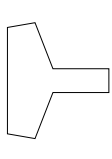
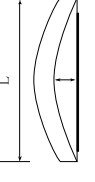
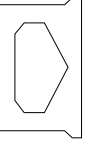
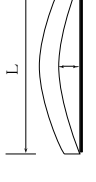
単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。		3-2-3-7
							高さh	-30			
							パイプ取付高H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所		
3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅w	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。		3-2-3-8
							高さh	-30			
							ビーム取付高H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所		

(1) 出来形管理基準及び規格値

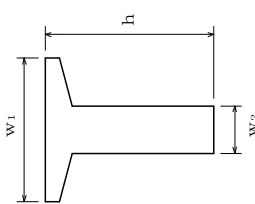
編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/1基礎毎		3-2-3-8 ※ワイヤロープ式防護柵にも適用する
							高さ h	-30			
							延長 L	-100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	9		区画線工	ケーブル取付高H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所		3-2-3-9	
						厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上				
						幅 w	設計値以上				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-2-3-10	

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	3	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごととの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11
							桁長 L (m)	± L / 1,000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づき試験成績表に替えることができる。	断面図 	
3	土木工事共通編	2	3	12	1	プレテンション桁製作工(購入工) (けた橋)	断面の外形寸法	±5		側面図 	3-2-3-12
							橋桁のそり δ_1	±8			
3	土木工事共通編	2	3	12	2	プレテンション桁製作工(購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	±10…L ≤ 10m ± L / 1,000…L > 10m		断面図 	3-2-3-12
							断面の外形寸法	±5			
3	土木工事共通編	2	3	12			橋桁のそり δ_1	±8		平面図 	
							横方向の曲がり δ_2	±10			

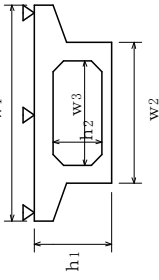
(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	13	1	ポステンション桁製作工	プレキャストコンクリート	幅 (上) w_1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストレンディング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づいて試験成績表に替えることができる。 ϕ : 支間長 (m)		3-2-3-13 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びびかぶりについては、「非破壊試験」によるコンクリート構造物中の配筋状態及びびかぶり測定要領」も併せて適用する
							幅 (下) w_2	±5			
							高さ h	+10 -5			
							桁長 ϕ 支間長	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots \pm (\phi - 5)$ かつ -30mm以内			
							横方向最大タワミ	0.80			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	13	2	プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	プレキャストセグメント	桁長 ϕ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所を測定。		3-2-3-13
							断面の外形寸法 (mm)	—			
							桁長 ϕ 支間長	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots \pm (\phi - 5)$ かつ -30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストレンディング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする ϕ : 支間長 (m)		3-2-3-14
横方向最大タワミ	0.80										

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	15		PCホロースラブ製作工	基準高▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 φ：桁長（m）		3-2-3-15 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びびかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びびかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 w ₁ , w ₂	-5～+30			
						厚さ t	-10～+20			
						桁長φ	φ<15…±10 φ≥15…±(φ-5) かつ-30mm以内			

(1) 出来形管理基準及び規格値

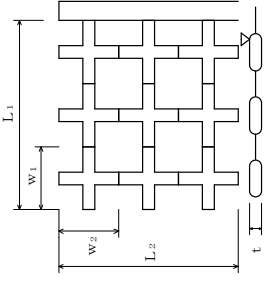
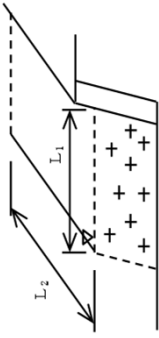
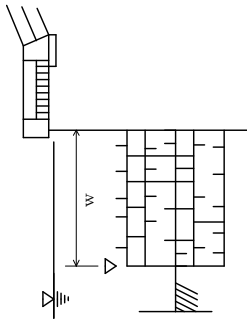
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	16	1	PC箱桁製作工	基準高▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長 (m)		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びびかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びびかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 (上) w ₁	-5～+30			
						幅 (下) w ₂	-5～+30			
						内空幅 w ₃	±5			
						高さ h ₁	+10 -5			
						内空高さ h ₂	+10 -5			
						桁長ℓ	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15…± (ℓ-5) かつ -30mm以内			

(1) 出来形管理基準及び規格値

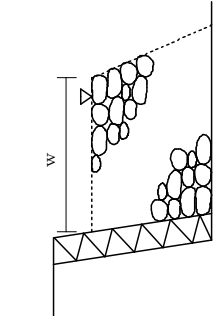
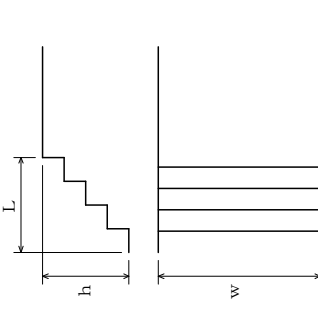
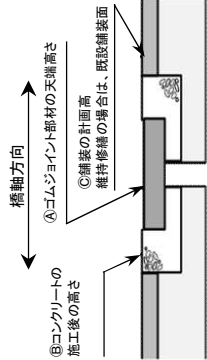
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	16	2	P.C.押出し箱桁製作工	幅(上) w_1	-5 ~ +30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ϕ : 桁長 (m)		3-2-3-16 (注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びびかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びびかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅(下) w_2	-5 ~ +30			
						内空幅 w_3	±5			
						高さ h_1	+10 -5			
						内空高さ h_2	+10 -5			
						桁長 ϕ	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots \pm (\phi - 5)$ かつ -30mm以内			

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要							
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	17			根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-17						
								厚さ t	-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。								
								幅 W ₁ , W ₂	-20									
								延長 L ₁ , L ₂	-200	1施工箇所毎								
							乱積	基準高▽	± t / 2	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		tは根固めブロックの高さ						
								延長 L ₁ , L ₂	- t / 2	1施工箇所毎								
							3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	18			沈床工	基準高▽	±150	1組毎		3-2-3-18
														幅 w	±300			
														延長 L	-200			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	19		捨石工		基準高▽	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-19
							幅w	-100			
							延長L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	22		階段工		幅w	-30	1回/1施工箇所		3-2-3-22
							高さh	-30			
							長さL	-30			
							段数	±0段			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)		据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
							表面の凹凸	3			
							仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要										
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-2-3-24										
							橋軸方向各点誤差の相対差	3													
							表面の凹凸	3													
							歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2													
							歯咬み合い部の縦方向間隔W ₁	±2													
							歯咬み合い部の横方向間隔W ₂	±5													
							仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2													
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24											
							仕上げ高さ				舗装面に対し 0~+3										
							3 土木工事共通編				2 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高▽	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26	
																	法長0				-200
																	延長L				-200

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長 ϕ	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26
						厚さ t	-0.2 t			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	27	1	羽口工 (じやかご)	法長 ϕ	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27
						厚さ t	-100			
						厚さ t	-50			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ h	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27
						延長 L ₁ , L ₂	-200			

(1) 出来形管理基準及び規格値

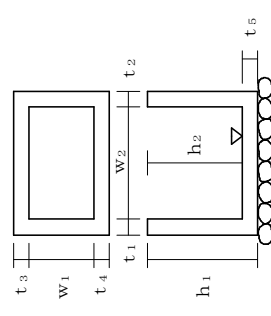
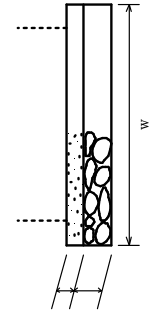
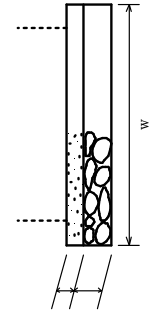
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	3	28		プレキヤストカルバート工 (プレキヤストボック ス工) (プレキヤストパイプ 工)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28
							※幅 w	-50			
							※高さ h	-30			
							延長 L	-200			
3	土木工事共通編	2	3	29	1	側溝工 (プレキヤストU型側 溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
							延長 L	-200			
							1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。				

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

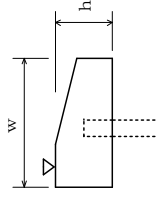
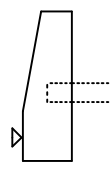
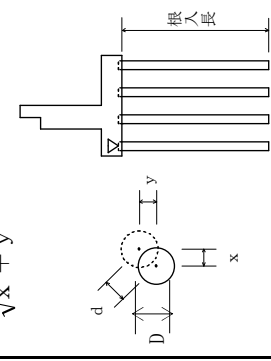
単位：mm														
編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	2	側溝工 (場所打水路工)		基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29			
							厚さ t_1, t_2	-20						
							幅 w	-30						
							高さ h_1, h_2	-30						
							延長 L	-200						
							基準高▽	±30				施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
							幅 w_1, w_2	-50						
深さ h	-30													
					側溝工 (暗渠工)		延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。					

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	30			集水排水工		基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20					
						※幅 w_1, w_2	-30					
						※高さ h_1, h_2	-30					
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	31			現場塗装工		塗膜厚	<p>a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは500㎡とする。</p> <p>1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>		3-2-3-31
						幅 w	設計値以上	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>				
						厚さ t_1, t_2	-30					
						延長 L	各構造物の規格値による					
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1			一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)		幅 w	設計値以上	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>		3-2-4-1
						厚さ t_1, t_2	-30					
						延長 L	各構造物の規格値による					

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高▽	±30	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		3-2-4-3
						幅w	-30			
						高さh	-30			
						延長L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		3-2-4-3
						延長L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	<p>全数について杭中心で測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径D	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5	場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-5	
					根入長	設計値以上				
					偏心量d	100以内				
					傾斜	1/100以内				
					杭径D	設計径(公称径) -30以上				
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6	深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-6	
					根入長	設計値以上				
					偏心量d	150以内				
					傾斜	1/50以内				
					基礎径D	設計径(公称径) 以上※				

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7			オーブメントケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-7
							ケーソンの長さℓ	-50			
							ケーソンの幅w	-50			
							ケーソンの高さh	-100			
							ケーソンの壁厚t	-20			
							偏心量d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8			ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-8
							ケーソンの長さℓ	-50			
							ケーソンの幅w	-50			
							ケーソンの高さh	-100			
							ケーソンの壁厚t	-20			
							偏心量d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9			鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-9
							根入長	設計値以上			
							偏心量d	300以内			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		3-2-5-3
							法長 ϕ	-50			
								-100			
							厚さ (ブロック積・張) t_1	-50			
							厚さ (裏込) t_2	-50			
							延長L	-200			
3	土木工事共通編	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		3-2-5-3
							法長 ϕ	-100			
							延長 L_1 , L_2	-200			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
							幅w	-100			
							延長L	-200			
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	4	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4
							法長 ϕ	-50			
							$\phi < 3m$	-100			
							$\phi \geq 3m$	-50			
							厚さ(ブロック) t_1	-50			
							厚さ(裏込) t_2	-50			
							延長L	-200			
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	5	石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5
							法長 ϕ	-50			
							$\phi < 3m$	-100			
							$\phi \geq 3m$	-50			
							厚さ(石積・張) t_1	-50			
							厚さ(裏込) t_2	-50			
							延長L	-200			

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	6	6	4	橋面防水工（シート系 床版防水層）	シートの重ね幅	-20～+50	標準重ね幅100mmに対し、1 施工箇所 毎に目視と測定により全面を確認		3-2-6-6-4

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模以上	±40	小規模以下	±50	中規模以上	—	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともにも、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						厚さ	中規模以上	-45	小規模以下	-45	中規模以上	-15	
						幅	中規模以上	-50	小規模以下	-50	中規模以上	-	
3	2	1	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模以上	±40	小規模以下	±50	中規模以上	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所、割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書に示すよりらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。
3	2	1	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	厚さ	中規模以上	-45	小規模以下	-45	中規模以上	-15	
3	2	1	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	幅	中規模以上	-50	小規模以下	-50	中規模以上	-	

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	1	6	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	中規模以上	±90	中規模以上	+40 -15	小規模以下	+50 -15	3-2-6-7
						厚さあるいは標高較差	中規模以上	±90	中規模以上	+40 -15	小規模以下	+50 -15	
3	1	6	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	中規模以上	±90	中規模以上	+40 -15	小規模以下	+50 -15	3-2-6-7

単位：mm

工事規模の考え方
中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。
小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できき規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。
①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満
②使用量する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満

1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。
2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。
3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。
4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。
5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	中規模以上	-25	小規模以下	-30	中規模以上	-8	小規模以下	-10	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとするとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>
						幅	中規模以上	-50	小規模以下	-50	中規模以上	-	小規模以下	-	

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	中規模 以上	小規模 以下	-54	-63	中規模 以上	小規模 以下	-10	3-2-6-7	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上で管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000㎡以上ある いは使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が、3,000 t 以上の場合は該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できている規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合で、次のいずれか以上に該当するものを いう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の総 使用量が500t以上3,000t未満</p>
														<p>1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。</p>	

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できている規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともにも、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	3-2-6-7
2	1				厚さ	-50	-50	-	-				
					幅	-50	-50	-	-				

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	小規模 以下	-54	-63	中規模 以上	小規模 以下	-10	3-2-6-7	<p>工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合は該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でき、規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>
															<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ 幅	-15 -50	-20 -50	-5 -	-7 -	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコーナーを採取して測定。ただし、幅は設計図書で測定する。ただし、延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	小規模以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できている規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上 小規模以下			
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-4	<p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p> <p>①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとするとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>		
		幅	-25	-25	-							

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるものは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できき規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-2-6-7

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	種	工	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)	面管理の場合は測定値の平均			
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	中規模以上	-7	中規模以上	-2	小規模以下	-3
								小規模以下	-9	小規模以下	-3		
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	アスファルト舗装工 (表層工)	幅	-25	-25	-	-	-	
								-	-	-	-		
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	アスファルト舗装工 (表層工)	平坦性	3mプロファイル メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付 き) (σ)1.75mm以下	-	-	-	-	
								-	-	-	-		

単位：mm

工事規模の考え方
中規模以上の工事とは、管理図等を
描いた上での管理が可能な工事をい
い、舗装施工面積が10,000㎡以上ある
いは使用する基層及び表層用混合物の
総使用量が、3,000 t 以上の場合が該
当する。
小規模工事とは、中規模以上の工事
より規模は小さいものの、管理結果を
施工管理に反映できている規模の工事をい
い、同一工種の施工が数日連続する場
合で、次のいずれかに該当するものを
いう。
①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未
満
②使用する基層及び表層用混合物の総
使用量が500t以上3,000t未満
厚さは、個々の測定値が10個に9個
以上の割合で規格値を満足しなければ
ならないとともに、10個の測定値の平
均値(X10)について満足しなければ
ならない。ただし、厚さのデータ数が
10個未満の場合は測定値の平均値は適
用しない。

コア採取について
橋面舗装等でコア採取により床版
等に損傷を与える恐れのある場合は、
他の方法によることが出来る。
維持工事においては、平坦性の項目
を省略することが出来る。

幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚
さは、1,000㎡に1個の割でコアを採
取して測定。ただし、幅は設計図書の
測点によらず延長80m以下の間隔で測
定することができる。
「3次元計測技術を用いた出来形管理
要領(案)」の規定による測定の管理
方法を用いることができる。

コア採取について
橋面舗装等でコア採取により床版
等に損傷を与える恐れのある場合は、
他の方法によることが出来る。
維持工事においては、平坦性の項目
を省略することが出来る。

コア採取について
橋面舗装等でコア採取により床版
等に損傷を与える恐れのある場合は、
他の方法によることが出来る。
維持工事においては、平坦性の項目
を省略することが出来る。

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	3mプロファイル メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付 き) (σ)1.75mm以 下	3-2-6-7	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000㎡以上ある いは使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が、3,000 t 以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できている規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合で、次のいずれかに該当するものを いう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の総 使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。</p>
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽ 厚さ 幅	±40 -45 -50	±50 -45 -50	- -15 -	- -15 -	3-2-6-8	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できている規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。</p>	

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	標準高▽ 厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-8
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	厚さ 幅	-25 -30	-8 -10	-50 -50	-50 -50	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起して測定。ただし、幅は設計図書の見取図に示す延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-8

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまる高さとの差とする。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事に比べ規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)	*面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚さ	中規模以上	-25	小規模以下	-30	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事に より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できざる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	中規模以上	-50	小規模以下	-50			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまる高さとの差とする。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事に比べ規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均								
								中規模以上	小規模以下				中規模以上	小規模以下		
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	中規模以上	-15	小規模以下	-20	中規模以上	-5	小規模以下	-7	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
		幅	中規模以上	-50		小規模以下	-50	中規模以上	-	小規模以下	-					

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	3-2-6-8	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
													1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	規格値			
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さ	中規模以上	-9	中規模以上	-3	小規模以下	-4
						幅	中規模以上	-25	中規模以上	-	小規模以下	-
3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	-20	中規模以上	-3	小規模以下	-4

単位：mm

3-2-6-8
工事規模の考え方
中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。
小規模工事とは、中規模以上の工事により規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
コア採取について
橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。

幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の内容に準拠し、延長80m以下の間隔で測定することができる。
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。

3-2-6-8
工事規模の考え方
中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。
小規模工事とは、中規模以上の工事により規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。

1. 3次元データによる出来形管理に於いて「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。
2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。
3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。
4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。
5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	中規模以上	-7	中規模以上	-2	小規模以下	-3
						幅	-25	-25	-			
						平坦性	-	3mプロファイル メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3	2	1							幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測定点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事に比べ規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	
											コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)	※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまる高さとの差とする。	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下				
						平坦性	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下			

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模以上	±40	小規模以下	±50	中規模以上	—	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事に比べ規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						厚さ	中規模以上	-45	小規模以下	-45	中規模以上	-15		小規模以下	-15
						幅	中規模以上	-50	小規模以下	-50	中規模以上	—		小規模以下	—
3	土木工事共通編														

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	3-2-6-9	<p>工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均					
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	中規模以上	-25	小規模以下	-30	中規模以上	-8	小規模以下	-10
						幅	中規模以上	-50	小規模以下	-50	中規模以上	-	小規模以下	-

幅は、延長80m毎に1ヶ所に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の見取図に示す間隔で測定する。ただし、幅は設計図書の見取図に示す間隔で測定する。

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。

工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。

コア採取について
橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	小規模 以下	-54	-63	中規模 以上	小規模 以下	-10	3-2-6-9	工事規模の考え方は、 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
														1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	中規模以上	-25	小規模以下	-30	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事に より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映でききる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。
						幅	中規模以上	-50	小規模以下	-50		

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)						
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	中規模 以上	小規模 以下	-54	-63	中規模 以上	小規模 以下	-10	3-2-6-9	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事でより規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
															1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまる高さとの差とする。

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)	*面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	中規模以上 -15	中規模以上 -5	小規模以下 -7	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること	3-2-6-9
						幅	中規模以上 -50	中規模以上 -	小規模以下 -			
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -36	中規模以上 -5	小規模以下 -7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
							中規模以上 -	中規模以上 -	小規模以下 -			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-9	
						幅	-25	-25	-	-	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまる高さとの差とする。	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均	測定値の範囲				
3	2	6	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚さ	中規模以上	-7	中規模以上	-2	小規模以下	-3	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事に比べ規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
						幅	中規模以上	-25	中規模以上	-	小規模以下	-	
						平坦性	中規模以上	-	中規模以上	-	小規模以下	-	

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上 小規模以下			
3	2	6	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまる高さとの差とする。	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	測定値の平均			
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	中規模以上	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することが出来る。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
						厚さ	中規模以下	—			
							小規模以上	±50			
							小規模以下	—			
						幅		—			
								—			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均	規格値			
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは は標高較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上で、管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10
							t < 15cm	+90 -70	+50 -10			
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15			
							t < 15cm	+90 -70	+50 -10			
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均			
3	2	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	中規模以上	中規模以上	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書に示す延長80m以下の間隔で測定することができ、 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は、管理結果より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
							小規模以下	-9			
						幅		-25			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	枝番	工 種	測定項目	規格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						個々の測定値 (X)				
						中規模以上	小規模以下			
3	2	6	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -20	小規模以下 -3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方で、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)	※面管理の場合は測定値の平均					
3	2	6	11	1	グーアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	中規模以上	-15	小規模以下	-20	中規模以上	-5	小規模以下	-7
						幅	中規模以上	-50	小規模以下	-50	中規模以上	-	小規模以下	-
3	2	6	11	1	グーアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	中規模以上	-15	小規模以下	-20	中規模以上	-5	小規模以下	-7
3	2	6	11	1	グーアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	幅	中規模以上	-50	小規模以下	-50	中規模以上	-	小規模以下	-

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	2	グーアスアフルト 舗装工 (加熱アスアフルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまる高さとの差とする。	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)	※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	1	11	3	グーアスアフルト 舗装工 (基層工)	厚さ	中規模以上	-9	小規模以下	-12	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書測定点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事に比べ規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
						幅	中規模以上	-25	小規模以下	-25	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができ	
3	2	6										3-2-6-11

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	4	グーアスアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方は、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。</p>	3-2-6-11

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)	*面管理の場合は測定値の平均			
3	2	1	11	5	グーラスアスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	中規模以上 -7	中規模以上 -2	小規模以下 -3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mm毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書に規定する。ただし、幅は設計図書の測定点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11
						幅	-25	-	-			
						平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)	*面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	11	6	グーアスアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	小規模以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまる高さとの差とする。	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模以上 ±40	中規模以上 —	小規模以下 —	基準高は、延長40m毎に1ヶ所に割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の数に要する点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができ	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬことと、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						厚さ	中規模以上 -45	中規模以上 -15	小規模以下 -15			
						幅	中規模以上 -50	中規模以上 —	小規模以下 —			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	
											1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	1	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さ	中規模以上	-25	小規模以下	-30	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	中規模以上	-50	小規模以下	-		

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上 / 小規模以下			
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	1	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)	高さ	中規模以上	-25	小規模以下	-30	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ</p> <p>工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	3-2-6-12
						幅	中規模以上	-50	小規模以下	-		

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000m ² 未 満。	3-2-6-12

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	1	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	中規模以上	-9	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の間隔に測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方で、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	中規模以上	-25	-			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)					
							中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下			
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 平均	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均			
3	土木工事共通編	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ	中規模以上 -10 小規模以下	中規模以上 -3.5 小規模以下	<p>厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200mm毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。</p> <p>なお、スリップフォーム工法の場合、厚さ管理に關し、打設前に各車線の中心付近で各車線200mm毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定打設後に各車線200mm毎に幅側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書に測定する。ただし、幅は設計図書の測定することができる。</p>	<p>工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。</p> <p>小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとすると、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-12
						幅	中規模以上 -25 小規模以下	中規模以上			
						平坦性	—	コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下			
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	-22	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						平坦性	小規模以上	-3.5			
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	目地較差	中規模以上	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
							小規模以下				

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
							中規模以上	小規模以下	*面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 中規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満であるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						厚さ	—45	—45	—15			
						幅	—50	—50	—			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	
							±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)					
							中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下			
3	2	6	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工	厚さ 幅	-25 -30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所を割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起しとして測定。ただし、幅は設計図書の内容に準拠する。測定は、延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとすると、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55 -66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
							中規模以上	小規模以下	*面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
						幅	-50	-	-	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の場合に規格値を満足しなければならぬ。ただし、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上 小規模以下			
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測定基準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚さ	中規模以上	-9	小規模以下	-12	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともにも、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	中規模以上	-25	小規模以下	-		

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
						厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまる高さとの差とする。	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均			
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ	中規模以上 -15	中規模以上 -4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともにも、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						幅	中規模以上 -35	中規模以上 -			
						平坦性	中規模以上 -	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより(σ)2.4mm以下	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						目地段差	±2	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	-32	-4.5	3-2-6-12	工事規模の考え方で、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						平坦性	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	—	—		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。
						目地較差	±2							隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満であるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-13
						厚さ	-45	-15	-15			
						幅	-50	—	—			
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満であるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-13
						幅	-50	—	—			

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	1	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚さ	中規模以上	-25	小規模以下	-30	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	中規模以上	-50	小規模以下	-		

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	1	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	中規模以上	-15	中規模以上	-5	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	中規模以上	-50	中規模以上	-		

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	規格値			
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚さ	中規模以上 -9	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	中規模以上 -3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	中規模以上 -25	—				
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模以上 ±40	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14	
						厚さ	中規模以上 -45	-15				
						幅	中規模以上 -50	—				

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所に1ヶ所を掘り起し、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満であるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14	
						幅	-50	-					
3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所に1ヶ所を掘り起し、厚さは、1,000㎡に1ヶ所を掘り起し、採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満であるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14	
						幅	-50	-					

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	1	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	中規模以上	-15	小規模以下	-20	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともにも、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	中規模以上	-50	小規模以下	-		

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
							中規模以上	小規模以下	*面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚さ	中規模以上 -9	小規模以下 -12	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	3-2-6-14	
						幅	-25	-		工事規模の考え方で、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともにも、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		

単位：mm

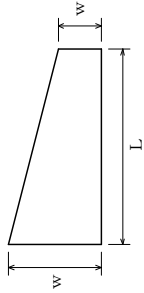
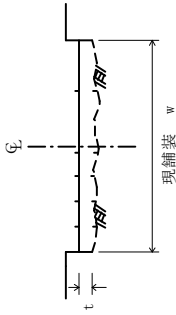
(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)			
3	2	6	15	1	路面切削工	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を变えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-2-6-15
							幅 w	-25	-			
3	2	6	15	2	路面切削工 (面管理の場合は標高較差または厚さ t のみ)	路面切削工 (面管理の場合は厚さ t のみ)	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	<p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場面に適用する。</p> <p>2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。</p> <p>4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。</p>		3-2-6-15
							幅 w	-25	-			

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							幅w	延長L	厚さt	個々の測定値(X)			
3	土木工事共通編	6	16		舗装打換え工	舗装打換え工	幅w	路盤工	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-16	
								舗設工	-100				
								該当工種	該当工種				
								幅w	-25				
								延長L	-100				
								厚さt	該当工種				
								該当工種	該当工種				
3	土木工事共通編	6	17	1	オーバーレイ工	オーバーレイ工	厚さt	-9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-17		
							幅w	-25					
							延長L	-100					
							平穏性	—					
							3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						

(1) 出来形管理基準及び規格値

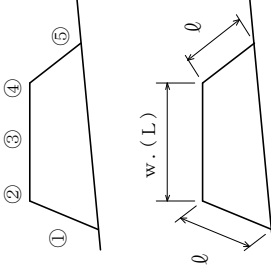
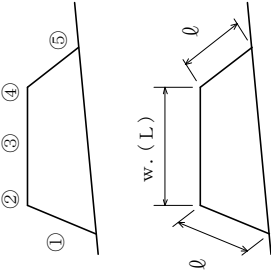
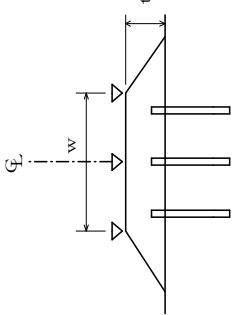
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (\bar{X})			
3	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-2-6-17
						平坦性	—	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

単位：mm

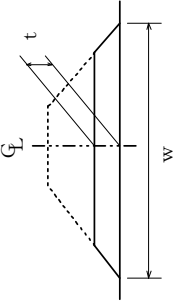
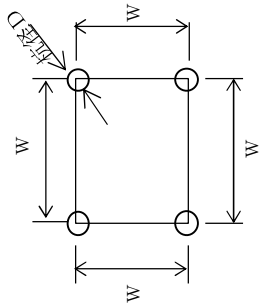
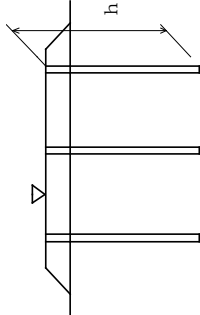
(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-2
						施工厚さt	-50			
						幅w	-100			
						延長L	-200			
3	2	7	3		置換工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(50m)以下のは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3
						置換厚さt	-50			
						幅w	-100			
						延長L	-200			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		3-2-7-4
						法長 θ	-500			
						天端幅w	-300			
						天端延長L	-500			
3	2	7	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		3-2-7-4
						法長 θ	-500			
						天端幅w	-300			
						天端延長L	-500			
3	2	7	5		バイルネット工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m)につき1ヶ所。厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5
						厚さt	-50			
						幅w	-100			
						延長L	-200			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-2-7-6
							幅 w	-100			
							延長 L	-200			
3	土木工事共通編	2	一般施工	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		3-2-7-7
							杭径 D	設計値以上			
							打込長さ h	設計値以上			
3	土木工事共通編	2	一般施工	8		締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	サンドドレーン、ドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	-	全本数 計器管理にかえることができる。		3-2-7-8

※余長は、適用除外

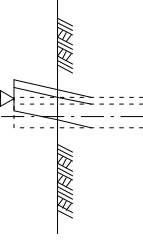
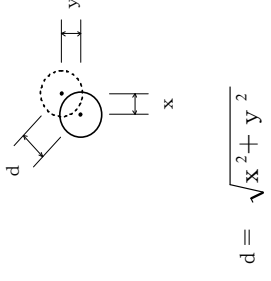
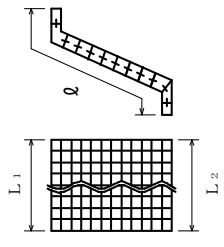
(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9
						位置・間隔w	D/4以内			
						杭径D	設計値以上			
						深度L	設計値以上			

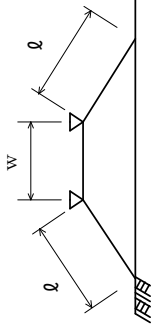
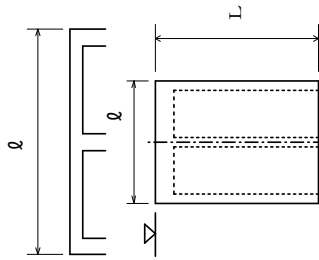
(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	9	2	固結工 (スラリ-攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 固結工(スラリ-攪拌工)編」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9
						位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭径D	設計値以上	工事に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		
3	2	7	9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000m ³ ~4,000m ³ につき1ヶ所、または施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。		3-2-7-9
						施工厚さ t	設計値以上	1,000m ³ 以下、又は施工延長40m (50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w	設計値以上	施工厚さは施工時の改良深度確認を出力形とする。		
						延長 L	設計値以上	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、幅 w、延長 L を確認 (実測は不要)。		

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所。延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所 につき2ヶ所。		3-2-10-5
						根入長	設計値以上			
3	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ ϕ	設計深さ以上	全数		3-2-10-5
						配置誤差 d	100			
3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り 工)	法長 ϕ	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (または 50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-10-5
						延長 L_1, L_2	-200			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
						天端幅w	-100			
						法長l	-100			
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
3	2	10	9		地中連続壁工 (壁式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m) につき1ヶ所。延長40m (又は50m) 以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合)は25m) につき1ヶ所。延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9
						連壁の長さl	-50			
						変位	300			
						壁体長L	-200			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

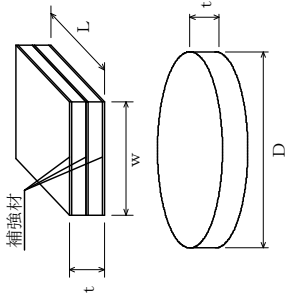
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	10	10		地中連続壁工 (柱列式)		基準高▽	±50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合又は50m) につき1ヶ所。延長40m (又は50m) 以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合又は25m) につき1ヶ所。延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9 D：杭径
							連壁の長さ \varnothing	-50			
							変位 d	D/4以内			
							壁体長 L	-200			

(1) 出来形管理基準及び規格値

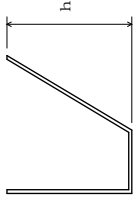
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	1	1	構造費 (金属支承工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔 アンカーバー用ボルト(鑄放し) アンカーボルト(鑄放し)	孔の直径差 +2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートとの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかを要する。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1
							中心距離 ≤1,000mm 1以下			
							ドリル加工孔 ≤100mm +3 -1			
							>100mm +4 -2			
							1.5以下			
							JIS B 0403-1995 CT13			
							ボスの直径 +0 -1			
							ボスの高さ +1 -0			
							センターボス ボスの直径 +0 -1			
							ボス※5 ボスの高さ +1 -1			
						上巻の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法 JIS B 0403-1995 CT13				

(次頁に続く)

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	全移動量 ϕ ※4	± 2	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1	
							組立高さ H	± 3				
							コンクリート構造用	H ≤ 300mm				± 3
								H > 300mm				(H/200+3)小数点以下切り捨て
							普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)				JIS B 0403-1995 CT14
								鑄放し肉厚寸法 ※2)				JIS B 0403-1995 CT15
								削り加工寸法				JIS B 0405-1991 粗織
								ガス切断寸法				JIS B 0417-1979 B級
							幅 w 長さ L 直径 D	w, L, D ≤ 500				0 ~ +5
								500 < w, L, D ≤ 1,500mm				0 ~ +1%
								1,500 < w, L, D				0 ~ +15
							厚さ t	t ≤ 20mm				±0.5
20 < t ≤ 160	±2.5%											
相対誤差	160 < t	±4										
	w, L, D ≤ 1,000mm	1										
							1,000mm < w, L, D	(w, L, D) / 1,000				

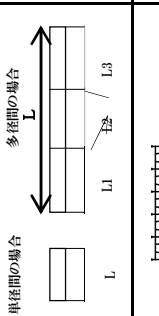

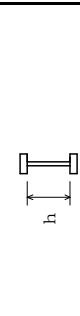

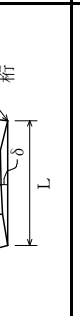



(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	1	3	仮設材製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$		3-2-12-1
						材				
3	2	12	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	$\pm 2 \dots h \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-1
							外周長 L (m)			

(1) 出来形管理基準及び規格値

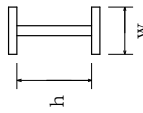
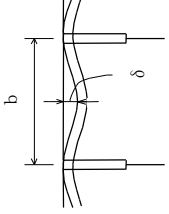
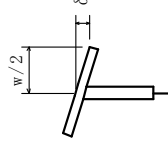
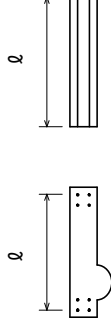
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要				
								鋼桁等	トラス・アーチ等						
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション/仮 組立検査を行う場合)	フランジ幅 w (m) h (m) 腹板高 h' (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots 2.0 < w$	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き 取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行するJISに基づ く試験成績表に替えることができる。	トラス弦材 I型鋼桁	3-2-12-3					
											部材精度	板の平面度 δ (mm)	h / 250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)	3-2-12-3
												フランジの直角度 δ (mm)	b / 150		
											部材長さ ℓ (m)	w / 200	主要部材全数を測 定。 ℓ : 部材長 (mm)	3-2-12-3	
											トラス、 アーチなど	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$ $\pm 2 \dots \ell \leq 10$ $\pm 3 \dots \ell > 10$			—
											圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell / 1,000$	※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 、圧縮材の曲り δ 」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とす る。	3-2-12-3	
											部材長さ ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$			—
											トラス、 アーチなど	$\pm 2 \dots \ell \leq 10$ $\pm 3 \dots \ell > 10$	—	3-2-12-3	
											圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell / 1,000$			—

(1) 出来形管理基準及び規格値

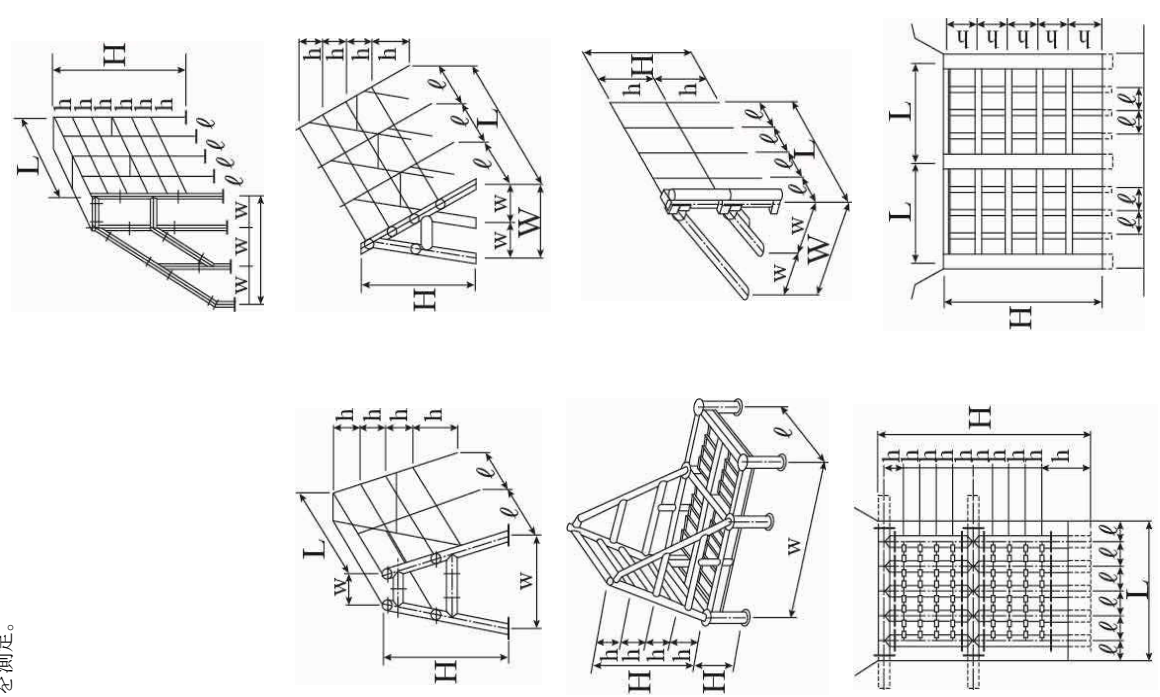
編	章	節	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要																																		
							鋼桁等	トラス・アーチ等																																				
3	2	12	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション/仮組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 L _n (m)	± (10+L/10) ± (10+L _n /10)	各桁毎に全数測定。	単桁間の場合 	3-2-12-3																																			
										主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4... B ≤ 2 ± (3+B/2) ... B > 2	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-3																														
															主構の組立高さ h (m)	±5... h ≤ 5 ± (2.5+h/2) h > 5	両端部及び中心部を測定。		3-2-12-3																									
																				主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5... L ≤ 100 25... L > 100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L: 測線上 (m)		3-2-12-3																				
																									主桁、主構のそり δ (mm)	-5~+5... L ≤ 20 -5~+10... 20 < L ≤ 40 -5~+15... 40 < L ≤ 80 -5~+25... 80 < L ≤ 200	各主桁について10~12m間隔を測定。 L: 主桁の支間長 (m)		3-2-12-3															
																														主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定。		3-2-12-3										
																																			主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を支点及び支間中央付近を測定。 h: 主桁の高さ (mm)		3-2-12-3					
																																								現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1, δ2のうち大きいものなお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例: 設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)		3-2-12-3

※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	工場製作工 共通	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	桁検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (mm)	±2...w ≤ 0.5 ±3...5 < w ≤ 1.0 ±4... 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3 + w/2) ... 2.0 < w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I型鋼桁	3-2-12-3
							腹板高 h (mm)				
							鋼桁等の部材の腹板	h / 250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板またはリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		
							箱桁等のフランジ鋼床版のプレート	b / 150			
							板の平面度 delta (mm)	w / 200	主要部材全数を測定。		
フランジの直角度 delta (mm)	±3...0 ≤ 10 ±4...0 > 10										
部材精度							部材長 l (m)				
※規格値の w に代入する数値は m 単位の数値である。 たし、「板の平面度 delta」、フランジの直角度 delta」の規格値の h, b, w に代入する数値は mm 単位の数値とする。											

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	部材の水平度	10	<p>全数を測定。</p> 	<p>3-2-12-3</p>	
						堤長L	±30			
						堤長 l	±10			
						堤幅W	±30			
						堤幅w	±10			
						高さH	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			

(次頁に続く)

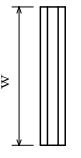
(1) 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値(案)

編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編		2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3							

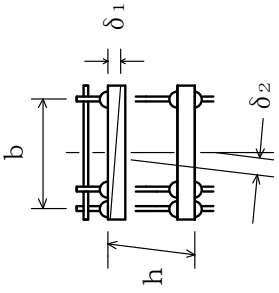
単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

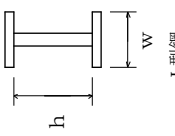
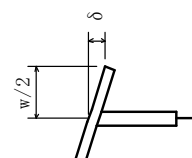
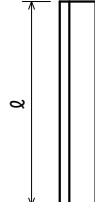
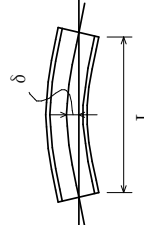
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2	12	4		検査路製作工	部材	部材長 ϕ (m)	$\pm 3 \dots \phi \leq 10$ $\pm 4 \dots \phi > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-4	
3	土木工事共通編	2	12	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	0 ~ +30	製品全数を測定。		3-2-12-5	
							仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1 (mm)	設計値 ± 4				両端部及び中央部付近を測定。
									フィンガーの食い違い δ_2 (mm)				
3	土木工事共通編	2	12	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 ϕ (m)	$\pm 3 \dots \phi \leq 10$ $\pm 4 \dots \phi > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-6	

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	12	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$		3-2-12-7	
						部材					
3	2	12	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 $\delta 1$ (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。		3-2-12-8
							鉛直度 $\delta 2$ (mm)	$h/500$			
							高さ h (mm)	± 5			

(1) 出来形管理基準及び規格値

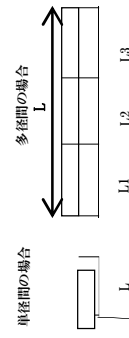
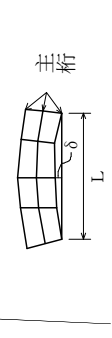
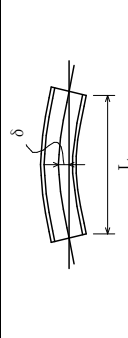
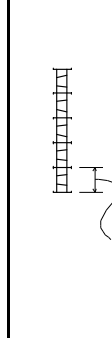
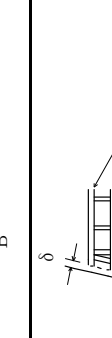
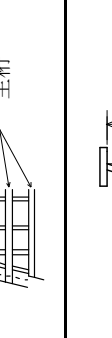
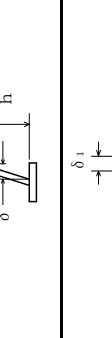
単位：mm													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	測 定 箇 所	測 定 箇 所	測 定 箇 所	測 定 箇 所
3	2	12	9		プレベーム用桁製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9	3-2-12-9	3-2-12-9	3-2-12-9
						フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9	3-2-12-9	3-2-12-9	3-2-12-9
						部材長 l (m)	$\pm 3 \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots l > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-2-12-9	3-2-12-9	3-2-12-9	3-2-12-9
						主桁のそり δ	$-5 \sim +5$ $\dots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\dots 20 < L \leq 40$	各主桁について10~12m間隔を測定。		3-2-12-9	3-2-12-9	3-2-12-9	3-2-12-9
						仮組立時							

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	土木工事共通編	2	一般施工	10		鋼製排水管製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots 0 \leq 10$ $\pm 4 \cdots 0 > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。	3-2-12-10
							部材				
3	土木工事共通編	2	一般施工	11		工場塗装工	塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチ子ペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。	3-2-12-11	

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	13			架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラババークレーン架設)	全長 L (m)	± (20+L/5) ± (20+Ln/5)	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						支間長 Ln (m)				
						通り δ (mm)	± (10+2L/5)	L: 主桁・主構の支間長 (m)		
						そり δ (mm)	± (25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長 (m)		
						※主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4... B ≤ 2 ± (3+B/2) ... B > 2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 H: 主桁・主構の高さ (mm)		
						※現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1, δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例: 設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
								※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。		

単位: mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	13	橋梁架設工	架設工 (コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押し架設)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。		3-2-13
							桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
							そり	—	主桁を全数測定。		
3	土木工事共通編	2	一般施工	14	法面工 共通	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法 長 l	$l < 5m$: -200 $l \geq 5m$: 法長の-4% $l < 5m$: -100 $l \geq 5m$: 法長の-2%	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2	
							盛土法 長 l				

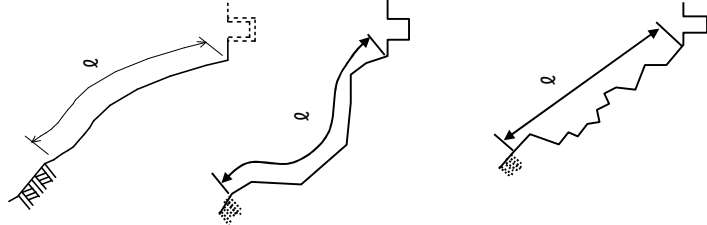
単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ϕ	$\phi < 5m$	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
							$\phi \geq 5m$	法長の-4%			
						厚さ t	$t < 5cm$	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。		
							$t \geq 5cm$	-20			
			延長L			-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				

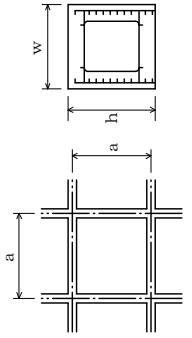
(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章		節		条		枝番		工種		測定項目		規格値		測定基準		測定箇所		摘要		
3	土木工事共通編	2	一般施工	14	法面工 共通	3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)					法長 ϕ	$\phi < 3m$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-3						
													長さ t	$t < 5cm$	-10	200㎡以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。						
																	$t \geq 5cm$	-20	ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。			
延長L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																				

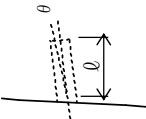
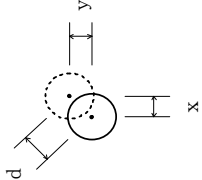
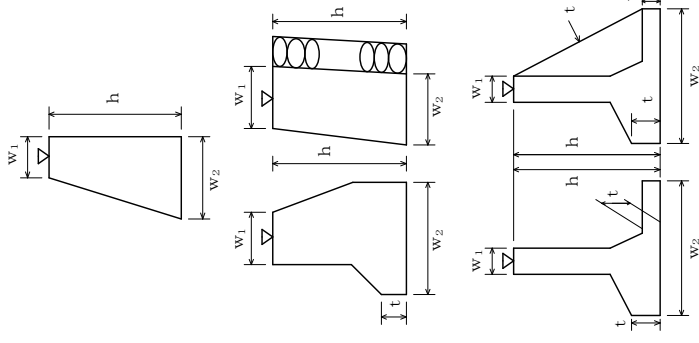


(1) 出来形管理基準及び規格値

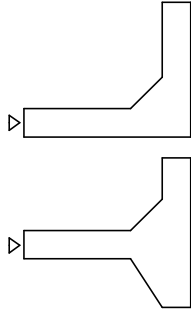
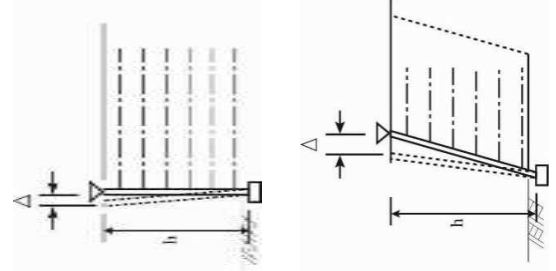
単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法砕工 (現場打法砕工) (現場吹付法砕工)	法長 ϕ	$\phi < 10\text{m}$	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	3-2-14-4 曲線部は設計図書による
							$\phi \geq 10\text{m}$	-200		
						幅 w	-30	砕延長100mにつき1ヶ所、砕延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	3-2-14-4	
							高さ h			-30
						砕中心間隔 a	± 100	1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	3-2-14-4	
							延長 L			-200
						法長 ϕ	$\phi < 10\text{m}$	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	3-2-14-4
							$\phi \geq 10\text{m}$	-200		
						延長 L	-200	1施工箇所毎	3-2-14-4	



(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要									
3	土木工事共通編	2	14	6		アンカー工	削孔深さ θ	設計値以上	全数		3-2-14-6 ※鉄筋挿入工にも適用する									
							配置誤差 d	100				 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$								
							せん孔方向 θ	±2.5度												
3	土木工事共通編	2	15	1		一般事項 (場所打擁壁工)	基準高▽	±50	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		3-2-15-1									
							厚さ t	-20												
							裏込厚さ	-50												
							幅 w_1, w_2	-30												
							高さ h	$h < 3m$				-50								
								$h \geq 3m$				-100								
							延長 L	-200				1施工箇所毎								
							<p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>													

(1) 出来形管理基準及び規格値

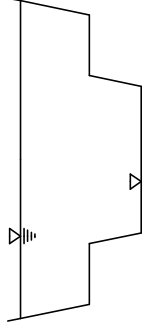
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	15	擁壁工 共通	プレキヤラスト擁壁工	基準高▽	±50	<p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p> <p>1施工箇所毎</p>		3-2-15-2
							延長L	-200			
3	土木工事共通編	2	共通の工種	15	擁壁工 共通	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	<p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p> <p>1施工箇所毎</p>		3-2-15-3
							高さ h	-50			
							鉛直度△	-100			
							控え長さ(補強材の設計長)	設計値以上			
							延長L	-200			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	15	4		井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-4
						法長 ϕ	-50			
						$\phi < 3\text{m}$	-100			
						$\phi \geq 3\text{m}$	-50			
						厚さ t_1, t_2, t_3	-200			
延長 L_1, L_2		1施工箇所毎								

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土木工事共通編	2	16	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	200ps	-800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎、 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3
									500ps	-1,000～+200			
									1,000ps	-1,200～+200			
									250ps	-800～+200			
									420ps 600ps	-1,000～+200			
									1,350ps	-1,200～+200			
									幅	-200			
									延長	-200			
								3	土木工事共通編	2			
幅	-200												
延長	-200												

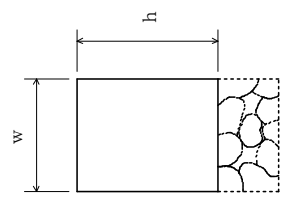
(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	16	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	0以下	個々の計測値 +400 以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		3-2-16-3
						標高較差					

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	18	床版工	床版工		基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		3-2-18-2
								幅w	0～+30			
								厚さt	-10～+20			
								鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。		
								鉄筋の有効高さ	±10			
								鉄筋間隔	±20	1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。		
								上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10	1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
								幅w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
								高さh	-30			
								6	河川編	1		



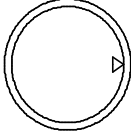
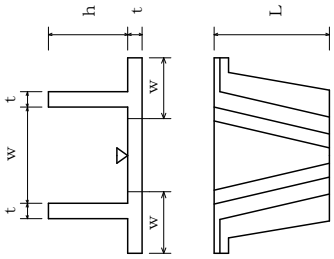
(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	河川編	1	築堤・護岸	8		杭出し水制工	基準高▽	±50	1組毎		6-1-10-8
							幅 w	±300			
							方向	±7°			
							延長 L	-200			
6	河川編	1	築堤・護岸	3		配管工	埋設深 t	0～+50	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。 接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センサーで測定】		6-1-13-3
							延長 L	-200			

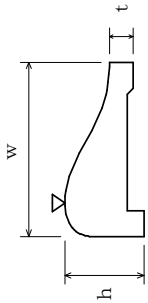
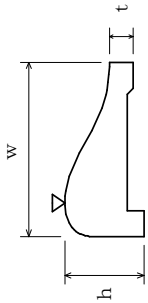
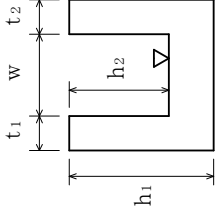
(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	河川編	13	4		ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
6	河川編	5	6	1	函渠工 (本体工)	基準高▽	±30	柔構造専門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、高端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		6-3-5-6
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20			
						幅 w_1, w_2	-30			
						内空幅 w_3	-30			
						内空高 h_1	±30			
						延長 L	-200			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	3	5	6	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-3-5-6
						延長L	-200	1施工箇所毎		
6	河川編	3	5	7	翼壁工 水叩工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-3-5-7 6-3-5-8
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長L	-50			
6	河川編	4	6	7	床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長L	-50			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	5	堰	6	可動堰本体工	土砂吐工	標準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-5-6-13 6-5-6-14
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h	±30			
							延長 L	-50			
6	河川編	5	堰	7	固定堰本体工	堰本体工 水叩工 土砂吐工	標準高▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で測定。		6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h	±30			
							堰長 L	-50			
								-100			
6	河川編	5	堰	8	魚道本体工	魚道本体工	標準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-5-8-3
							厚さ t ₁ , t ₂	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h ₁ , h ₂	-30			
							延長 L	-200			

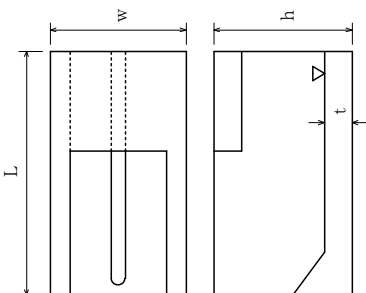
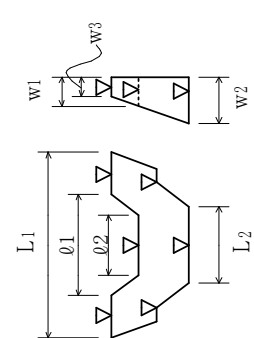
(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
6	河川編	5	堰	9	管理橋下部工	2	管理橋橋台工	管理橋下部工		6-5-9-2	単位：mm			
												基本高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定。
												厚さ t	-20	
												天端幅 w1 (橋軸方向)	-10	
												天端幅 w2 (橋軸方向)	-10	
												敷幅 w3 (橋軸方向)	-50	
												高さ h1	-50	
												胸壁の高さ h2	-30	
												天端長 l1	-50	
												敷長 l2	-50	
												胸壁間距離 l	±30	
												支点長及び中心線の変化	±50	

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	6	排水機場	4	機場本體工	本體工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-6
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h ₁ , h ₂	±30			
							延長 L	-50			
6	河川編	6	排水機場	4	機場本體工	燃料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-7
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h	±30			
							延長 L	-50			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	6	排水機場	7		コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		6-6-5-7
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h	±30			
							延長 L	-50			
6	河川編	7	床止め・床固め	6		本土工 (床固め本土工)	基準高▽	±30	図面に表示してある箇所にて測定。		6-7-4-6
							天端幅 w_1, w_3	-30			
							堤幅 w_2	-30			
							堤長 L_1, L_2	-100			
							水通し幅 θ_1, θ_2	±50			

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	7	床止め・床固め	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		6-7-4-8
							厚さ t	-30			
							幅 w	-100			
							延長 L	-100			
6	河川編	7	床止め・床固め	6		側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。		6-7-5-6
							天端幅 w ₁	-30			
							堤幅 w ₂	-30			
							長さ L	-100			
7	河川海岸編	1	堤防・護岸	5		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-5
							幅 w	-30			
							高さ h	-30			
							延長 L	-200			

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
7	河川海岸編	1	堤防・護岸	6		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割合で測定。基準高、延長は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-6		
							ブロック厚 t	-20					
							ブロック縦幅 w ₁	-20					
							ブロック横幅 w ₂	-20					
							延長 L	-200					
7	河川海岸編	1	堤防・護岸	4		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-4		
							法長 ϕ	$\phi < 5m$				-100	
								$\phi \geq 5m$				$\phi \times (-2\%)$	
												厚さ t	-50
												延長 L	-200

(1) 出来形管理基準及び規格値

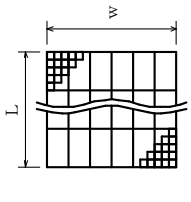
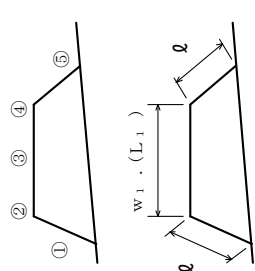
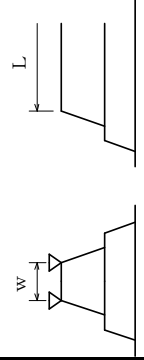
編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要										
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-5										
							法長φ	φ < 3m				-50									
								φ ≥ 3m				-100									
							厚さ t	t < 100				-20									
								t ≥ 100				-30									
							裏込材厚 t'	-50													
							延長 L	-200													
							7	河川海岸編				1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-8-2
																	幅 w	-50			
																	厚さ t	-10			
基礎厚 t'	-45																				
延長 L	-200																				

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

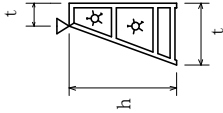
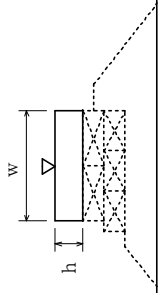
単位：mm												
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7	河川海岸編	1	堤防・護岸	9	波返工	波返工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-9-3	
							幅 w_1, w_2	-30				
							高さ $h < 3m$ h_1, h_2, h_3	-50				
							高さ $h \geq 3m$ h_1, h_2, h_3	-100				
							延長L	-200				
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	4	捨石工	捨石工	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-4-4	
							表面均し	±100				
							荒均し	異形プロック据付面(乱積)の高さ				±500
								異形プロック据付面(乱積)以外の高さ				±300
							被覆均し	異形プロック据付面(乱積)の高さ				±500
								異形プロック据付面(乱積)以外の高さ				±300
							法長 \emptyset	-100				幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。
							天端幅 w_1	-100				
							天端延長 L_1	-200				

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	河川海岸編	4	5		吸出し防止工		幅w	-300	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-4-5
							延長L	-500			
7	河川海岸編	5	2		捨石工		異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-5-2
							異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300			
							法長 \varnothing	-100			
							天端幅 w_1	-100			
							天端延長 L_1	-200			
7	河川海岸編	5	5		海岸コンクリートブロック工		標準高	±300	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は、センターライン及び表裏法肩。		7-2-5-5
							▽	±500			
							(乱積)	±ブロックの高さの1/2			
							天端幅w	±ブロックの高さの1/2			
							天端延長L	±ブロックの高さの1/2			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	5	突堤本体工	石積工	標準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-9	
								厚さ t				
								高さ h				
								h < 3m				
								h ≥ 3m				
延長 L	-200	1施工箇所毎										
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	5	突堤本体工	場所打コンクリート工	標準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-10	
								幅 w				
								高さ h				
								延長 L				-200

(1) 出来形管理基準及び規格値

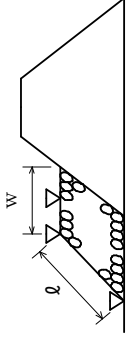
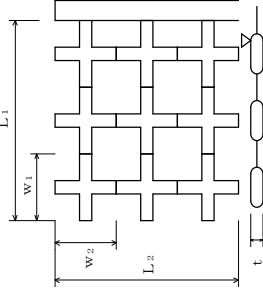
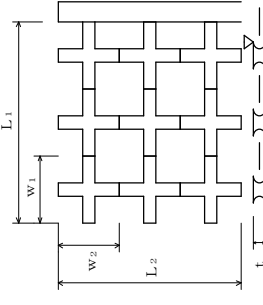
編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7	河川海岸編	2	突堤本体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラストの基準高▽	±100	各室中央部1ヶ所		7-2-5-11		
							コンクリート	±50					
							壁厚 t_1	±10	底版完成時、各壁1ヶ所				
							幅 w	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端				
							高さ h_1	+30, -10	完成時、四隅				
							長さ L	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端				
							底版厚さ t_2	+30, -10	底版完成時、各室中央部1ヶ所				
							フーチング高さ h_2	+30, -10	底版完成時、四隅				
							法線に対する出入 $1, 2$	ケーソン重量 2,000 t 未満 ±100 ケーソン重量 2,000 t 以上 ±150	据付完了後、両端2ヶ所				7-2-5-11
							据付目地間隔 $1', 2'$	ケーソン重量 2,000 t 未満 100以下 ケーソン重量 2,000 t 以上 200以下	据付完了後、天端2ヶ所				

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	河川海岸編	2	突堤本体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリート ブロック	基準高▽	±30	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-11
							陸上	±50			
							水中	±30			
							厚さ t	±30			
							幅 w	±30			
長さ L	±30										
7	河川海岸編	2	突堤本体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 t	±10	型枠取外し後全数		7-2-5-12
							幅 w	+20, -10			
							高さ h	+20, -10			
							長さ L	+20, -10			
7	河川海岸編	2	突堤本体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する出入 1, 2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段毎)		7-2-5-12
							隣接ブロックとの間隔 1', 2'	50以下			
7	河川海岸編	2	突堤本体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリート ブロック	基準高▽	±30	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-12
							陸上	±50			
							水中	±30			
							厚さ t	±30			
							幅 w	±30			
長さ L	±30										

単位: mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

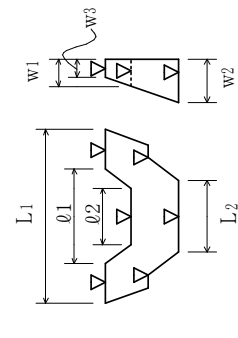
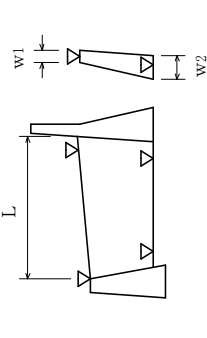
編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	6	根固め工	捨石工	基準高▽	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-6-2
							異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±300			
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ				
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	6	根固め工	根固めブロック工	法長 θ	-100	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		7-2-6-3
							天端幅w	-100			
							天端延長L	-200			
							層積	±300			
							乱積	± t / 2			
							厚さ t	-20			
							幅 w ₁ w ₂	-20			
							乱積	- t / 2			
							層積	-200			
							乱積	- t / 2			
延長 L ₁ L ₂											
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	7	消波工	消波ブロック工	基準高▽	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-7-3
							層積	±300			
							乱積	± t / 2			
厚さ t	-20										
幅 w ₁ , w ₂	-20										
延長 L ₁ , L ₂	-200										

単位：mm

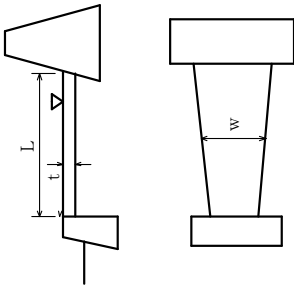
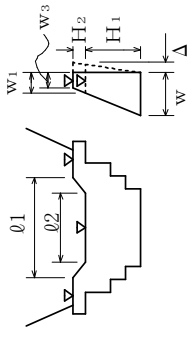
(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
7	河川海岸編	3	海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3		捨石工		本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-3-3-3		
								荒均し	±500					
								被覆均し	±300					
								被覆均し	±500					
								被覆均し	±300					
								法長 ϕ	-100				幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合 は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び裏法肩。	
								天端幅 w_1	-100					
								天端延長 L_1	-200					
								部材	±3... ϕ ≤ 10 ±4... ϕ > 10				図面の寸法表示箇所にて測定。	8-1-3-4
								部材						
8	砂防編	1	砂防堰堤	4		鋼製堰堤仮設材製作工								

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	砂防堰堤	1	8	4		コンクリート堰堤本体工	堰堤本体	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		8-1-8-4
								天端部 w_1 , w_3 堤幅 w_2	-30			
								水通し幅 ϕ_1 , ϕ_2	±50			
								堤長 L_1 , L_2	-100			
8	砂防堰堤	1	8	6		コンクリート側壁工	側壁	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。		8-1-8-6
								幅 w_1 , w_2	-30			
								長さ L	-100			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm												
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
8	1	8	8		水叩工		基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所を測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		8-1-8-8	
							幅w	-100				
							厚さt	-30				
							延長L	-100				
8	1	9	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)		堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所を測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-5	
							長さ ϕ_1, ϕ_2	±100				
							幅 w_1, w_3	±50				
							下流側倒れ△	±0.02H ₁				
							袖高▽	±50				
							幅 w_2	±50				
							下流側倒れ△	±0.02H ₂				
							水通し部					
							袖部					

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	砂防編				鋼製堰堤本土工 (透過型)	堤長L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。		8-1-9-5
				堤長 ℓ		±10				
				堤幅W		±30				
				堤幅w		±10				
				高さH		±10				
				高さh		±10				

(次頁に続く)

(1) 出来形管理基準及び規格値

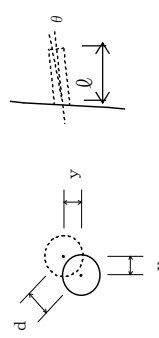
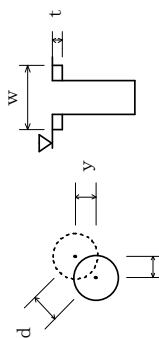
編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8		1	9	5	2						<p>単位：mm</p>	

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	砂防編	1	砂防堰堤工	6		鋼製側壁工	鋼製側壁工	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所での測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6
								長さL	±100			
								幅 w_1, w_2	±50			
								下流側倒れ△	±0.02H			
								高さ h	-50			
									-100			
8	砂防編	2	流路	8		魚道工	魚道工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-2-5-8
								幅w	-30			
								高さ h_1, h_2	-30			
								厚さ t_1, t_2	-20			
								延長L	-200			
8	砂防編	3	山腹水路工	4		山腹明暗渠工	山腹明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4
								厚さ t_1, t_2	-20			
								幅w	-30			
								幅 w_1, w_2	-50			
								高さ h_1, h_2	-30			
								深さ h_3	-30			
延長L	-200											

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	砂防編	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さ θ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-4
							配置誤差 d	100			
							せん孔方向 θ	±2.5度			
8	砂防編	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-5
							偏心量 d	150			
							長さ L	-100			
							巻立て幅 w	-50			
							巻立て厚さ t	-30			
8	砂防編	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6
							偏心量 d	D/4以内かつ 100以内			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	ダム	編	4		コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線または、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごとと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4
						天端幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	-30, +50			
						堤長	-100			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	ダム編	1	コンクリートダム			コンクリートダム工 (水叩)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(敷高)、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交差点を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		9-1-4
							ジョイント間隔	±30			
							幅	±40			
							長さ	-100, +60			

単位：mm

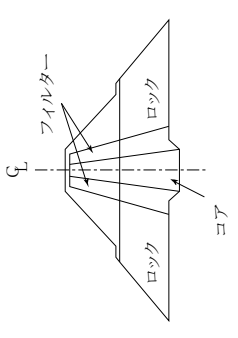
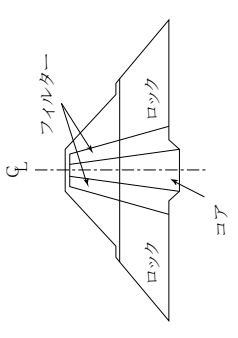
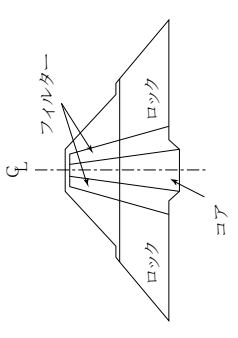
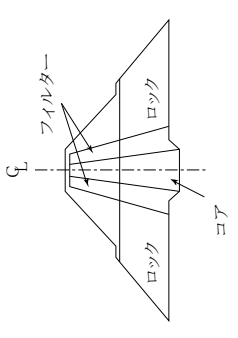
(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm		規格値		測定基準		測定箇所		摘要				
編	9	ダム編	4	ダムコンクリート工	工	種	コンクリートダム工 (副ダム)	天端高▽	±20	<p>1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線または、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごとと上流端、下流端を対称に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。</p>		9-1-4
								ジョイント間隔	±30			
								リフト高	±50			
								堤幅	-30, +50			
								堤長	±40			
章	1	コンクリートダム										
節	4	ダムコンクリート工										
枝番												
条												
摘要												

(1) 出来形管理基準及び規格値

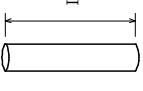
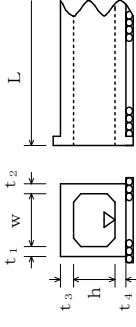
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	ダム	編	4		コンクリートダム工 (導流壁)	天端高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、またはジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、またはジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長または、測点に直角な水平延長を測定。		9-1-4
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長さ	±100			
						厚さ	±20			

(1) 出来形管理基準及び規格値

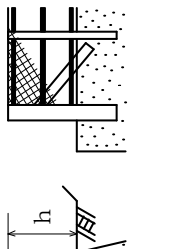
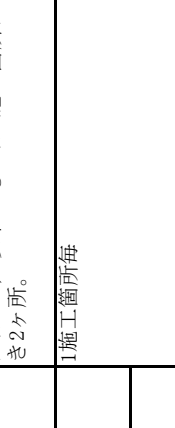

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2 フィルダム	4 盛立工	5		コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		9-2-4-5
						外側境界線	-0, +500			
9 ダム 編	2 フィルダム	4 盛立工	6		フィルターの盛立	基準高▽	-0	各測点について5層毎に測定。		9-2-4-6
						外側境界線	-0, +1,000			
						盛立幅	-0, +1,000			
9 ダム 編	2 フィルダム	4 盛立工	7		ロックの盛立	基準高▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		9-2-4-7
						外側境界線	-0, +2,000			
9 ダム 編	2 フィルダム				フィルダム (洪水吐)	基準高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所		9-2
						ジョイント間隔	±30			
						厚さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高	±20			
						長さ L	±100			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

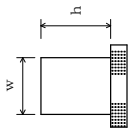
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
9	3	3			ボーリング工	深度L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		9-3-3	
						配置誤差	100				
10	1	3	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長 l (m)	図面の寸法表示箇所測定。		10-1-3-2	
							$\pm 3 \dots 0 \leq 10$ $\pm 4 \dots 0 > 10$				
10	1	9	6		場所打函渠工	標準高 ∇	± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所測定。		10-1-9-6	
						厚さ $t_1 \sim t_4$	-20				
						幅 (内法) w	-30				
						高さ h	± 30				
						延長 L	L < 20m				-50
							L ≥ 20m				-100
						幅 w	-200				
延長 L	-200										
10	1	11	4		落石防止網工	幅 w	-200	1施工箇所毎		10-1-11-4	
						延長 L	-200				

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さh	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-5	
						延長L	-200				1施工箇所毎
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さh	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-6	
						延長L	-200				1施工箇所毎
						基礎	-30				基礎1基毎
						高さh	-30				
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さh	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-7	
						延長L	-200				1施工箇所毎
						基礎	-30				基礎1基毎
						高さh	-30				
						打込みφ	-10%				全数
						埋込みφ	-5%				

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		10-1-12-4
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱		施工延長5スパンにつき1ヶ所 1施工箇所毎		10-1-12-5
						間隔 w ₁ , w ₂	±15			
						ずれ a	10			
						ねじれ b - c	5			
						倒れ d	h × 0.5%			
						高さ h	+30, -20			
						延長 L	-200			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

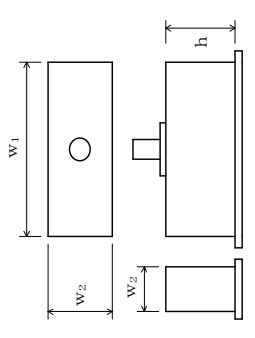
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
10	2	4			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割りで測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方が中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4	
						厚さ	-30	-10				
						幅	-45	-15				
							-100	—				
							中規模以上					

(1) 出来形管理基準及び規格値

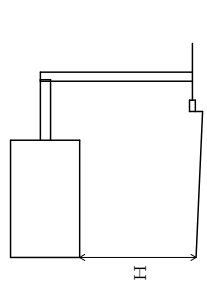
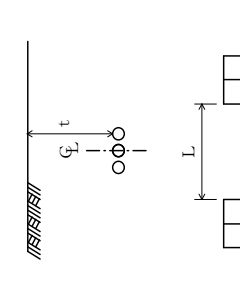
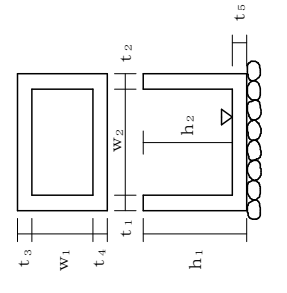
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	中規模以上			
10	道 路 編	2	舗 装	4	舗 装 工	歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	中規模以上	中規模以上	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コア一を採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 厚さは、個々の測定値が10個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4	
							幅	小規模以下	中規模以上			

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

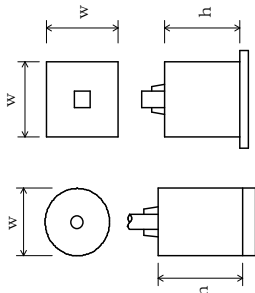
単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	2	5	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9
						延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10	2	7	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基準高	±20	1ヶ所/1踏掛版		10-2-7-4
						各部の厚さ	±20	1ヶ所/1踏掛版		
						各部の長さ	±30	1ヶ所/1踏掛版		
						各部の長さ	±20	全数		
						厚さ	—			
						中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		
						幅 w_1 , w_2	-30	基礎1基毎		
						高さh	-30			
10	2	9	4	1	大型標識工 (標識基礎工)				10-2-9-4	

(1) 出来形管理基準及び規格値

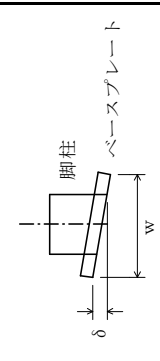
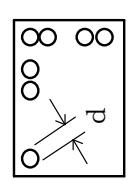
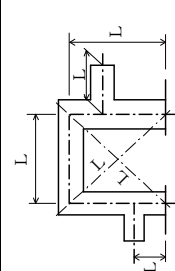
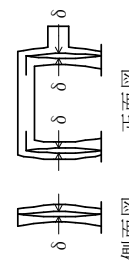
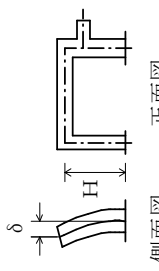
単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基		10-2-9-4
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所		10-2-12-5
						延長 L	-200		接続部 (地上機器部)	
									接続部 (地上機器部)	
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打ちのある場合		10-2-12-5
						※厚さ t ₁ ～t ₅	-20			
						※幅 w ₁ , w ₂	-30			
						※高さ h ₁ , h ₂	-30			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所		10-2-12-6
						高さ h	-30			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	道 路 編	3	橋 梁 下 部	3		鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3	
							部 材	孔の位置	±2	全数を測定。		10-3-3-3
								ベースプレート	0~5			
							仮 組 立 時	柱の中心間隔、 対角長 L (m)	±5... L ≤ 10m ±10...	両端部及び片持ばり部を測定。		10-3-3-3
									10 < L ≤ 20m ±(10+(L-20)/10)...20m < L			
							仮 組 立 時	はりのキャン パー及び柱の曲 がり δ (mm)	L/1,000	各主構の各格点を測定。		10-3-3-3
							仮 組 立 時	柱の鉛直度 δ (mm)	10...H ≤ 10 H...H > 10	各柱及び片持ばり部を測定。 H: 高さ (m)		10-3-3-3

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	標準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-6-8
						厚さ t	-20			
						天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-10			
						天端幅 w ₂ (橋軸方向)	-10			
						敷幅 w ₃ (橋軸方向)	-50			
						高さ h ₁	-50			
						胸壁の高さ h ₂	-30			
						天端長 l ₁	-50			
						敷長 l ₂	-50			
						胸壁間距離 l	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
							支承部アンカーボルトの箱抜き規格値				
							計画高	+10~-20			
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			
									支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 の平面位置は各座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2牌で計測。		

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10	道路編	3	橋梁下部	7	RC橋脚工	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	9	1	<p>橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。</p> <p>なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		10-3-7-9
							基準高▽	±20				
							厚さ t	-20				
							天端幅 w ₁ (橋脚方向)	-20				
							敷幅 w ₂ (橋脚方向)	-50				
							高さ h	-50				
							天端長 φ ₁	-50				
							敷長 φ ₂	-50				
							橋脚中心間距離 φ	±30				
							支間長及び中心線の変位	±50				

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

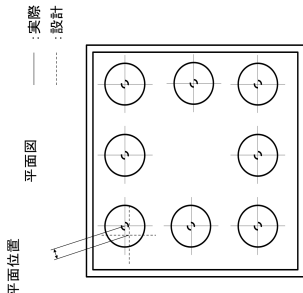
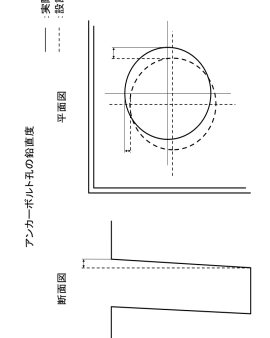
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
							支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値				
							計 画 高	+10~-20	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で は な く、ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。		
							平 面 位 置	±20	ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 牌 で 計 測。		
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50以下			

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

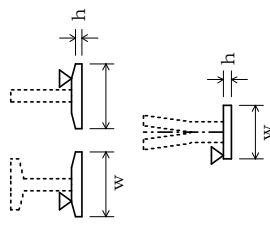
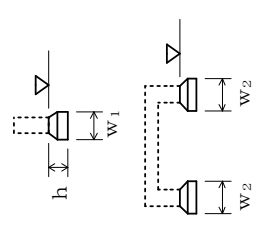
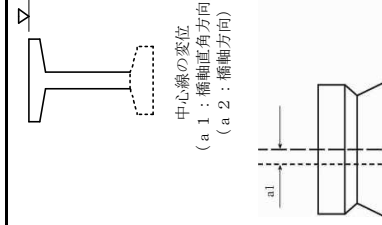
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高▽	±20	<p>橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。</p> <p>なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		10-3-7-9
							高さ h	-20			
							天端幅 w ₁	-20			
							敷幅 w ₂	-20			
							長さ l	-50			
							長さ l	-20			
							橋脚中心間距離 l	±30			
							支間長及び中心線の変位	±50			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
							支承部アンカーボルトの箱抜き規格値				
							計画高	+10~-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 アンカーボルトの中心は各箇所の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。		
							平面位置	±20	アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2牌で計測。		
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	3	8	9	1	橋脚ブーミング工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
							幅w (橋軸方向)	-50			
							高さh	-50			
							長さℓ	-50			
10	道路編	3	8	9	2	橋脚ブーミング工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
							幅w ₁ , w ₂	-50			
							高さh	-50			
10	道路編	3	8	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	 <p>中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)</p>	10-3-8-10
							橋脚中心間距離ℓ	±30			
							支間長及び 中心線の変位	±50			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	3	8	10	2	橋脚架設工 (門型)		基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10
							橋脚中心間距離 \emptyset	±30			
							支間長及び中心線の変位	±50			
10	3	8	11		現場継手工		現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		10-3-8-11
10	4	3	9		橋梁用高欄製作工		部材	±3... \emptyset ≤ 10 ±4... \emptyset > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-4-3-9
							部材長 \emptyset (m)				

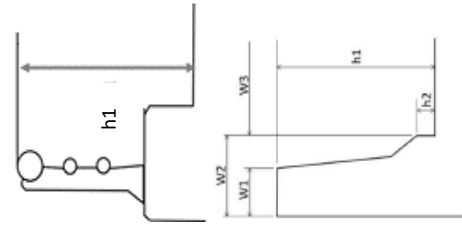
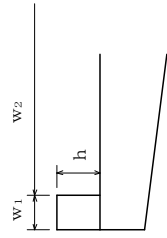
(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	4	鋼橋上部	10	1	支承工 (鋼製支承)		据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)		10-4-5-10
							可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上			
							支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋 ±5	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (L a, L b) を計測し、支承据付時のオフセット量を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後を実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
							鋼橋 ±(4+ 0.5×(B -2))				
							橋軸方向	1/100			
							橋軸直角方向				
							可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5			
							可動支承の 機能確認 注3)				
							据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)		10-4-5-10
							可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上			
							支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋 ±5	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (L a, L b) を計測し、支承据付時のオフセット量を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後を実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
							鋼橋 ±(4+ 0.5×(B -2))				
							橋軸方向	1/300			
							橋軸直角方向				
							可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5			
							可動支承の 機能確認 注3)				
10	4	道路編	10	2	支承工 (ゴム支承)		据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)		10-4-5-10
							可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上			
							支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋 ±5	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (L a, L b) を計測し、支承据付時のオフセット量を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後を実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
							鋼橋 ±(4+ 0.5×(B -2))				
							橋軸方向	1/300			
							橋軸直角方向				
							可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5			
							可動支承の 機能確認 注3)				
10	4	道路編	10	2	支承工 (ゴム支承)		据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)		10-4-5-10
							可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上			
							支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋 ±5	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (L a, L b) を計測し、支承据付時のオフセット量を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後を実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
							鋼橋 ±(4+ 0.5×(B -2))				
							橋軸方向	1/300			
							橋軸直角方向				
							可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5			
							可動支承の 機能確認 注3)				

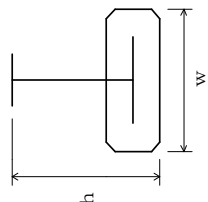
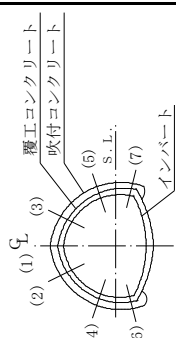
(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	4	鋼橋上部	8	橋梁付属物工	落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		10-4-8-3
							アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内			
10	道路編	4	鋼橋上部	8	橋梁付属物工	地覆工	地覆の幅 w_1	-10～+20	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-5
							地覆の高さ h	-10～+20			
							有効幅員 w_2	0～+30			
10	道路編	4	鋼橋上部	8	橋梁付属物工	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w_1	-5～+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7
							地覆の幅 w_2	-10～+20			
							高さ h_1	-20～+30			
							高さ h_2	-10～+20			
							有効幅員 w_3	0～+30			

単位：mm



(1) 出来形管理基準及び規格値

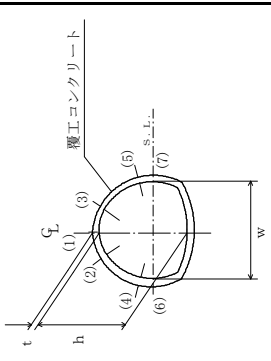
単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅	±3	Iプロックを抽出して測定。		10-4-8-8
						高さ	±4			
10 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストレンディング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		10-5-6-2
						高さh	10 -5			
						桁長ℓ スパン長	ℓ < 15... ±10 ℓ ≥ 15... ± (ℓ - 5) かつ -30mm以 内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
10 道路編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとす。		10-6-4-3	

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロ ッ ク ボ ル ト 工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		10-6-4-4
						角度	—			
						削孔深さ	—			
						孔径	—			
						突出量	プレート下面 から10cm以内			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。</p> <p>(2) 厚さ</p> <p>(イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。</p> <p>(ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。</p> <p>(ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。</p> <p>なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。</p> <p>ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 ・なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 <p>計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。</p>		10-6-5-3
						幅w (全幅)	-50			
						高さh (内法)	-50			
						厚さt	設計値以上			
						延長L	—			

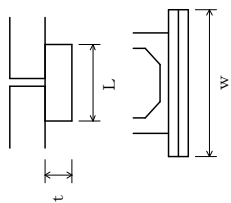
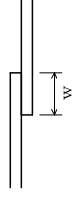
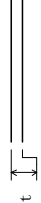
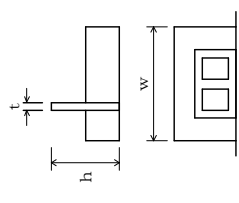
(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10	道路編	6	トンネル (NATM)	5	覆工	床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-6-5-5	
							厚さ t	-30				
10	道路編	6	トンネル (NATM)	4	インバート本体工	インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		10-6-6-4	
							厚さ t	設計値以上				
							延長 L	—				
							標準高▽	±50				
10	道路編	6	トンネル (NATM)	4	坑門本体工	坑門本体工	幅 w ₁ , w ₂	-30	図面の主要寸法表示箇所にて測定。		10-6-8-4	
							高さ h	h < 3m				-50
								h ≥ 3m				-100
							延長 L	-200				

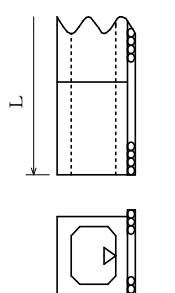
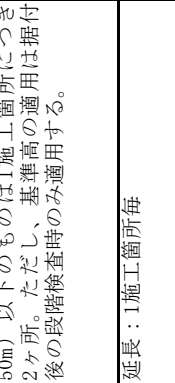
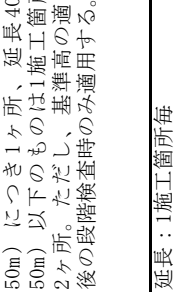
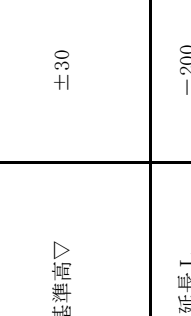
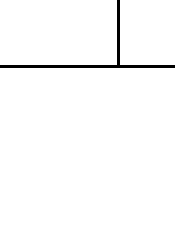
(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm													
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	5		明り巻工		基準高▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、高さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		10-6-8-5		
							幅w (全幅)	-50					
							高さh (内法)	-50					
							厚さt	-20					
							延長L	—					
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工		基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表 示箇所を測定。		10-11-6-2		
							厚さt	-20					
							内空幅w	-30					
							内空高h	±30					
							ブロック長L	-50					

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-4
						幅 w	-20			
						長さ L	-20			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。		10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 (防水壁)	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-5
						幅 w	±50			
						厚さ t	-20			

(1) 出来形管理基準及び規格値

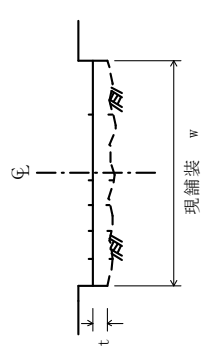
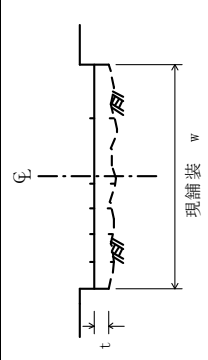
単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付けの段階検査時のみ適用する。		10-11-7-2
						延長L	-200	延長：1施工箇所毎		
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工（管路部）	埋設深 t	0～+50	接続部（地上機器部） 間毎に1ヶ所。		10-12-5-2
						延長L	-200	接続部（地上機器部） 間毎で全数。（管路センサーで測定）		
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工（特殊部）	基準高▽	±30	接続部（地上機器部） 間毎に1ヶ所。		10-12-5-3

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		10-12-6-2
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			

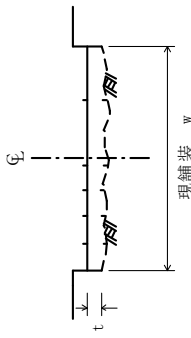
単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る	 <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	10-14-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-9	-9			
						幅 w	-25	-25			
						延長 L	-100	-100			
						平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	<p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または 標高較差 (切削) を算出する。計測密度は1点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>3. 厚さ t または 標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。</p> <p>4. 厚さ (オーバーレイ) は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。</p>	 <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	10-14-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-9	-9			
						幅 w	-25	-25			
						延長 L	-100	-100			
						平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

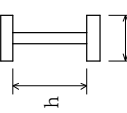
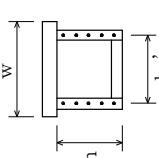
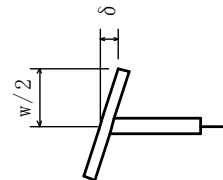
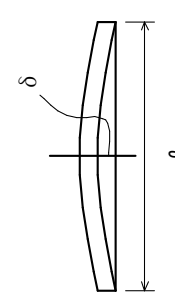
(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値 (X)	測定値の平均 (\bar{X})			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工		厚さ t	-30		幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		10-14-4-7
							幅 w	-50				
							延長 L	-100				

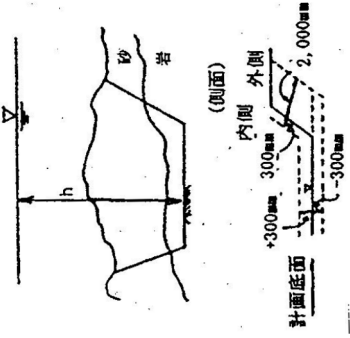
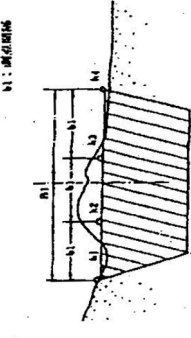
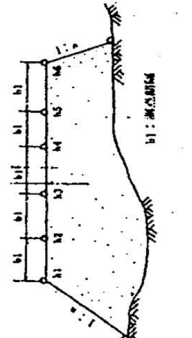
(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
							鋼桁等	トラス・アーチ等		
10	16	3	4	桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$	主桁・主構	トラス・アーチ等 各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁  トラス弦材	10-16-3-4
							床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
					フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		10-16-3-4
					圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1,000$	—	主要部材全数を測定。 ℓ ：部材長 (mm)		10-16-3-4

(1) 出来形管理基準及び規格値

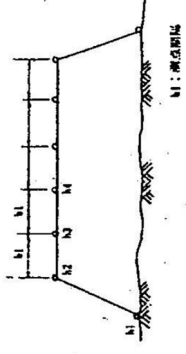
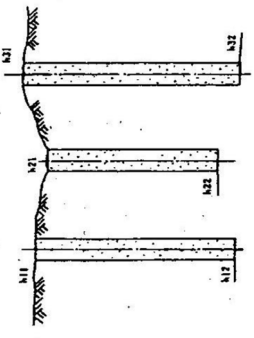
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
測点毎に測定する。 法面は直角に測定する。		
測点毎に測定する。 測線間隔 20m 以下 測点間隔 10m 以下 (陸上) 測点間隔 20m 以下 (水中)		参考 様式・出来型 3-2-1
測点毎に測定する。 測線間隔 20m 以下 測点間隔 10m 以下 (陸上) 測点間隔 20m 以下 (水中)		参考 様式・出来型 1-1-2 +：設計値よりも浅いことをいう -：設計値よりも深いことをいう

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
11	港湾・漁港・漁場編	4	一般施工	5	海上地盤改良工	水深(底面)	±300
						水深(法面)	外側 2,000 内側 300
11	港湾・漁港・漁場編	4	一般施工	5	海上地盤改良工	延長	-0
						天端高	±500
11	港湾・漁港・漁場編	4	一般施工	6	置換工	延長	-0
						天端高	±300
11	港湾・漁港・漁場編	4	一般施工	5	海上地盤改良工	延長	-0
						天端高	±300
11	港湾・漁港・漁場編	4	一般施工	7	敷砂・砕石マット	延長	-0
						天端高	±300

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
測点毎に測定する。 測線間隔20m以下 測点間隔10m以下(陸上) 測点間隔20m以下(水中)		
杭全数		+: 設計値よりも浅いことをいう -: 設計値よりも深いことをいう
杭全数		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	5 海上地盤改良工	6 圧密・排水工		載荷土砂	延長	-0
						天端高	±500
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	5 海上地盤改良工	8 締固工		サンドコンパクション パイル	天端高	-0
						先端深度	+0
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	5 海上地盤改良工	9 固化工		深層混合処理杭	天端高	-0
						先端深度	+0

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
測線及び測点間隔は10m以下		参考 様式・出来型 4-3-2 (注) 一1 係留施設・護 岸・土留壁等 の背面につい ては荒均しを 適用しない	
測線間隔10m以下			測線間隔は10m以下 (注) 一1
法線上又は監督員の指示による			
測線間隔は10m以下測点3点以上、 但し、マウンド厚2m以下の場合 は2点以上		参考 様式・出来型 1-4-1	
測線間隔10m以下			測線間隔は10m以下測点3点以上、 但し、マウンド厚2m以下の場合 は2点以上 (注) 一2
法線上又は監督員の指示による			
1枚に2点 マットの中心を区間毎および全長			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
11 港 湾 ・ 漁 港 ・ 漁 場 編	4 一 般 施 工	6 基 礎 工	4 基 礎 捨 石 工		本均し	天端高	±50
						天端幅	-100
						延長	-100
						天端高	±500
						(岸壁前面)	+0、-200
						(異形ブロック積面)	±300
						法面	±500
						(異形ブロック積面)	±300
						天端幅	-100
						延長	-100
11 港 湾 ・ 漁 港 ・ 漁 場 編	4 一 般 施 工	6 基 礎 工	3 洗 掘 防 止 工		アスファルトマット 繊維系マット ゴムマット 合成樹脂系マット	重ね幅	500以上
						延長	-100
						重ね幅	300以上
						延長	-100

(1) 出来形管理基準及び規格値

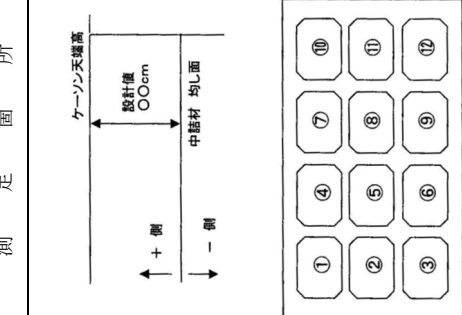
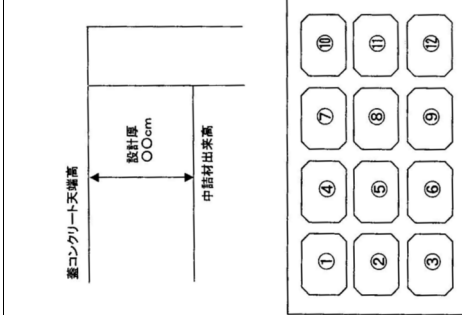
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	7 本體工(ケーソン式)	2 ケーソン製作工		ケーソン製作工	高さ	+30、-10
						幅	+30、-10
						長さ	+30、-10
						壁厚	±10
						底版厚さ	+30、-10
						フーチング高さ	+30、-10
						対角線	±50
						バラスト	碎石・砂 ±100 コンクリート ±50
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	7 本體工(ケーソン式)	3 ケーソン進水据付工		ケーソン据付工	法線に対する出入り	防波堤 ケーソン質量 2000t 未満 ±200 2000t 以上 ±300 岸壁 ケーソン質量 2000t 未満 ±100 2000t 以上 ±150
						据付目地間隔	防波堤 ケーソン質量 2000t 未満 200 以下 2000t 以上 300 以下 岸壁 ケーソン質量 2000t 未満 100 以下 2000t 以上 200 以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
完成時、四隅		参考 様式・出来型 5-1-1
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
各層完成時、各壁1箇所		
底版完成時、各室中央部1箇所		
底版完成時、四隅		
底版完成時及び完成時		
各室中央部1箇所		
据付完了後、両端2箇所		参考 様式・出来型 5-2-1
据付完了後、天端2箇所		

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
1室につき1箇所(中心部)		参考 様式・出来型 I-5-1
1室につき1箇所(中心部)		参考 様式・出来型 I-6-1
1室につき1箇所		

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
11	4	7	4		中詰		天端高	砂、石材 陸上 ±50 水中 ±100 コンクリート 陸上 ±30 水中 ±50
11	4	7	5		蓋コンクリート (現場打)		天端高	陸上 ±30 水中 ±50
11	4	7			蓋コンクリート (プレキャスト)		天端高	陸上 ±30 水中 ±50

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
型枠取外し後全数 直立消波ブロック10個に1個以上測定		参考 様式・出来型 6-1
据付後ブロック1個につき2箇所 (最下段、最上段)		根固ブロックについては、本体ブロックの管理項目のうち延長のみ適用する
据付後ブロック1個につき2箇所 (最下段、最上段)		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
11	4	8	2		ブロック製作 L型ブロック セルラーブロック 直立消波ブロック 方塊ブロック	高さ 幅 長さ 壁厚	+20、-10 +20、-10 +20、-10 ±10
					ブロック据付 (本体ブロック) L型ブロック セルラーブロック 直立消波ブロック 方塊ブロック	法線に対する出入り 隣接ブロックとの間隔	±50 L型、セルラー 50以下 直立消波、 方塊 30以下

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

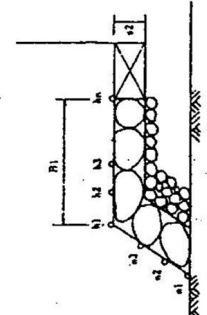
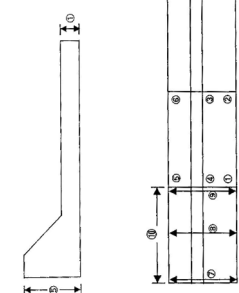
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	1 1 本體工 (鋼矢板式)	2 鋼矢板工		鋼矢板	矢板壁延長	+矢板1枚幅 -0	
						矢板法線に対する出入り	±100	
						矢板法線に対する傾斜	10/1000h 以下	
						矢板法線方向の傾斜	上下の差が 矢板1枚幅 未満、かつ 10/1000h 以下	
						矢板天端高	±100	
						矢板法線に対する出入り	±100	
						矢板法線に対する傾斜	10/1000h 以下	
						矢板法線方向の傾斜	上下の差が 矢板1枚幅 未満、かつ 10/1000h 以下	
						矢板天端高	±100	
						鋼管矢板		
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	1 3 本體工 (鋼杭式)	2 鋼杭工		鋼杭	杭頭中心位置	100 以下	
						杭天端高	±50	
						杭の傾斜	直杭 2° 以下 斜杭 3° 以下	

測定基準	測定箇所	摘要
施工中適宜、打込完了時 打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点 打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点 施工中適宜、打込完了時 (両端部) 打込完了時、20枚に1枚 打込完了時、10本に1本及び計画法線の変化点 打込完了時、全数確認後10本に1本及び変化点 施工中適宜、打込完了時 (両端部) 打込完了時、10本に1本		参考 様式・出来型 1-8-2 a 全数を目視で確認
打込完了時、全数 打込完了時、全数 打込完了時、全数		参考 様式・出来型 1-10-2 1-8-1 の先行掘削を適用する

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

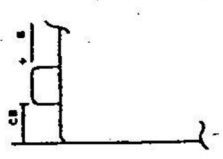
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	1 4 本工(コンクリート杭式)	2 コンクリート杭工		コンクリート杭	杭頭中心位置	100 以下
						杭天端高	±50
						杭の傾斜	直杭 2° 以下 斜杭 3° 以下
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	1 5 被覆根固工	2 被覆石工		被覆石均し	天端面 (岸壁前面)	±500 +0、-200
						法面 (異形ブロック乱積面)	±500 ±300
						天端幅	-200
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	1 6 上部工	2 上部コンクリート工		防波堤	延長	-200
						延長	-0
						法線に対する出入り	注) ±50
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	1 6 上部工	2 上部コンクリート工		防波堤	天端高又は厚さ	天端幅 10m 以下 ±20 天端幅 10m 超 +50、-20

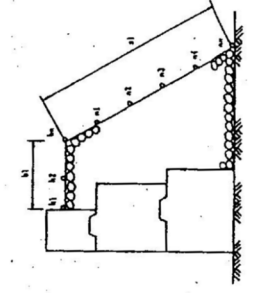
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
打込完了時、全数		
打込完了時、全数		
打込完了時、全数		
測線及び測点間隔は10m 以下		参考 様式・出来型 13-1-1 a
測線間隔は10m 以下、測点3点以上 但し、マウンド厚2m 以下の場合は 2点以上		
測線間隔10m 以下		
天端中心上又は監督員の指示による		
法線上		参考 様式・出来型 14-1 注) 本体がカークの 場合 2000t 未満 ±200 2000t 以上
1 スパン 2 箇所		
天端面は1 スパン4 箇所以上 パラベット頂部は 1 スパン 2 箇所以上		

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	単位: mm	
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	1 6 上部工	2 上部コンクリート工	岸壁		延長	-0	1 スパン 2 箇所		参考 様式・出来型 14-1		
						法線に対する出入り	±30					1 スパン 3 箇所
						天端高又は厚さ	±20					1 スパン 3 箇所
						天端幅	±20					
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	1 7 付属工	2 係船柱工	係船柱		天端高	直柱・曲柱 ±20	据付完了時、中心部、全数		参考 様式・出来型 15-1-1		
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	1 7 付属工	3 防舷材工	防舷材		取付高さ		取付完了時、中心部、全数		参考 様式・出来型 15-2-1		
						中心間隔						

(1) 出来形管理基準及び規格値

11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	1 7 付属工	4 車止め	岸壁前面に対する 出入り	±30	取付完了後中心部を1点		参道位: mm 様式・出来型 15-3-1
--------------	--------	---------	-------	-----------------	-----	-------------	---	-----------------------------

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	1 7 付属工	5 防食工		電気防食	電位測定	-770mV	取付完了後、測定端子取付箇所毎		
						飽和かんこう電極基準				
						電位測定	-780mV			
						海水塩化銀基準				
						電位測定	-850mV			
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	1 7 付属工	7 滑り材工		滑り材	延長	-0	取付完了時、適宜		
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	1 9 裏込・裏埋工	2 裏込工		裏込均し	天端面	±200	測線および測点間隔は10m以下 測点3点以上 測線間隔10m以下 天端中心上又は監督員の指示による		
						法面	±200			
						天端幅	-100			
						延長	-100			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

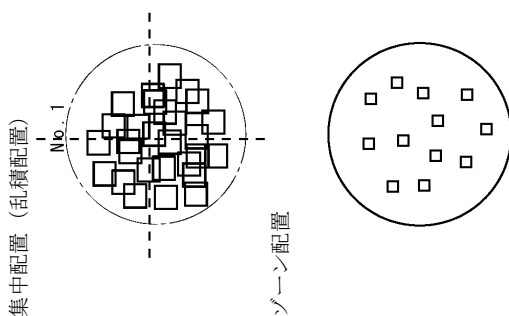
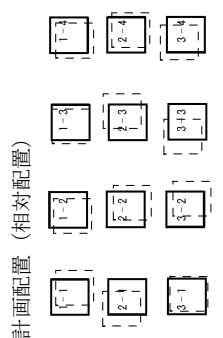
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	2 4 魚礁工	2 単体魚礁製作工		単体魚礁製作工	高さ C	+20 -10
						幅 A	+20 -10
						長さ B	+20 -10
						壁厚 t	±10
						対角線	管理表を作成し提出
						型枠形状寸法	観察結果を報告
						プロック外観	
						高さ C	±10×部材連数
						幅 E	±10×部材連数
						長さ A	±10×部材連数
						ボルトの取付	観察結果を報告
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	2 4 魚礁工	3 組立魚礁組立工		組立魚礁組立工 (コンクリート部材)	高さ C	+30 -10
						幅 E	+30 -10
						長さ A	+30 -10
						のど厚、脚長、溶接長	特記仕様書による
						有害な欠陥の有無	特記仕様書による
						溶接部非破壊試験	特記仕様書による
						高さ C	特記仕様書による
						幅 E	特記仕様書による
						長さ A	特記仕様書による
						接続帯の取付	

測定基準	測定箇所	摘要
型枠取外し後 10 基に 1 基以上測定		
型枠搬入後適宜		
全数		
10 基につき 1 基以上の割合で測定する。	 	
全箇所		
10 基につき 1 基以上の割合で測定する。		
特記仕様書による。		
全数を観察する。		
特記仕様書による。		
10 基につき 1 基以上の割合で測定する。		
全箇所を観察する。		

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
11 港 湾 ・ 漁 港 ・ 漁 場 編	4 一 般 施 工	2 4 魚 礁 工	3 組 立 魚 礁 組 立 工 (重錘コンクリート)		組立魚礁組立工 (重錘コンクリート)	高 さ C	+30 -10
						幅	+30 -10
						長 さ A	+30 -10
						壁 厚 T	+30 -10
11 港 湾 ・ 漁 港 ・ 漁 場 編	4 一 般 施 工	2 4 魚 礁 工	4 魚 礁 沈 設 工		魚礁沈設工	位 置 集中配置 (乱積配置)	中心点のズレ： 30m
						位 置 ゾーン配置	ゾーン内
						位 置 計画配置 (相対配置)	設置位置の ズレ：30m
						高 さ C	集中配置： + 規定しない - 0
						長 幅	特記仕様書に よる

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 基につき 1 基以上の割合で測定する。		
魚礁沈設時に 10 基に 1 基以上測定 (GNSS 及び D-GNSS 等により測定)		
魚礁沈設時に全基測定 (GNSS 及び D-GNSS 等により測定)		
沈設後の出来形 集中配置、ゾーン配置は中心点から 8 方位を測定 計画配置は特記仕様書による 出来形図を作成し、記録紙にも寸法を表示し提出 (音響測深器等により測定)		

(1) 出来形管理基準及び規格値


単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	2 5 増殖場工	2 着定基質製作工		着定基質製作工		
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	2 5 増殖場工	3 着定基質組立工		着定基質組立工		
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	2 5 増殖場工	4 着定基質設置工		着定基質設置工		
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	2 5 増殖場工	5 石材着定基質工		石材投入工	投入位置 幅 B 長さ L	±30mm 出来形図を作成し、記録紙にも寸法を表示し提出

測定基準	測定箇所	摘要
「単体魚礁製作工」を適用		
「組立魚礁組立工」を適用		
「魚礁沈設」を適用		
特記仕様書による (GNSS 及び D-GNSS 等により測定) 各 3 測線以上 (音響測深器等により測定)		

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

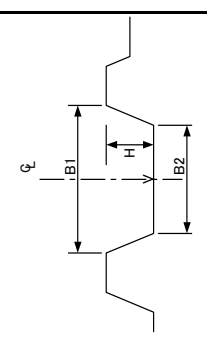
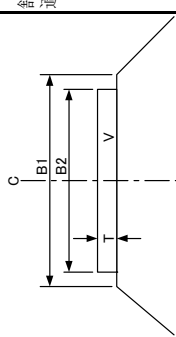
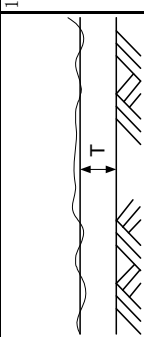
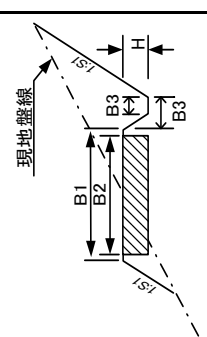
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11	5	3			浚渫工		水深(底面)	+0	測点毎に測定する。 法面は直角に測定する		
							水深(法面)	+0			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
12	土地改良編	2	ほ場整備	3	整地工	厚さ T	-20%	10a 当たり3点以上 (標高差測定又はほぼ掘りによる)		12-2-3-1	
12	土地改良編	2	ほ場整備	3	整地工	基準高 ▽	±150 (±100)	10a 当たり3点以上 (標高測定する)		12-2-3-1	
						均平度 ◇	±50 (±35)	() 内は管理基準値とする。基準高・均平度については、管理基準値の上下限の範囲内に入るものの確率は90%以上とする。			
12	土地改良編	2	ほ場整備	3	整地工	高さ H	-50	施工延長おおむね200mにつき1箇所。施工延長を示さない場合は、1畝区につき1箇所。		12-2-3-1	
						幅 B	-50				
12	土地改良編	2	ほ場整備	3	整地工	布設深 H	-75	施工延長おおむね200mにつき1箇所。施工延長を示さない場合は、1畝区につき1箇所。上下流端の2箇所。ただし、1本の布設長が100m以上のときは、中間点を加えた3箇所。		12-2-3-4	
							間隔 B		±750		
									500m以下	-1,000	
							500m超		-0.2%		
12	土地改良編	2	ほ場整備	3	整地工	布設深 H	-75	施工延長50mにつき1箇所。		12-2-3-4	
						施工延長	500m以下		-1,000		
							500m超		-0.2%		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要									
12 土地改良編	2 ほ場整備	4 用水路	1 共通工		土水路	基準高 ∇	±100	施工延長50mにつき1箇所。		12-2-4-1									
						幅 B	-75												
						高さ H	-75												
						延長 L	-400												
							-0.2%												
12 土地改良編	2 ほ場整備	7 道路工	11 砂利舗装工		道路工 (砂利道)	厚さ T	-45	幹線道路は、施工延長50mにつき1箇所。支線道路は、施工延長おおむね200mにつき1箇所。		12-2-7-11 舗装を行う時は適用しない。									
						幅 B	-150												
						延長 L	-400												
							-0.2%												
						12 土地改良編	3 農用地造成				3 基盤工	2 造成土工		耕起深耕	果樹	-75	1ha当たり10箇所測定するほか、つぼ掘り2箇所/ha。		12-3-3-2
															野菜	-15			
						12 土地改良編	3 農用地造成				3 基盤工	2 造成土工		テラス (階段畑)	幅 B ₁	-150	テラス延長100m当たり1箇所。		12-3-3-2
															耕起幅 B ₂	-150			
側溝幅 B ₃	-75																		
側溝高さ H	-75																		

出来形管理基準及び規格値

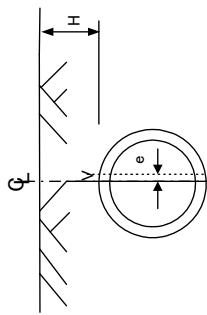
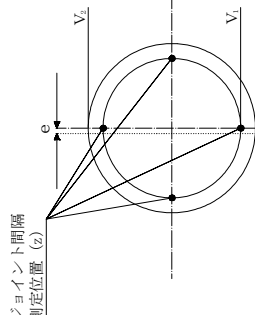
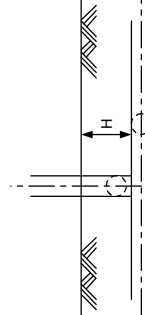
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 土地改良編	3 農用地造成	3 基盤工	2 造成土工		道路工 (耕作道)		幅 B	-150	施工延長おおむね100m当たり1箇所。		12-3-3-2
							厚さ T	-45 (±30)			
							側溝幅 b	-75			
							側溝高さ H	-75			
12 土地改良編	3 農用地造成	3 基盤工	2 造成土工		土壌改良		pH 測定	±0.5	50a 当たり1箇所 (深さ15cm) 改良材散布後2週間以上経過して測定する。(試験方法…ガラス電極法)		12-3-3-2 地表から15cmの土壌を柱状に採取し、良く混合する。
							基準高 ▽	±300			
12 土地改良編	4 農道	12 舗装工	4 砂利舗装工		砂利舗装工		厚さ T	-45	施工延長おおむね50mにつき1箇所。		12-4-12-4
							幅 B	-100			
12 土地改良編	5 水路トンネル	5 土工	1 トンネル掘削工		支保工		延長 L	-100	1. 間隔、幅は全基数について測定する。 2. 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆土工直前の2回とする。		12-5-5-1 破砕帯等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。吹付ロックボルト工法の吹付及びロックボルトは、道路トンネル(NATM)を参考とする。
							間隔 I	±75			
12 土地改良編	5 水路トンネル	5 土工	1 トンネル掘削工		支保工		幅 (Bタイプ) b	-0	1. 間隔、幅は全基数について測定する。 2. 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆土工直前の2回とする。		12-5-5-1 破砕帯等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。吹付ロックボルト工法の吹付及びロックボルトは、道路トンネル(NATM)を参考とする。
							幅 (C・Dタイプ) b	-40			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
12 土地改良編	5 水路トンネル	5 土工	2 覆工		コンクリート覆工	基準高 ▽	±50	1. 基準高、巻厚、幅、高さについては1スパンにつき1箇所。 2. 巻圧 (イ)コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ロ)コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工線目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ハ)削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③④において100mにつき1箇所。 ただし、トンネル延長が100m未満のものについては、2箇所以上の削孔を行い、巻厚測定を行う。 3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所。		12-5-5-2			
						巻厚 T	-0						
						幅 B	-40						
						高さ H	-40						
						直線部	±100						
						曲線部	±150						
						150m未満	-150						
						150m以上	-0.1%						
						基準高 ▽	±30				施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 曲線部の中心線のズレについては10mにつき1箇所、延長10m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		12-6-6-3
						厚さ T	-20						
幅 B	-25												
直線部	±50												
曲線部	±100												
延長 L	-200												
高さ H	±30												
幅 B	-100												
1施工箇所毎													
施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下は2箇所。													
12 土地改良編	6 水路	6 開渠工	3 プレキャスト開渠工		コンクリート二次製品 水路 鉄筋コンクリートL型 水路	基準高 ▽	±30	12-8-5-1 基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。高さ(H)の管理は、V2V1で算出するものとする。		12-8-5-1			
						厚さ T	-20						
12 土地改良編	8 管水路	5 管体基礎工	1 砂基礎工		管体基礎工 (砂基礎等)	高さ H	±30	12-8-5-1 基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。高さ(H)の管理は、V2V1で算出するものとする。		12-8-5-1			
						幅 B	-100						

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 土地改良編	8 管水路	6 管体工	1 硬質ポリ塩化ビニル管		管水路 (硬質ポリ塩化ビニル管等)	基準高 ∇	±50	設計図書に示された基準高、あるいは埋設深、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。		12-8-6-1
						埋設深 H	-50			
						中心線のズレ e	±120			
						施工延長	-200			
							-0.1%			
12 土地改良編	8 管水路	6 管体工	2 3 強化プラスチック管 手鋳鉄管 複合管 複合管 複合管		管水路 (強化プラスチック複合管) B形 T形 C形 (ダクタイル铸铁管) K形 T形 U形	基準高 ∇	±30 (縦圧地下水のある場合±50)	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所割合で測定する。上記未满是2箇所測定する。ジョイント間隔については1本毎に測定する。		12-8-6-2 12-8-6-3 Vの測定は管底(V1)を原則とし、測定時期は埋設完了とする。ただし、eは1.350mm以下又は埋設作業の開始直後の測定作業の開始後(埋設完了後)の測定とする。なお、「埋設完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を施した埋設完了時点とする。
						ジョイント間隔 Z	別表参照			
						中心線のズレ e	±100			
						施工延長	-200			
							-0.1%			
12 土地改良編	9 畑かん施設	9 末端工	2 散水支管設置工		スプリングラー	埋設深 H	-50	構造図の寸法表示箇所を測定する。		12-9-9-2
12 土地改良編	その他	施設機械製作据付工事			施設機械製作工 施設機械据付工			農業農村整備事業における施設機械製作工事及び据付工事に関する施工管理については、農林水産省監修「施設機械工事等施工管理基準」によるものとし、同基準に掲載のない工種については、国土交通省監修「機械工事施工管理基準」によるものとする。		

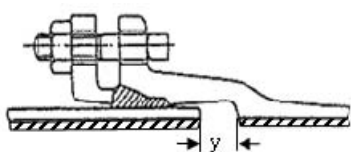
管水路（ダクタイル鋳鉄管）ジョイント間隔管理基準値

（単位：mm）

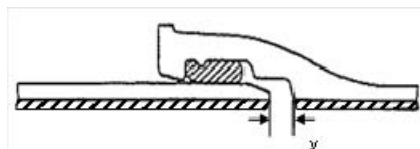
規 格	JIS G 5526・5527 及び JDP A G 1027		JIS G 5526・5527 及び JDP A G 1027・1029	
	8 管水路工事 K形		8 管水路工事 T形（直管）	
呼び径（mm）	管理基準値	（参考）規格値	管理基準値	（参考）規格値
75	+14 0	+19 0	+11 0	+16 0
100	+14 0	+19 0	+11 0	+16 0
150	+14 0	+19 0	+11 0	+16 0
200	+14 0	+19 0	+10 0	+14 0
250	+14 0	+19 0	+10 0	+14 0
300	+14 0	+19 0	+16 0	+24 0
350	+22 0	+31 0	+16 0	+24 0
400	+22 0	+31 0	+16 0	+24 0
450	+22 0	+31 0	+16 0	+24 0
500	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
600	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
700	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
800	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
900	+22 0	+31 0	+25 0	+40 0
1,000	+25 0	+36 0	+25 0	+40 0
1,100	+25 0	+36 0	+25 0	+40 0
1,200	+25 0	+36 0	+25 0	+50 0
1,350	+25 0	+36 0	+25 0	+50 0
1,500	+25 0	+36 0	+25 0	+60 0
1,600	+25 0	+40 0	+25 0	+70 0
1,650	+25 0	+45 0	+25 0	+70 0
1,800	+25 0	+45 0	+25 0	+80 0
2,000	+25 0	+50 0	+25 0	+90 0
2,100	+25 0	+55 0	— —	— —
2,200	+25 0	+55 0	— —	— —
2,400	+25 0	+60 0	— —	— —
2,600	+25 0	+70 0	— —	— —

- 注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所ノ平均値とする。
2. （参考）規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所ノうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700 mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径 800 mm以上に適用する。
- なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
4. 管の外から測定する場合の測定位置は施工管理記録様式に示す a'b'c'd'とする。
5. ダクタイル鋳鉄管のうち、K形管・T形管のジョイント間隔測定位置及びU形管の標準値は下図の y 寸法である。y の測定位置は、鋳鉄層とモルタルライニング層の境界部を目安とする。

K形管



T形管



(単位：mm)

規 格	JIS G 5526・5527 及び JDA G 1027・1029		JIS G 5526・5527 及び JDA G 1029				
	8 管水路工事 T 形 (異形管)		8 管水路工事 U 形				
呼び径 (mm)	管理基準値		(参考) 規格値	標準値	管理基準値	(参考) 規格値	
75	+11	0	+16	0	—	—	
100	+11	0	+17	0	—	—	
150	+11	0	+18	0	—	—	
200	+10	0	+16	0	—	—	
250	+10	0	+14	0	—	—	
300	—	—	—	—	—	—	
350	—	—	—	—	—	—	
400	—	—	—	—	—	—	
450	—	—	—	—	—	—	
500	—	—	—	—	—	—	
600	—	—	—	—	—	—	
700	—	—	—	—	105	+23 - 5	+32 - 5
800	—	—	—	—	105	+23 - 5	+32 - 5
900	—	—	—	—	105	+23 - 5	+32 - 5
1,000	—	—	—	—	105	+23 - 5	+33 - 5
1,100	—	—	—	—	105	+23 - 5	+33 - 5
1,200	—	—	—	—	105	+23 - 5	+33 - 5
1,350	—	—	—	—	105	+23 - 5	+35 - 5
1,500	—	—	—	—	105	+23 - 5	+35 - 5
1,600	—	—	—	—	115	+24 - 5	+33 - 5
1,650	—	—	—	—	115	+24 - 5	+33 - 5
1,800	—	—	—	—	115	+24 - 5	+33 - 5
2,000	—	—	—	—	115	+24 - 5	+36 - 5
2,100	—	—	—	—	115	+24 - 5	+36 - 5
2,200	—	—	—	—	115	+24 - 5	+36 - 5
2,400	—	—	—	—	115	+24 - 5	+36 - 5
2,600	—	—	—	—	130	+24 - 5	+36 - 5

注) 6. JDA G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) の呼び径は以下のとおり。

・ T 形及び T 形用継ぎ輪：300～2,000、K 形：300～2,600

JDA G 1029 (推進工法用ダクタイル鋳鉄管) の呼び径は以下のとおり。

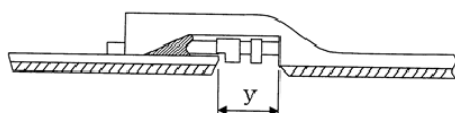
・ T 形：250～700、U 形：800～2,600

JDA G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) の T 形用継ぎ輪のジョイント間隔は、JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) の K 形に準じる。

7. JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) の K 形、U 形のジョイント間隔は、JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) の K 形、U 形に準じる。

8. 標準値は継手構造上、本来開くべきジョイント間隔値を示しており、規格値及び管理基準値は標準値に対する値を示している。

U 形管



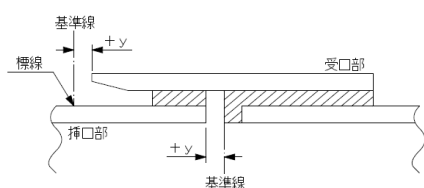
管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔管理基準値

（単位：mm）

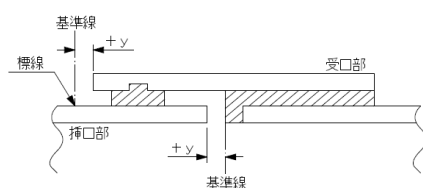
規格	J I S A 5350						
	B 形、C 形 及 び T 形						
	呼び径 (mm)	標準値	管理基準値		(参 考) 規 格 値		
良 質 地 盤					軟 弱 地 盤		
200	0	+10	0	+ 33	0	+22	0
250	0	+10	0	+ 33	0	+22	0
300	0	+10	0	+ 38	0	+25	0
350	0	+10	0	+ 38	0	+25	0
400	0	+10	0	+ 43	0	+28	0
450	0	+10	0	+ 43	0	+28	0
500	0	+15	0	+ 53	0	+35	0
600	0	+15	0	+ 53	0	+35	0
700	0	+15	0	+ 53	0	+35	0
800	0	+15	0	+ 53	0	+35	0
900	0	+15	0	+ 53	0	+35	0
1,000	0	+20	0	+ 53	0	+35	0
1,100	0	+20	0	+ 53	0	+35	0
1,200	0	+20	0	+ 53	0	+35	0
1,350	0	+20	0	+ 53	0	+35	0
1,500	0	+20	0	+ 53	0	+35	0
1,650	0	+25	0	+ 80	0	+53	0
1,800	0	+25	0	+ 80	0	+53	0
2,000	0	+25	0	+ 95	0	+63	0
2,200	0	+25	0	+ 95	0	+63	0
2,400	0	+25	0	+113	0	+75	0
2,600	0	+25	0	+113	0	+75	0
2,800	0	+25	0	+128	0	+85	0
3,000	0	+25	0	+128	0	+85	0

- 注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所 の平均値とする。
2. (参考)規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
3. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700 mm 以下の場合、管の外から測定してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径 800 mm 以上に適用する。
なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
4. 管の外面から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示す a' b' c' d' とする。
5. 継手部の標準断面は次ページのとおりであり、標準値は図の寸法 y である。なお、基準線に対し抜け出し側を(+)とする。
6. 測定値は、受口部長さの製品誤差によりマイナスとなる場合がある。

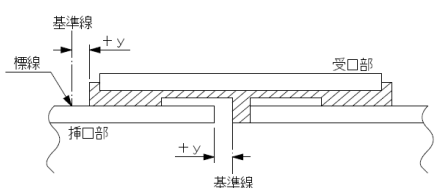
B形



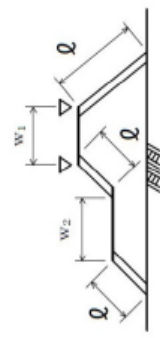
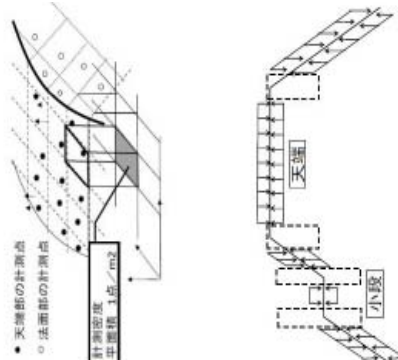
T形



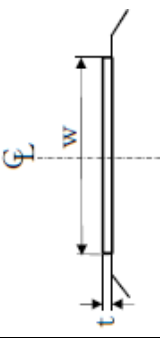

O形



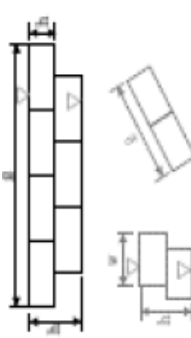
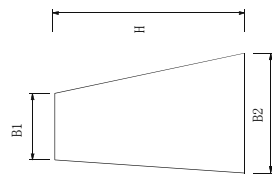
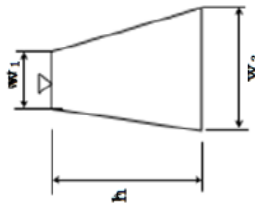
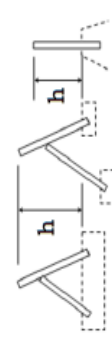
(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	共通編	1 適用	11	1	残土処理工		基準高 ∇	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のもは1施工箇所につき2箇所。ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の間隔毎、基準高は各法厚で測定。		
							法長 \emptyset	-100			
							幅 w_1, w_2	法長-2% -100			
3	共通編	2 土工	11	2	残土処理工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法厚、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		
							天端	±50			
							法面 (小段含む)	±80			
								±150			
								±190			

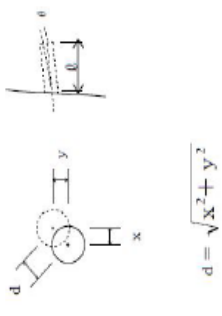
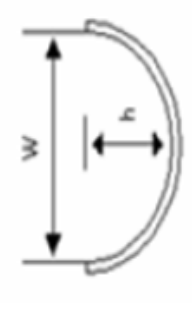
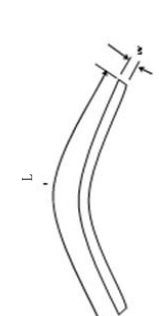

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	4	6	14		砂利路盤工		幅 w	-50	施工延長 40m につき 1ヶ所の割合で測定する。 延長40m以下のものは2ヶ所測定する。			
							厚さ t	-10%				
4	5				堆砂工 (堆砂垣、丘頂柵) 防風工 静砂工 (静砂垣)		基準高 ∇	±150	施工延長 50m につき 1箇所、50m未満は2箇所。			
							高さ H	±75				
							延長 L	-0.7%				
4	5				人工砂丘		基準高 ∇	±150	施工延長 50m につき 1箇所、50m未満は2箇所。			
							幅 B	-150				
							法長 l	4m 未満				-300
								4m 以上				-7%
							延長 L	-0.7%				
4	5				生育基盤盛土工		基準高 ∇ h	-50	施工延長40mにつき1箇所。 延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、各法厚で測定。			
							法長 l	$h < 5m$				-50
								$h \geq 5m$				-2%
							幅 W	-100				

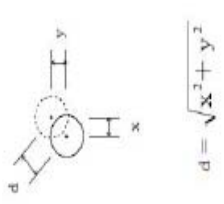
(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5	溪間・山腹工	3	6		かご工		基準高 ∇	±50	延長は全箇所高さ又は径については段数及び長さの異なる毎に測定する。又、同一段数及び長さの延長が20mを超える場合は、20m毎に測定する。なお、各個の寸法については、全個数の10%程度とする。		
							幅(厚さ) w	-50			
							高さ h	-50			
							長さ ϕ	-200			
5	溪間・山腹工	3	7		木製治山ダム本体工		基準高 ∇	-100	図面の表示箇所での測定。断面、形状等の変化点毎に測定する。		
							長さ L	-50			
							幅 B	-50			
5	溪間・山腹工	5	3		コンクリート土留工		基準高 ∇	±50	図面の表示箇所での測定。断面、形状等の変化点毎に測定する。		
							高さ h	-50			
							幅(厚さ) w1, w2	-100			
							長さ L	-30			
5	溪間・山腹工	5	3		鋼製落石防止壁工		基準高 ∇	±50	図面の表示箇所での測定。 コンクリート基礎がある場合は、5-5-6-3 コンクリート土留工による。		
							長さ L	-50			
							高さ h	-30			

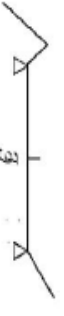
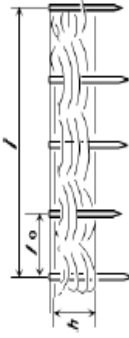
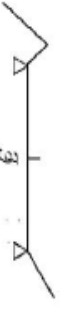
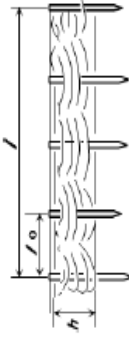
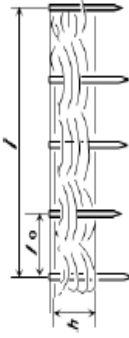
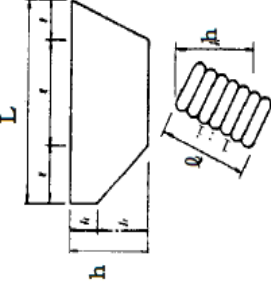
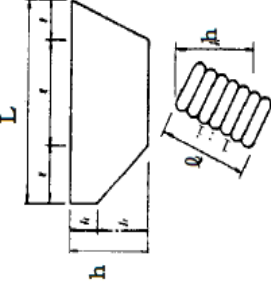
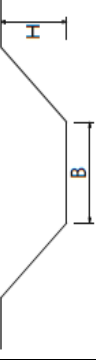
(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5	溪間・山腹工	9	5		ボーリング暗渠工		基準高	±100	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
							長さ L	設計値以上			
							高さ h	±1度			
							方向	±2.5度			
5	溪間・山腹工	10	3		水路工		幅 w	-100			
							深さ h	-50			
							延長 L	-200			
5	溪間・山腹工	12			筋工		延長 L	-L/50 (-100~-400)	全箇所		
							幅(厚さ) w	-50			
5	溪間・山腹工	13			伏工		高さ h	-200	法長の変化点毎に1ヶ所の割合で測定する。40m以下の場合は2ヶ所とする		
							s0 < 5 m	-4%			
								s0 ≥ 5 m			
							延長 l				

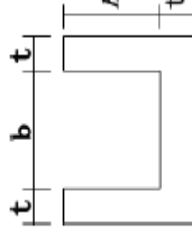
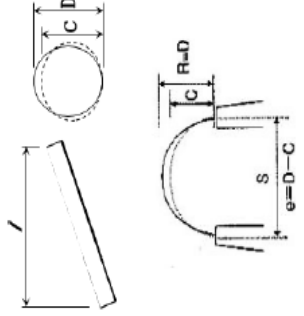
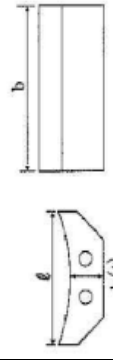
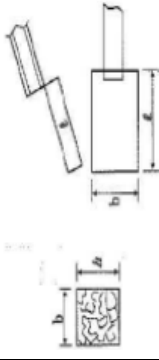
(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5	溪間・山腹工	17	植栽工		植栽 改植 補植		面積 A	-0.7%	1 施工箇所単位で面積を測定する。 1ha 当たり標準地 0.05ha1 箇所設定する。 1ha 未満は 2 箇所設定し本数を測定する。		1 施工箇所 本数は標準 地本数より 換算する。
							本数	-0.7%			
5	溪間・山腹工	4	保育		部分補植 雪起こし追肥 下刈り クズ防除カヤ防除 枝落としつる切り除伐 本数調整伐害虫防除		面積 A	-0.7%	1 施工箇所単位で面積を測定する。 1ha 当たり標準地 0.05ha1 箇所設定する。 1ha 未満は 2 箇所設定し本数を測定する。		特記仕様書 記載数量単 位により施 工管理を行 う
							本数	-0.7%			
5	溪間・山腹工	7	杭工		杭工		基準高 ▽	±50			
							根入長	設計値以上			
5	溪間・山腹工	4	歩道作設		歩道作設		偏心量 d	D/4以内かつ 100以内			
							延長	設計値以上			
5	溪間・山腹工	8	森林整備		歩道作設		幅員	設計値以上			
								設計値以上			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	林 道	1	適用		路線・縦断	IPの位置	交角±30° コンパス等の場合 ±1°	全 I P 平面図の曲線表等に記入する。		
						IPの距離(L)	L ≤ 40m ±200 L > 40m ±0.5%			
6	林 道	1	適用		路線・縦断	測点間の距離	±100	全測点 横断面図等に記入する。		施工基面高は、特に指定しない限り中心線 で測定する。
						中心線の寄り	±100			
6	林 道	5	法面工	8	柵工	施工基面高	±100	全箇所		
						延長	0 < 1.0 m -200 0 ≥ 1.0 m -2%			
6	林 道	7	擁壁工	12 13	木製土留・擁壁工 土のう積土留工	柵高 h	-30	全測点 横断面図、縦断計算表、野帳等に記入す る。		
						杭の使用本数	0/00+1以上			
6	林 道	10	排水施設工	3	側溝工 (養殖)	杭の間隔 φ	+200	全箇所測定 杭数の10%程度について測定する。ただ し、杭の仕様本数は全数について確認す る。 野帳等に記入する		
						杭の末口径 D	-10%			
6	林 道	7	擁壁工	12 13	木製土留・擁壁工 土のう積土留工	法長(φ)又は高さ(h)	-100	断面、形状等の変化点毎に測定する。 設計図、野帳に記入または出来形図等を 作成する。ただし簡易なものは見取り図 とすることができる。		
						のり勾配(i)	-0.5分			
6	林 道	10	排水施設工	3	側溝工 (養殖)	延 長 L	-100	断面、形状等の変化点毎に測定する。 設計図、野帳に記入または出来形図等を 作成する。ただし簡易なものは見取り図 とすることができる。		
						高さ H	-50			
6	林 道	10	排水施設工	3	側溝工 (養殖)	幅 B	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下 のものは1施工箇所につき2箇所。 野帳に記入する。		
						延 長 L	-0.1% 最大-200			

(1) 出来形管理基準及び規格値

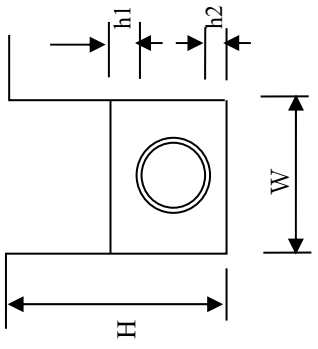
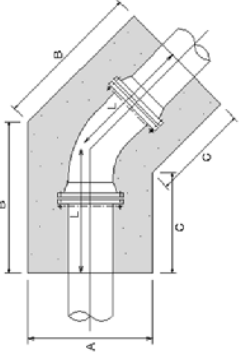
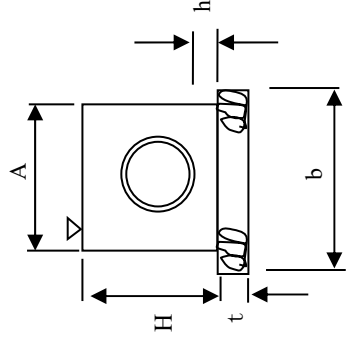
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	1	林道	10	4	横断工 (開渠)		基準高	±50	1施工当たり2箇所程度測定する。ただし、施工延長が20mを超える場合は、20m程度毎に測定する。 工場製品の寸法は、規格証明書等による。 設計図・野帳に記入または出来形図等を作成する。		
							高さ h	-20			
							幅 b	-30			
							厚さ t	-10			
							延長 L	-0.1% 最大-200			
6	1	林道	10	6	コルゲートパイプ工 コルゲート フリユーム工		基準高	±50	1施工箇所当たり2箇所。ただし施工延長が20mを超える場合は、20m程度毎に測定する。 工場製品の寸法は、規格証明書等による。 ただし、製造元の製品の仕様により許容値が定められている場合は、当該許容値を規格値に読み替えるものとし、製造元の証明書を添付するものとする。		
							変形量 n	e/D ±5%			
							スパン b	±2%			
							延長 l	-0.1% 最大-200			
6	1	林道工事	10	7	洗越工		高さ(厚さ) h, t	-50	全箇所 断面、形状等の変化点毎に測定する。 設計図、野帳に記入または出来高図等を作成する。		
							幅 b	-30			
							長さ l	-200			
6	1	林道	10	11	流末工		長さ l	-100	全箇所 設計図に記入または等に記載する。		
							幅 b	-50			
							高さ(厚さ) h	-10			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	1	林道	4	11	落石防止網工		区間長 ϕ	-100	全箇所 ただし、ロープ間隔は変化点毎の全間隔とする。 法長は、最上段と最下段のロープ間隔とする。 設計図に記入または出来形図等を作成する。		
							$\phi \geq 10m$	-1% 最大-200			
6	1	林道	5	11	落石防護柵工		ロープ間隔 D	-100	全箇所 厚さは、1施工箇所当たり2箇所以上とする。 設計図に記入または出来形図等を作成する。		
							法長 S0	-2%			
6	1	林道	3	3	木造橋上部		基準高 ∇	± 100	全箇所 橋軸方向の断面寸法は、中央及び両端部、その他は寸法表示箇所を測定する。		
							延長 ϕ	-50			
6	1	林道	3	3	木造橋上部		$\phi \geq 10m$	-0.5% 最大-100	全箇所 厚さは、1施工箇所当たり2箇所以上とする。 設計図に記入または出来形図等を作成する。		
							高さ h	-50			
6	1	林道	3	3	木造橋上部		厚さ t	-200	全箇所 橋軸方向の断面寸法は、中央及び両端部、その他は寸法表示箇所を測定する。		
							橋長、支間長 L	± 50			
6	1	林道	3	3	木造橋上部		全幅 B	± 50	全箇所 橋軸方向の断面寸法は、中央及び両端部、その他は寸法表示箇所を測定する。		
							全幅員 B1	± 50			
6	1	林道	3	3	木造橋上部		けた中心間距離 D	± 30	全箇所 橋軸方向の断面寸法は、中央及び両端部、その他は寸法表示箇所を測定する。		
							橋台土留め (橋軸直角 又は斜角方向)	-50			
6	1	林道	3	3	木造橋上部		幅 b	-30	全箇所 橋軸方向の断面寸法は、中央及び両端部、その他は寸法表示箇所を測定する。		
							高さ H	-30			
6	1	林道	3	3	木造橋上部		加工部材長さ	± 50	全箇所 橋軸方向の断面寸法は、中央及び両端部、その他は寸法表示箇所を測定する。		
							橋軸の偏心量 e	± 10			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
測点毎(50m)に確認。施工延長が100m未満の場合は2箇所以上。		
1 施工毎。		
		

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
14	水道編	2	管路	掘削及び埋戻し	掘削工	管土工	深さ H	±50
							幅 W	-30
							厚さ h1, h2	-30
14	水道編	2	管路	1	施工	管防護工 (スラストコンクリート等)	基準高 ▽	±50
							高さ H	-30
							管下高さ h	±50
							長さ A, B, C, L	-30
14	水道編	2	管路	1	施工	基礎工 (栗石・クラックアウト 均しコンクリート)	幅 b	設計値以上
							厚さ t	-30

(1) 出来形管理基準及び規格値

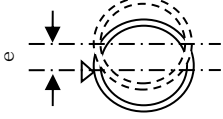
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>1 施工毎。 ※は現場打ちがある場合。</p>		

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
14	水道編	2	管路	6	管に附帯する構造物	人孔・弁室等	基準高(管頂)▽	±30
							※厚さ t1~t5	-20
							※幅 w1, w2	-30
							※高さ h1, h2	±30
14	水道編	2	管路	6	管に附帯する構造物	基礎工 (栗石・クラジヤック) 均しコンクリート	幅 w1, w2	設計値以上
							厚さ t1, t2	-30

(1) 出来形管理基準及び規格値

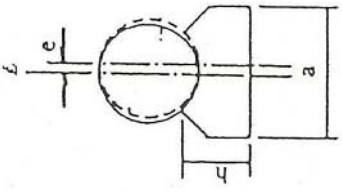
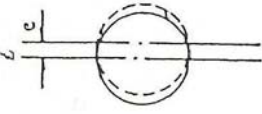
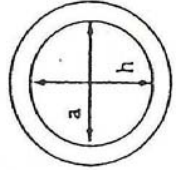
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
測点毎 (50m) に確認。 施工延長が 100m 未満の場合は 2 箇所以上。 管延長 $L < 200m$ $L \geq 200m$		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
14	水道編	2	管路		管布設工	基準高 ∇	± 50
			1	管の据付け		偏 芯 e	± 50
		8	管弁類及び伸縮可壊管の据付け			延 長 L	-200
							-0.10%

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 20mにつき 1 箇所の割合で測定する。</p> <p>各人孔間</p>		
<p>基準高・蛇行は、推進管 1 本ごとにつき 1 箇所の割合で測定する。</p> <p>各人孔間</p>		
<p>基準高・蛇行は、セグメント 5 リングにつき 1 箇所の割合で測定する。</p> <p>各人孔間</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値
15 下水道編	1 下水道				開削管渠工	基準高	±30
						蛇行 (e)	±50
						勾配	設計勾配の ±20%
						幅 (a)	-30
						高 (h)	-30
						延長	-ℓ/500 かつ -200
						総延長	-200
						基準高	±50
						蛇行 (e)	±50
15 下水道編	1 下水道		6 調査及び測定		推進管渠工	勾配	設計勾配の ±20%
						延長	-ℓ/500 かつ -200
						総延長	-200
						基準高	±50
						蛇行	±50
						仕上り内径 (a)	±20
						仕上り内径 (h)	±20
						勾配	設計勾配の ±20%
						延長	-ℓ/500 かつ -200
総延長	-200						
15 下水道編	1 下水道				シールド工	基準高	±50
						蛇行	±50
						調査及び測定	

(1) 出来形管理基準及び規格値

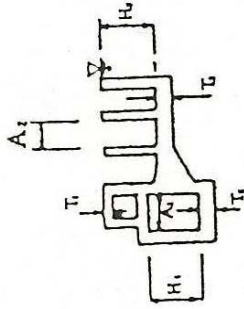
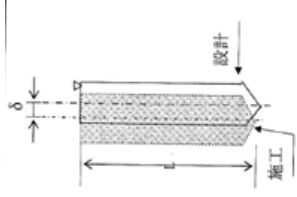
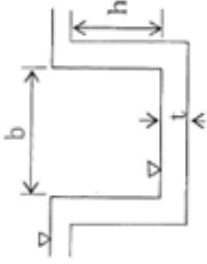
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>基準高・蛇行・厚さ・幅・高は1打設長ごとに両端部を測定する。1打設長が20m以上の場合は、施工延長20mにつき1箇所割合で測定する。</p> <p>各人孔間</p>		
<p>1 施工箇所ごと</p>		
<p>1 施工箇所ごと</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値
15 下水道編	1 下水道	7 築造工	6 マンホール、ます等の築造		函渠工	基準高	±30
						蛇行 (e)	±50
						厚さ (T)	-20
						幅 (内) (A)	-30
						高 (H)	±30
						勾配	設計勾配の ±20%
						延長	- 0 / 500 かつ -200
総延長	-200						
15 下水道編	1 下水道	7 築造工	6 マンホール、ます等の築造		標準人孔築造工	基準高	±30
						厚さ (T)	-20
						幅 (内) (A)	-30
						高 (H)	±30
						基準高	±30
						厚さ (T)	-20
						幅 (内) (A)	-30
高 (H)	±30						
15 下水道編	1 下水道	7 築造工	6 マンホール、ます等の築造		特殊人孔築造工	基準高	±30
						厚さ (T)	-20
						幅 (内) (A)	-30
						高 (H)	±30
						基準高	±30
						厚さ (T)	-20
						幅 (内) (A)	-30
高 (H)	±30						

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
図面の主要な寸法表示箇所にて測定する。		
全数について杭中心で測定する。 (独立・複合フーチング等の場合は監督員の指示により必要な措置を行うものとする)		
図面の主要な寸法表示箇所にて測定する。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
15	下水道編				ポンプ場・終末処理場 (池・槽の主構造部)	基準高	±30
						厚さ (T)	-20 <small>※ただし 床版厚 -10</small>
						幅 (A)	±30
						高さ (H)	±30
						長さ (L)	±50
15	下水道編				ポンプ場・終末処理場 基礎杭 (既製杭)	基準高	±50
						偏心量 (δ)	D/4 かつ 100
						根入長 (L)	設計値以上
15	下水道編				ポンプ場・終末処理場 池・槽の付属構造物	基準高	±20
						幅 (b)	±20
						高さ (h)	±20
						厚さ (t)	±10
						長さ	±50

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値
15	下水道編				ポンプ場・終末処理場 (開口部)	基準高	+0、-20
						幅	+20、-0
						幅又は長さ	±20
15	下水道編				ポンプ場・終末処理場 (越流とい)	基準高	±20
						幅	±20
						高さ	-20
						長さ	±50
15	下水道編				ポンプ場・終末処理場 (越流せき)	基準高	±20
						幅	±20
						高さ	-20
						長さ	±20

測定基準	測定箇所	摘要
図面の主要な寸法表示箇所にて測定する。 (永久開口箇所)		
同上		
同上 (流出といへの越流せきを除く一般のコンクリートせき等縁金物使用の場合 は基礎高は5mm)		
この基準に記載されていない工種については(公社)日本下水道協会の基準を準用する。		